

「北京行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の実施の見直しと評価 (E.CN.6/2015/3)

事務総長報告書

概要

本報告書は、「北京行動綱領」の実施とジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成並びに経済社会理事会決議 2013/18 でマנדートを与えられたジェンダーの視点を通じたポスト 2015 年の開発アジェンダでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントを強化する機会に影響を及ぼす現在の課題を含め、「北京行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の見直しと評価として役立つものである。本報告書は、経済社会理事会が、優先テーマに特に重点を置いて、国内の政策とプログラムの開発・実施・評価にジェンダーの視点を主流化する際の進歩に関して、毎年、報告書を婦人の地位委員会に提出するよう事務総長に要請した経済社会理事会決議 2013/18 に従って提出されるものである。

I. 序論

1. 「北京宣言と行動綱領」は、1995 年に、「第 4 回世界女性会議」で採択された。「行動綱領」は、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権の実現のための最も包括的な世界的政策枠組である。「行動綱領」は、1975 年にメキシコ・シティで開催され、1980 年にはコペンハーゲンで、1985 年にはナイロビで開催された以前の「世界会議」でなされた公約、並びに 1990 年代の国連会議と首脳会合でなされた公約に基づいている。
2. 総会は、「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会で、2000 年に、「北京宣言と行動綱領」の 5 年後の見直しと評価を行った。総会は、政治宣言(総会決議 S-23/2 を参照)と「北京宣言と行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシャティヴ」と題する成果文書(決議 S-23/3 を参照)を採択した。各国政府は、「北京宣言と行動綱領」を実施することを公約し、ジェンダー平等の達成を推進するためのさらなる行動とイニシャティヴに関して合意した。
3. 2005 年の第 49 回会期、2010 年の第 54 回会期で、婦人の地位委員会は、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果の実施の 10 年後と 15 年後の見直しと評価を行った(E/2005/27-E/CN.6/2005/11 及び Corr.1 並びに DE/2010/27-E/CN.6/2010/11 及び Corr.1 を参照)。それぞれの見直しに続いて、加盟国は、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果を再確認する宣言を採択した。2 つの見直しの中で、遂げられた進歩を歓迎しながらも、加盟国は、実施に対する課題と障害が依然として残っていることを強調し、「北京宣言と行動綱領」の完全かつ促進された実施を確保するためのさらなる行動を取ることを誓った。
4. 経済社会理事会は、その決議 2013/18 で、第 59 回婦人の地位委員会が、「行動綱領」の実施とジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成に影響を及ぼす現在の課題並びにジェンダーの視点の統合を通して、ポスト 2015 年の開発アジェンダにおいてジェンダー平等と女性のエンパワーメントを強化するための機会を含め、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の実施の見直しと評価を行うことを決定した。
5. この決議は、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の実施において遂げた進歩と遭遇した課題の包括的な国レベルの見直しを行なうようすべての国々に要請し、地域レベルでの政府間プロセスの成果が、2015 年の見直しを特徴づけることができるように、地域の見直しを行うよう地域委員会を奨励した。
6. 本報告書は、国内レベルでの「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の実施の見直しを提供する。本報告書は、2013 年にジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連機関(国連ウィメン)が提供し、2013 年末にそれぞれの地域のすべての加盟国とオブザーヴァー国に地域委員会が配布し

たガイダンス・メモに対する回答を利用している¹。2014年12月12日までに、164の加盟国が、ガイダンス・メモに回答した。地域別の回答率の全体像は、本報告書の付録として閲覧できる(付録を参照)。

7. 特に「北京行動綱領」の実施とポスト 2015 年の開発アジェンダにおけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための機会との間の関連性に重点を置くことを通じた第58回婦人の地位委員会の審議が、2015年9月に開催されることになっている首脳会合で、国家と政府の長によって採択されることになっているテキストとなることが期待されている 2015 年の開発アジェンダの継続中の政府間審議に重要な貢献をするであろう。

(房野桂 訳)

II. 地域見直しプロセス

8. 1995年に北京で開催された「第4回世界女性会議」に先立って、加盟国によって地域行動計画が採択された。2000年、2005年、2010年の「北京行動綱領」実施の5年後、10年後、15年後の見直しの状況で、地域の見直し・評価プロセスも行われた。

9. 経済社会理事会は、地域レベルでの政府間プロセスの成果が 2015 年の見直しを特徴づけるように地域見直しを行うよう地域委員会を奨励した(決議 2013/18 を参照)。2014年11月末現在、5つの地域委員会のうち4つが、地域見直しプロセスを完了していた。NGOは、地域委員会によって開催された会議に関連して、またはこれに先立って、地域で会議を開催した。NGOは、地域の政府間会議にも積極的に参加した。

10. 欧州経済委員会は、ジュネーヴで2014年11月6日と7日に、その地域見直し行事を開催し、会議の成果は、共同議長の結果の中で提出された。アジア太平洋経済社会委員会は、バンコクで11月17日から20日まで「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するアジア大洋会議」を開催した。この会議は、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進に関するアジア太平洋閣僚宣言」を採択した。アフリカ経済委員会は、アディスアベバで11月17日から19日まで、「北京宣言と行動綱領」の20周年というテーマで、第9回「アフリカ地域女性会議」を開催した。この会議は、「北京行動綱領実施の促進に関するアディスアベバ宣言: アフリカの女性と女の子のための変革に向けて」を採択した。ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会は、11月17日から19日まで、サンチャゴで開催された「ラテンアメリカ・カリブ海地域会議」の第55回「司会者」会議中に、ラテンアメリカ・カリブ海「北京宣言と行動綱領」の20周年に関する特別会期を開催し、この機会に関するステートメントを採択した。「西アジア経済社会委員会女性センター」は、アラブ地域での採択 20 年後に、「北京宣言と行動綱領」の実施に関して実現された進歩を見直すために、10月22日と23日に、専門家グループ会議を開催した。西アジア経済社会委員会の加盟国政府間会議は、2015年2月の早い時期に計画されている。

11. 地域見直しプロセスと地域政府間会議の成果のために準備された地域報告書は、婦人の地位委員会が利用できるものにされるであろう。利用できる場所では、地域見直し会議からの結果が、本報告書に反映されている。

(房野桂 訳)

III. 「北京行動綱領」実施 20 年の全体像: 不均衡な進歩、根強い新たな課題及び変革のための触媒

12. 「第4回世界女性会議」が、「北京宣言と行動綱領」の中でジェンダー平等を達成するための広大な夢と画期的な一連の公約を詳しく説いて以来 20 年が過ぎた。1995年に、ジェンダー平等の提唱者たちは、ジェンダー平等と女性と女の子の人権の完全実現を達成するために、女性と女の子が経験しているエンパワーメントの欠如と多数の人権侵害及び包括的な法律と慣行並びに正規の機関(例えば、国、市場、国内及び世界のガバナンス構造)と非正規の機関(例えば家庭と地域社会)の変革の必要性を前面に出した。

¹ 本報告書は、「行動綱領」の実施における世界的傾向の見直しを提供する。個々の加盟国の法律、政策、プログラムに対する特別な言及を提供するものではない。本報告書の特徴づけている国からの回答は、ガイダンス・メモと共に、www.unwomen.org/en/csw/csw59-2015/preparation より閲覧可能。

13. 過去 20 年にわたって、ジェンダー平等に向けた進歩は限られていた。国々は、ますます、法律における差別を除去し、ジェンダー平等を推進し、女性と女兒に対する暴力に対処する法律を制定してきた。初等教育・中等教育における女兒の就学率には進歩があった。地域の中には、女性の労働力への参入が増加したところもある。地域の中には、避妊法(薬)への女性のアクセスを高める際に進歩を遂げたところもある。女性性器切除、子ども結婚、早期・強制結婚のような有害な慣行は、状況によっては減少し始めている。国々の中には、国の議会への女性の代表者数において重要な進歩を遂げているところもある。女性・平和・安全保障に関する世界アジェンダでは、重要な規範的前進が遂げられてきた。

14. しかし、全体的な進歩は、状況によっては停滞及び後退さえある状態で、受容できないほどに遅かった。ジェンダー平等に向けた変化は十分でもなければ、不可逆的でもなかった。法律における差別は、特に家族法の領域で、多くの国々で根強く続いている。女性の増加する教育達成度と労働市場への増加する参入は、より良い雇用条件とその昇格と賃金の平等の見込みとはマッチしていない。国際労働機関(ILO)によれば、現在の進歩の割合では、同一価値労働に対する同一報酬に達するには後 75 年以上かかるであろう²。大勢の女性は、依然としてディーセント・ワークへのアクセスがなく、相続と財産への平等な権利を否定され、貧困に対して脆弱なままである。女性の不相応な無償のケア労働の割合が、継続してその人権の享受を制限している地域もある。女性と女兒に対する暴力は、多くの形態を取り、公的・私的空間で驚くほどの高いレベルで根強く続いている。受容できないほど高い程度の妊産婦死亡率が根強く続いている地域もある。あらゆるレベルの意思決定ですでに限られた女性の存在は、しばしば妨げられ、女性は依然として最高の政治的な指導レベルではかなり数が少ないままである。

15. 「行動綱領」の実施における全体的進歩は、重複し重なり合う形態の差別を経験している女性と女兒にとっては特に遅かった。教育における就学率、妊産婦死亡及び水と下水処理のようなサービスへのアクセスを含め、いくつかの指標に、農山漁村地域と貧しい都会の定住地で暮らしている貧しい女性と女兒にとってはあからさまな格差が存在する。若い女性は、若い男性と比べて、HIV 新規感染のはるかに高い危険にさらされている。障害を持つ女性、先住民族女性、移動女性及びレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・性同一性障害女性のような周縁化されたグループの女性は、特に差別と暴力の危険にさらされている。

16. ジェンダー平等に向けた進歩は、より幅広い政治的・社会的・経済的状况によって遅らされてきた。2007/2008 年以來の世界危機の連続が、不平等を高め(国内的にも国と国との間でも)、周縁化されたグループの脆弱性を高めてきた国内の経済モデルの欠点を目立たせてきた。実際、増加する不平等は、食糧危機と共に、特に女性と女兒に意味合いを持って、人々にかかなりの否定的インパクトを与えてきた 2007/2008 年の世界金融危機の近因の一つとして明らかにされてきた。

17. 増加する不平等と高まる脆弱性は、サービスと経済的機會へのアクセスを制限し、暴力に対するその脆弱性を増すことによって女性と女兒に否定的インパクトを与えている暴力的な紛争の根強さにも関連している。極端主義と保守主義が増えており、様々な状況にわたって多様な形態で現れているが、共通の特徴は、例えば、女性の性と生殖に関する健康と権利を制限し、女性に対する暴力を大目に見、推進さえし、女性と女兒の自立と公的領域へのかかわりを制限する女性の人権に対する抵抗である。状況によっては、女性の権利提唱者や人権擁護者が、その努力の結果としてますます暴力を受けている。

18. 差別的な社会規範とジェンダー固定観念が、依然として正規・非正規機関にわたって広がっており、継続してジェンダー平等に向けた進歩の足を引っ張っている。例えば、有償労働においても無償労働においても不平等な分業や稼ぎ手としての男性に関する固定観念のような労働市場に深く根差した差別的な社会規範と固定観念が、女性の社会的・経済的権利の享受を制限している。教育、土地及びその他の生産財への女性の不平等なアクセスの底辺にある差別的な社会規範と慣行は、女性の適切な水準の生活への権利の享受を制限している。女性と女兒に対する暴力を大目に見る社会規範は、彼女たちが社会的・経済的・政治的生活に完全に平等に参画することを妨げている。あらゆるレベルでのこれら凝り固まった社会規範と構造的課題が、「北京宣言と行動綱領」の夢を実現するために必要なジェンダー力関係の変革を妨げている。

² 国際労働機関、事務局長報告書: 社会正義の新時代、2011 年 6 月 1-17 日、ジュネーヴにおける第 100 回国際労働大会のために準備された文書(ジュネーヴ、国際労働事務所、2011 年)。

19. 危機後の状況で、多くの国々によって採用された緊縮措置の結果として、悪化してきた根強い問題であるジェンダー平等への慢性的な投資の少なさが継続している。ジェンダー平等達成にとって重要なセクターを含め、「ミレニアム開発目標」達成に関連するセクターにおける政府予算からのデータに基づく公共支出の分析は、2008年から2009年の最初の支出の増加の期間にもかかわらず、多くの開発途上国で、支出が停滞しているかまたは減っている状態で、この傾向が今では逆転している。ジェンダー平等に重点を置いた政府開発援助の割合は、近年、比較的安定したままであるが、特に援助支出がセクターごとに内訳されると、ジェンダー平等へのかなりの投資不足が残る。ジェンダー平等に重点を置いた援助は、経済セクターを対象とした援助が驚くほど少ない状態で、教育と保健の社会セクターに集中している。必要性があるにもかかわらず、平和と安全保障及び性と生殖に関する健康と権利における女性の役割を支援するドナーの資金提供は、依然として不適切である³。地方・国内・地域・世界レベルの女性団体は、依然としてかなりの資金不足である。

20. 以下のセクションで論じられるように、より幅広い状況でのそのような課題にもかかわらず、多くの国々は、法律、政策及びプログラムを導入し、実施することにより、女性の権利を実現するために重要な進歩を遂げてきた。変革的進歩の多くは、女性運動によって牽引され、地方自治体と国の政府、議会及び政党のその他のジェンダー平等の提唱者と同盟して活動してきたところでは、しばしば、より効果的であった。そのような進歩は、私的・公的場での女性に対する暴力の連続に関する行動を公的問題として認め、無償のケア労働を公共の善として認めるといったような政策対応における重要ないくつかのパラダイム・シフトに火をつけることに役立ってきた。実際、女性の権利を推進する際の自立したフェミニスト団体の役割は、40年にわたる70か国に関する比較調査で、ジェンダー平等政策の実施における最も重要な要因として認められている⁴。

(房野桂 訳)

IV. 「行動綱領」実施の見直しを組み立てる

21. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「北京宣言と行動綱領」は、女性が実際にその人権を享受することを保証する正規の平等を超える平等、つまり、実体的平等に対する幅広い理解を正式に記している。女性と男性による権利の平等な行使と享受には、資源と権力への平等なアクセスがあり、平等な尊重と尊厳を経験し、平等な発言権の行使があることが必要である。実体的平等の達成には、直接的形態の差別も間接的形態の差別も対処され、さらなる差別が防止されることが必要である。女性の不利な条件を矯正し、男女間の不平等な力関係を強化し、再生産する機関と構造を変革する特別措置が用いられるべきである。女性の人権に関する進歩は別箇に扱われているが(パラ 256-288を参照)、12の重大問題領域のすべての実施は(セクション Vを参照)、人権と実体的平等の観点から分析されている。

22. 12の重大問題領域の見直しは(セクション Vを参照)、それらの間の重要な相互関連性と相乗作用を認めることが重要である。例えば、女性の貧困の重複する側面に効果的に対処できる貧困根絶戦略は、女性の労働権と職場での権利、司法、保健ケア、教育のような重要なサービスへの権利並びに暴力と差別を受けない権利を含め、多くの領域の行動を包摂する必要があるであろう、同様に、女性に対する暴力を効果的に防止し、対応するには、質の高い保健ケアへのアクセス、司法サービスへのアクセス、ディーセント・ワークへのアクセス及び包括的な性教育の提供を含め、いくつかの重大問題領域にわたる行動が必要である。こういった相互関連性と相乗作用は、人権の不可分性と相互依存性を物語っている。

23. 進歩の全体像が示しているように、ジェンダー不平等はいつでも他の形態の不平等と重なり合っている。これは、女性と女兒の生活における進歩は、しばしば不均衡であることを意味している。例えば、しばしば貧しい家庭の家族でもある先住民族女性のような周縁化されたグループが経験する重複し重な

³ 経済協力開発機構、「ポスト 2015 年の枠組みでのジェンダー平等と女性の権利の優先事項や残した仕事に資金を提供する」、技術ブリーフ(パリ、2014年)。www.oecd.org/dac/gender より閲覧可能。

⁴ Mala Htun 及び Laurel Weldon、「漸進的政策変化の市民的源：世界的観点で女性に対する暴力と闘う 1975-2005 年」、アメリカ政治学レビュー、第 106 巻、第 3 号(2012年)。

り合う不平等との闘いは、社会経済的に不利な条件のみならず、差別、汚名、暴力にも対処する特別な行動を必要としている。資源の配分における家庭内の差別の結果として、女性と女兒は、家庭の所得と富から平等に利益を得ていないかも知れないが、増加する所得の不平等は、平均して、女性と女兒の間のさらなる社会経済的不平等と多数の女性と女兒が取り残される危険を意味している。ジェンダー不平等とその他の不平等との重なり合いは、12の重大問題領域すべてにわたって強調されている。

24. 最後に、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性の権利の持続可能な開発に対する中心性は、ここ数十年でますます認められるようになってきている。「私たちが望む未来」と題する「国連持続可能な開発会議」の成果文書(総会決議 66/288、付録を参照)で、参加者たちは、持続可能な開発の3本柱---経済的、社会的及び環境的---にわたって、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの重要性を認め、あらゆるレベルの持続可能な開発政策、プログラム及び意思決定におけるジェンダー平等と女性の完全な参画を推進することを決意した。本見直しを支援している開発に対する理解は、持続可能な開発の3つの側面の統合にかかわる、持続可能な開発が「未来の世代のニーズに応える能力を損なうことなく、現在のニーズに」応えるべきであるという「持続可能な開発世界委員会」の画期的報告書で提案されている定義に沿うものである(総会決議 42/187を参照)。見直しは、その分析を人権枠組に根を下ろさせ、平等と正義の問題が未来の世代のみならず現在の世代にとっても重要であることを強調することにより、この定義に基づいている。従って、持続可能な開発は、現在も未来も、人間の福利と尊厳、生態的完結性、ジェンダー平等及び社会正義を確保する経済的・社会的・環境的開発である(A/69/156を参照)。

(房野桂 訳)

V. 重大問題領域ごとの国内での実施の見直し

25. 本セクションは、12の重大問題領域における国内での実施を見直す。それぞれのサブ・セクションは、「行動綱領」の戦略目標と特にこの前の国内での実施の世界的見直しが行われた2010年以来の重要な規範的進歩の全体像から始まる(E/2010/4-E/CN.6/3010/2を参照)。サブ・セクションは、量的データを利用した世界的傾向の評価と共に、継続して、できる限り、過去20年にわたる情報を提供する。データ、特に傾向データが乏しいテーマもあり、重大問題領域の中には、進歩の分析が制限されているものもある。

26. それから、それぞれのサブ・セクションが、実施における傾向を明らかにして重大領域に対処するために各国が取った行動の評価を提供する。有望な慣行と傾向を明らかにする努力は払われてきたが、政策とプログラムのインパクトと効果に関する情報は、国の回答では限られていた。サブ・セクションは、実施を促進するために必要な残る課題と行動の全体像で締めくくる。

A. 女性と貧困

27. 「行動綱領」の中で、第4回世界女性会議は、貧困は、特に所得と生産財の欠如、飢餓と栄養不良、不健康、教育及びその他の基本的サービスへのアクセスの欠如、ホームレスと不適切な住居、危険な環境、社会的差別と排除を含め、様々な形を持つと述べた。「綱領」の中で、貧困根絶戦略が、包括的なものでなければならず、マクロ経済、雇用及び社会政策を含め、広範な経済的・社会的政策とプログラムへのジェンダー分析の適用が、貧困削減戦略の策定と成功する実施にとって極めて重要であることが強調された。「会議」は、女性の労働の完全な程度と国の経済へのその貢献を認め、はっきり目に見えるものにするための適切な統計上の手段を考案するのみならず、貧困と経済活動のあらゆる側面に関する性別・年齢別データを収集するようにも各国政府に要請した。

28. 2010年以来、極度の貧困と人権に関する特別報告者は、無償のケア労働の不平等な配分、社会保護への女性の限られたアクセス及び脆弱な雇用における女性の不相応な割合を含め、貧困の中で暮らす女性の人権に関して、いくつかの報告書を出している⁵。2012年に、人権理事会は、その決議 21/11の中で、極度の貧困と人権に関する指導原則を採択した(A/HRC/21/39を参照)が、これは世界の貧困根絶目標を達成し、実施するための前提条件としてのジェンダー平等の達成を明らかにした。

⁵ A/65/259, A/66/265 及び A/68/293 並びに人権と極度の貧困の問題に関する独立専門家の報告書を参照。

29. 第 58 回婦人の地位委員会の合意結論の中で⁶、生涯にわたって貧困が女性と女兒に与える不相応なインパクトを助長する重複し、重なり合う差別並びに資源、機会及び権力の配分における家庭内のジェンダー不平等に対処する必要性が繰り返述べられた。委員会は、相続と財産、質の高い教育、完全で生産的な雇用、ディーセント・ワーク、社会保護及び司法への女性の平等なアクセスを確保し、同一労働または同一価値労働に対する同一賃金と無償のケア労働の平等な配分を確保することにより、開発への権利を含めた女性と女兒の人権を実現するよう加盟国に要請した。

1. 世界的傾向

30. 1990 年から 2010 年までで、極度の貧困を測定するための国際基準である一日 1.25 ドルという最低基準以下で暮らしている開発途上国の人々の割合が、47%から 22%に減り、それによって「ミレニアム開発目標」のターゲット 1a に応えた。すべての開発途上地域が貧困率の削減を経験しているが、変化は、極度の貧困率が 1990 年の 60%から 2010 年の 12%にまで減った東アジアに牽引されている⁷。同期間にわたって、南アジアも 51%から 30%という極度の貧困の急速な削減を経験しているが、極度の貧困の削減(56%から 48%)が人口増加を相殺するには不十分であり、極度の貧困状態にある人々の数が 1 億 2,400 万人増加するという結果となっているサハラ以南アフリカで進歩は比較的遅い。ラテンアメリカ・カリブ海、コーカサスと中央アジア及び北アフリカでもかなりの変化があったが、これら地域は、貧困率が比較的 low、極度の貧困状態にある人々の数が比較的少ないところから出発している(E/CN.6/2014/3 を参照)。世界の貧困者の大多数が継続して農山漁村地域で暮らしているが、都会の貧困者の割合が急速な都会化率と共に過去 10 年でかなり増加し、今後さらに増加するものと予想されている⁸。

31. 女性は男性よりも貧困の中で暮らす可能性が高いという証拠がある。例えば、サハラ以南アフリカでは、主として女性は有償労働に就く可能性が低く、有償労働に就いていても、平均して男性よりも賃金が低いために、女性が貧しい家庭で断然数が多い⁹。人口学・保健調査からのデータは、アフリカ、アジア及びラテンアメリカの 29 개국で、15 歳から 49 歳までの女性は、同年齢層の男性よりも現金所得を稼ぐ可能性が低いことを示している。調査前 12 か月で、83%の男性が現金所得を稼いでいたが、これは、33%の女性について言えるだけであった¹⁰。国々と地域にわたって、女性は、ディーセント・ワーク、資産と正規の貸付に、こういった側面のあるものに関して組織的な世界データはまだこれから収集されるが、アクセスする可能性が男性よりも低い。

32. 女性の貧困に関するデータの欠如は、継続して主要な課題である。性別のもっと多面的な貧困統計の必要性は、多くの回答の中で強調され、この面での行動が立ち遅れていることを確認した。ほとんどの既存の措置は、家庭に基づく総所得または消費データが、1 人当たりの所得を計算するために用いられている家庭調査データに継続して基づいている。しかし、家庭内での所得の配分は、典型的に不平等であり、多数の貧しい女性が貧困と分類されていない家庭で暮らしているのかも知れないことを意味する。

33. さらに、所得に基づく貧困指標は、適切な水準の生活への権利の成就よりはむしろ、絶対的貧困を捉えているので、ジェンダーの視点から見れば限られている。貧困の多面的措置は、重なり合う貧困の同時検討を通して所得に基づく貧困指標を補うことができる。多くの国々は、教育、家族計画、保健ケア、住居、土地及びその他の資産へのアクセスの欠如または限られたアクセスを含め、女性の貧困の重複し重なり合う側面を認めた。回答の中には、女性に対する暴力と経済的意思決定への参画の欠如の否定的インパクトも強調したのもあった。回答の中には、女性と女兒の間の時間の貧困の重要性を強調したのもあった。最近の調査は、家庭における時間の利用可能性と配分が貧困評価に統合できることを示している。そのような評価はいくつかの国々で試験的に行われ、所得の不足と並んで時間不足が考慮に入れられる時、貧困率がかなり高くなることを示した¹¹。

⁶ E/2014/27-E/CN.6/2014/15、第 I 章、セクション A を参照。

⁷ 国連、ミレニアム開発目標報告書 2014 年(ニューヨーク、2014 年)。本報告書全体を通して、酢塀のと地域の分類は基となる出典を反映している。

⁸ 国際農業開発基金、農山漁村の貧困報告書 2011 年: 新しい現実、新しい課題…未来の世代のための新しい機会(ローマ、2010 年)。

⁹ 国連、「ミレニアム開発目標報告書: ジェンダー地図 2012 年」(2012 年)。

¹⁰ ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の人口学・保健調査からのデータに基づく計算。

¹¹ Ajit Zacharias, Ranin Antonopoulous 及び Thomas Masterson、どうして時間不足が問題となるのか: 貧民測定に対する意味合い(バナジール・オン・ハドソン、ニューヨーク、バード大学 Lovy 経済研究所及び国連開発計画、2012 年)。

2. 「行動綱領」実施のために各国政府が取った行動の全体像

34. 資源、権力、機会及びサービスへの不平等なアクセスと管理が、女性の貧困の根にある。差別的な法的枠組と慣習法が、相続、土地、財産及び貸付への女性のアクセスを制限している。しかし、正式の制限が除去されているところでさえ、女性は、貧困から抜け出るその能力に課される様々な制約に直面している。女性の無償のケアと家事労働に対する不相応な責任が、所得を稼ぐ活動に関わる女性の能力を制限している。女性が普通はパートナーである他の成人の稼ぎ手と共に暮らしているところでは、合算した家庭所得は、家庭を貧困線から引き上げるには不十分であるかも知れない。しかし、貧困を逃れるために家庭の資源をプールしておく必要性も、女性を財政的にそのパートナーや他の家族に依存させる。この依存性が、家庭が崩壊した場合に女性の貧困に対する脆弱性を増し、家庭内でのその発言権と交渉力を減らし、不可能ではないまでも、虐待的關係を離れることを難しくしている。貧困は、人身取引と搾取的形態の労働を通して、女性と女兒が暴力にさらされる機会も増やすことになる。

35. 貧困と差別は本質的に関連しており、それぞれが他方の原因であり結果でもある。貧困の危険は、能力、年齢、民族性、場所、移動及び家族の地位のみならず、ジェンダーに基づく重複し、重なり合う形態の差別に直面している女性にとって特に高い。場合によっては、例えば地理的位置に基づく不利な条件が、農山漁村の先住民族または民族的マイノリティの女性の場合のように、差別的待遇によって複雑になる。移動女性及び障害を持つ女性も、貧困に対して特に脆弱であると認められた。これらグループは、制限的な入国管理法またはそのニーズに適合しない労働環境のために適切で定期的な所得源にアクセスする際に特別な課題に直面している。

36. 多くの国々で、子どもを持つ家庭は、貧困の比較的高い危険に直面しているが、これは子育ての経費及び育児と有償労働への参画とをつなげる難しさに関連している。こういった課題は、ほとんどが母子家庭である一人親家庭でさらに悪化している。同様に、生涯にわたる不利な条件が、雇用、稼ぎ、土地及びその他の資産へのアクセスに与える蓄積する結果が、老齢年金の限られた利用可能性と相俟って、多くの高齢女性を貧困に対して極度に脆弱にしている。

37. 貧困に対する女性の脆弱性は、その直接的安全保障と生計のニーズがしばしば対処されないままにされる紛争及び紛争後の場で特に厳しい(セクション V.E を参照)。同様に、気候変動は、主として農業に頼っている女性の生計を侵害し始めている(セクション V.K を参照)。気温の上昇、洪水、旱魃が、女性から女性とその家族のための食糧と所得へのアクセスを奪い、その家庭の貧困を悪化させている。

38. 加盟国は、女性の中の貧困を根絶するために、様々な措置を取ってきた。(a)有償雇用への女性のアクセスを高める、(b)社会保護を通して、生涯にわたる女性の所得の安全保障を高める、(c)土地、財産及び生産資源へのアクセスを通して女性の生計を改善する、(d)金融サービスへのアクセスを通して女性の経済機会を増やすという4つの主要な傾向が出現している。

有償の雇用への女性のアクセスを高める

39. ディーセントな有償雇用への女性のアクセスを高めることは、所得の貧困を削減する最も効果的な方法の一つとなることができる。しかし、そうするためには、労働市場政策とプログラムが、女性のニーズに応えることに向けたものにならなければならない。いくつかの地域でのかなりの進歩にもかかわらず、女性は未だに男性と同等に労働市場に参入することに対する重複する障害に直面している。労働市場分離とジェンダー賃金格差が依然として女性にとっての経済的不利益の根強い源である。脆弱で不均衡な世界の経済回復が、特に開発途上国で、この不利な条件を矯正するためにしたことはほとんどない。例えば、女性の貧困の重要な牽引力である脆弱な雇用⁷の削減における進歩は限られている(セクション V.F を参照)。

40. 有償雇用への女性の参画を促進するために、各国は継続して女性のための特別訓練と就職プログラムのみならず、育児サービスを展開している。時には、シングル・マザーや母子家庭が、そのような計画への優先的アクセスを与えられている。有償雇用と無償のケア責任を両立させることを目的とする政策は、先進国にだけ限られているわけではない。ラテンアメリカでは、育児休業政策が改革され、育児サービスの範囲が拡大されている。さらに、ラテンアメリカ・カリブ海諸国は、有償雇用からの所得

への女性のアクセスを高めることのできる最低賃金法を含め、労働市場規制を強化している。これには、多くの国々で女性の雇用の唯一の最も重要な源となっている有償の家事労働を規制するさらなる努力が含まれてきた。サハラ以南アフリカと南アジアでは、国々は、特にジェンダー・クォータ制の利用、一方所での育児の提供の規定、仕事量の規制及び女性を雇用する可能性が最も高いセクターへの重点を通して、公共事業計画または雇用保障計画により多数の女性を含める努力も払われてきた。比較的多くの割合の女性が非正規の都会及び農山漁村の自営業で働いている多くの開発途上国は、土地、貸付、訓練及びサービスへのアクセスを通して女性の起業を支援することに首尾一貫して重点を置いている。

社会保護を通して生涯を通じた女性の所得の安全保障を高める

41. 有償雇用に加えて、社会保護が、貧困と不平等を削減する際に重要な役割を果たすことができる。社会保護は、女性の労働市場での不利な条件を矯正するための重要なツールになることができる。思慮深く立案された社会的移転制度は、適切な水準の生活への権利を支えるのみならず、教育、食糧、保健ケア及び労働への権利を含めたその他の様々な権利の実現にも貢献できる。国々の中には、社会支出を劇的に削減したところもあるが、経済危機、食糧の不安定、気候変動、人口高齢化、家族・家庭構造の変化の貧困を誘因する影響を次第に消滅させるために、社会保護努力を展開し、規模拡大させた国々もある。職業訓練と育児サービスのような機能的政策とは別に、多くの国々は、子ども給付、条件付き現金給付及び分担金のない老齢年金並びに様々な教育、保健ケア及び住居のための助成金のような措置を通して、生涯にわたって女性の貧困の危険を減らすことのできる保護政策を実施してきた。

42 学童を持つ家庭のための現金給付は、過去 20 年にわたって開発途上国での貧困削減戦略の広がった構成要素となっており、今ではそのようなプログラムは、アフリカ、アジア太平洋の 20 数か国以上、そして文字通りラテンアメリカのいたるところで行われている。ほとんどの国々で、現金給付は、貧しい脆弱なグループを対象とし、通学の確保、子どもの定期的身体検査、または親のためのワークショップへの参加のようなプログラムの要件に従うことを条件としている。男性よりも女性の方が子どもの福利を優先することが分かっているため、母親が主たる受益者であり、条件に従うことに対して責任をもつ。同時に、より一般的に、そのようなプログラムでも、子どもの福利を推進する際にも、男性の役割についての討論と男性の役割への重点が欠如しており、これが責任のより公平な分かち合いに向けた進歩を阻んでいる。

43. 条件付きの現金給付は、貧困を緩和し、所得の不安定を減らす手助けができる¹²。これは、教育、食糧、保健への権利のような子どもの権利の実現に良好な貢献をすることもできる。学校への出席に関して女兒がかなり不利な条件に直面している状況で、現金給付は、時にはそのような不利な条件を矯正するためにうまく利用されてきた¹³。現金給付プログラムは、特に男性のパートナーからほとんど支援を受けていない状況にある女性のために定期的で信頼できる所得源も提供できる。場合によっては、現金給付が、女性の経済活動を支援し、これが代わって貧困レベルにインパクトを与えるかも知れない¹⁴。現金給付を条件付きにすることの倫理と効果はこれから試される。さらに、子どもの栄養、保健、教育の良好な効果につながっているのは現金なのかまたは条件なのかは明確ではない¹⁵。条件付けが、女性にも子どもにも思いがけない否定的インパクトを与えることもある¹⁵。例えば、条件を満たすことが、貧しい女性に追加の時間と重荷を課すこともある。貧困根絶努力の一部として、現金給付にますます重点が置かれているにもかかわらず、国々の回答の中には、条件を付けることの欠点の可能性についての認識はほとんどない。特にサービスが遠方で、質が悪く、そのための待ち時間がかなりのものである時に子どもを健康診断に連れて行く、または親のスキル・ワークショップに出席することを女性に要求する条件を除去し、市場へのアクセスの改善、訓練及び金融サービスを含め、女性の長期的雇用の見込みを高めることを目的とする追加のサービスを提供することにより、国々はこれら欠点に対処できよ

¹² 国際労働機関、「開発途上国の分担金のない社会給付の影響：要約」、調査研究論文(ジュネーブ、国際労働事務所、2010年)。

¹³ Agustín Escobar Latapi 及び Mercedes Gonzales de la Rocha、「メキシコにおける女兒、母親及び貧困：Progresar-Oportunidades を評価する」、自由主義のジェンダー・インパクト：「埋もれた自由主義に向けて」中、Shahra Razavi 編、ルートレッジ/国連社会開発調査機関(UNRISD)ジェンダーと開発調査センター・シリーズ(アビンドン、オクスン、ルートレッジ、2008年); Deepthi Bhatnagar 他、「女子中等学校支援プロジェクト、バングラデシュ」(ワシントン D.C., 世界銀行、2003年)。

¹⁴ Naila Kabeer 他、有償労働、女性のエンパワーメント及び包摂的成長：制約の構造を変革する(ニューヨーク、国連ウィメン、2013年)。

¹⁵ Debbie Budlender、「条件付き現金給付：文献から学ぶ」、2014年8月、バルバドス、国連ウィメンのために準備された論文。

う。現在に至るまで、そのような措置を採用した国はほんの僅かである。

44. あらゆる地域の国々は、高齢女性の状況について懸念しており、このグループの間の貧困を緩和するための特別措置を報告したところもあった。そのあまり芳しくない雇用履歴のために、高齢女性はしばしば、貯蓄、資産または分担制の年金資格へのアクセスが男性よりも少ない。非分担制の(基礎的または社会的ともよばれる)年金が、高齢女性の間の貧困を削減する際に重要な役割を果たすことができる。現在、世界中で、案、範囲及びインパクトが様々な 100 種以上の非分担制の老齢年金がある¹⁶。国々の中には、すべての高齢者の普遍的権利としてアクセスを認めているが、ほとんどが貧しい脆弱な母集団への給付を対象としていると報告したところもあった。一般的に、女性は、すべての市民または居住者に提供される普遍的年金計画または個々の受益者が他の年金を受けているかどうかだけを考慮する計画によって最も効果的にカバーされる。対照的に、資産調査のある年金は、しばしば、家庭が他の所得を受けていないことを必要とする。これは、たとえ女性に個人所得へのアクセスがなくても、所得制限以上の家庭で暮らしている女性を除外することを意味する。給付の程度も大きく異なる。つまり先進地域にあっても、かなり寛大な送金を提供している国もあれば、一家を貧困線上に置くものと考えられる家庭所得のほんの僅かな部分に相当する給付だけを提供している国もある。

土地、財産及び生産資源へのアクセスを通して女性の生計を改善する

45. 土地、財産及び生産資源へのさらなるアクセスは、貧困根絶のための有力なツールである。従って、過去 20 年間にわたって、さらなるジェンダー平等を推進するための相続、財産、土地の所有に関連する法律の改革に向けた傾向は、女性、特に農山漁村地域の女性にとって吉兆である。安定した土地の権利は、女性農業者が自分の土地に投資する能力を高めることができる。代わって、さらなる農業の生産性が、増加した食糧生産を通して、直接家庭の食糧安全保障と栄養を高めることができる。土地と住居の管理も、財産を貸し出し、またはローンのための担保としてそれを利用することにより、追加の所得を稼ぐ機会を提供する。国々の中には、家族法の改正、農山漁村及び先住民民族女性のために個人または共同の土地と財産の所有資格の発効並びに貧しい、周縁化されたグループの女性のための住宅助成金を通して、女性の資産の所有権を強化する措置を報告したところもある。しかし、女性の土地と住居の法的権利における進歩は、いわゆる慣習的財産体制、差別的な社会規範及び慣習が継続して男性を有利にしているため、実施中に損なわれるかも知れない。

46. ほとんどの国々で、水、エネルギー、種苗、肥料、訓練、テクノロジー及び情報のような追加の資源へのアクセス並びにより良い市場へのアクセスが、土地及びその他の資産が女性農業者と起業家によって効果的に利用できることを保障し、そのしばしば大きな仕事量を減らすために必要である。多くの国々は、水、下水処理及びエネルギーをよりアクセスでき、料金が手頃なものにするための継続する努力を報告した。国々の中には、直接女性を対象とするかまたはかなりの程度女性に到達する訓練、ローンまたは助成金を通して農業活動の存続性と生産性を高めることを目的とする特別プログラムを支援していると報告したところもある。

金融サービスを通して女性の経済的機会を改善する

47. 貯蓄、保険、送金及び貸付のような金融サービスへのより良いアクセスは、小規模農業を通してであれ、協同組合を通してであれ、または都会の自営業を通してであれ、女性が自分自身の事業を立ち上げ、育てていくことができるようにすることにより、女性が貧困から抜け出す能力を支援できる。しかし、女性の正規の金融サービスへのアクセスは、依然として不適切である。世界的に、開発途上国の 15 歳以上の女性の僅か 47%が、男性の 55%と比べて、2011 年に正規の金融機関に口座を持っていた¹⁷。ジェンダー格差は、男性が女性の 2 倍自分名義の銀行口座を持っている可能性がある中東と北アフリカで、特に著しかった。サハラ以南アフリカのみならず、東アジアと太平洋では格差はずっと少なかった¹⁷。女性はローン、特に正規のローンにも継続してアクセスが少ない¹⁸。このために、女性はしばしば比

¹⁶ ヘルプエイジ・インターナショナル、年金監視データベース、2013 年 10 月 29 日発表版。www.pension-watch.net より閲覧可能。

¹⁷ 世界銀行の金融包摂指数からのデータ(世界指数)に基づく国連ウィメンの計算。

¹⁸ 国連食糧農業機関、食糧と農業の状態 2010-11 年: 農業の女性---開発のためにジェンダー・ギャップを埋める(ローマ、2011 年)。

較的高い利率を取る非正規の金融業者に頼る場合が多くなることもある¹⁹。

48. 女性が契約を結ぶ平等な権利を保障することは、金融サービスに対する障害を克服する重要な第一歩である。少額貸付計画の急速な成長は、公式のローンにアクセスする際の女性の困難を緩和することに貢献してきた。多数の国々が、個人のまたは集団的な女性の経済活動を支援するための少額貸付計画を経営したり、促進したりしたと報告した。場合によっては、これら計画は、長距離移動する必要性を減らし、社会的制約をよけることができるようにすることによって資本にアクセスし金銭を管理する力を留めることを楽にできる移動性の生物測定テクノロジーを利用している。少額貸付へのアクセスを超えて、適切で料金が手頃な貯蓄・貸付製品、支払い及び送金サービス(国内的・国際的)並びに保険を含め、幅広い様々な金融サービスへの女性のアクセスを拡大することは、依然として重要な課題である。

3. 前進の道: 今後の行動の優先事項と実施の促進

49. 女性の貧困の根本原因を追跡するには、有償・無償労働におけるジェンダー不平等をさらに除去する一致した行動、並びに基本的社会保護と資産へのアクセスを拡大するより幅広い努力が必要である。労働市場政策は、例えば、適切な最低賃金と同一価値労働に対する同一賃金を保証することにより女性の所得へのアクセスを支持できる。注意深く立案された社会保護政策は、女性の所得の安全保障を高めるのみならず、他の家族に対する女性の発言権と自立も強化できる。教育、エネルギー、保健ケア、水と下水処理を含めたインフラと基本的な社会サービスへのさらなる投資が、貧困を削減し、福利を改善でき、女性の生産的活動のための時間も生み出すことができる。3つのすべての領域で、普遍的で包摂的な政策が、貧困と欠乏のない生活を送る女性の権利の実現を制限するジェンダーに特化した制約を克服することを目的とした対象を絞った介入と手を携えていく必要がある。

50. マクロ経済政策は、これら努力が追跡される経済環境を形成している。つまり、マクロ経済政策は、女性と男性が利用できる有償の雇用機会の質と量に直接インパクトを与え、社会政策と社会保護プログラムに資金を調達するために政府が利用できる資源に影響を与える(セクション V.F を参照)。女性のためのより多くのより良い職の創出には、不平等を減らし、ディーセント・ワークの創出と社会投資を通じた女性の人権の実現に重点を置いた機能的なマクロ経済環境が必要である²⁰。

51. ジェンダー平等への投資は、現在の緊縮の状況では、特に手ごわいように思えるかも知れないが、ある国々での努力が、これが可能であることを示している。世界的な金融・経済危機の結果として、ジェンダー平等への資金提供を減らしたと報告した国々もあるが、その女性に与える貧困削減効果を含めるために特別措置の実施を強調した国々もあった。国々が取った多くの措置は、所得の突然の下落の衝撃を和らげることにより、家庭が貧困に陥ることを防ぐことができる。しかしそれらは失業が広がる時期にスキルの枯渇を避け、子どもの栄養、保健、学校教育に継続した投資を確保することにより、長期的には成果もあげるかも知れない。さらに、国々は、環境保護と気候変動緩和プロセスへのジェンダーに対応した投資をその国内企画に統合する必要がある。そのような投資は、今では、実施を促進するためのみならず、適切な水準の生活への女性の権利の実現における後退を避けるためにもこれまで以上に緊急性がある。

52. 最後に、貧困と家庭内の所得と時間の配分を含めた特別な政策とプログラムが女性に与えるインパクトの多面的で、ジェンダーに対応した評価を促進するために、もっと多くのより良いデータが必要である。最近の調査も、資産の所有に関する個人レベルのデータの収集は可能であり、かなりの洞察を生むことができることを示している²¹。国際的努力の一部として、国々の中には資産の所有と起業に関する性別データ収集を改善するための方法論を試す途上にあるところもある。

(房野桂 訳)

¹⁹ 2009年開発と女性の役割に関する世界調査: 女性の経済資源の管理と少額金融を含めた金融資源への女性のアクセス(国連出版物、販売番号 E.09.IV.7)。

²⁰ Janet G. Stotsky, 「ジェンダーとそのマクロ経済への関連性: 調査」、IMF調査文書、第06/233号(ワシントンD.C., 国際通貨基金、2006年)。

²¹ Cheryl Doss 他, 「ジェンダー資産と富のギャップ: エクアドル、ガーナ、インドのカルナカタからの証拠」(バンガロア、インド管理研究所、2011年)。

B. 女性の教育と訓練

53. 過去 20 年にわたるジェンダー平等の重大な進歩は女性と女児の教育が拡大したことである。「北京行動綱領」は、あらゆるレベルの教育およびその成果へのアクセスについて、また初等・中等・高等・職業教育、職業訓練や成人識字と生涯学習を含むあらゆる形態の教育において、男女の不平等をなくし、1990 年に採択された「万人のための教育世界会議」の成果に沿うよう、求めている。

54. 以来、その規範に沿った重要な前進が見られた。2000 年には、ジェンダー平等は、「万人のための教育」達成を加盟国に確約している「ダカール行動枠組」の「世界教育フォーラム」の 6 つの合意目標の中で強く位置づけられた²²。これら目標は、後に、2015 年までに普遍的初等教育を確保するというターゲットを含んでいる「ミレニアム開発目標」に反映された。2014 年 5 月 12-14 日にマスカットにおいて開催された、国連教育科学文化機関の「万人のための教育会議」で採択された「マスカット合意」の中で、教育は基本的な人権であり、人間性の実現、平和、持続可能な開発、経済成長、ディーセント・ワーク、ジェンダー平等、および責任ある世界市民の基本であることが繰り返し述べられた。2013 年の第 68 回国連総会への報告書野中で、教育への権利に関する特別報告者は、基本的人権として、女性と女児の質の高い教育への平等なアクセスを推進するよう、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の締約国の核心となる責務を再確認した。

55. 婦人の地位委員会は、その審議と成果において、女性と女児の教育と訓練の重要な側面を継続的に調査してきた。第 55 回婦人の地位委員会は、教育からディーセントな労働機会への移行に特に重点を置いて、あらゆるレベルの質の高い教育への女性と女児のアクセスを高める追加の措置を勧告した。第 58 回委員会は、生涯を通して教育への女性と女児の権利を推進し、保護するよう各国政府に要請した⁶。

1. 世界的傾向

56. 1990 年から 2012 年のあいだに、初等教育におけるジェンダー格差を埋める重要な進捗があった。2012 年には、開発途上国全体では、初等教育の男女同数が達成され、ジェンダー同数指数 0.86 から 0.97 へと上がった²³。南アジアでは、1990 年には 0.74 と、最も低かったが、2012 年には 1.0 にと著しく向上し、初等教育での男女同数が達成された。サハラ以南アフリカ、オセアニア、西アジアや北アフリカでは、女児は相変わらず男児に比べて、初等教育就学率に関しては不利な状況にある⁷。

57. 中等教育については、グローバルなレベルで見れば、中等教育のジェンダー同数には進歩がみられるが、多くの地域ではなお女児は不利な条件に直面している。途上国全体では、中等教育指数は、1990 年の 0.77 から 2012 年の 0.96 と向上したが、なお地域によって大きな差がある。ラテンアメリカ・カリブ海諸国では、女児は有利な立場にあるが、サハラ以南のアフリカ、南アジア、西アジアとオセアニアでは、男児よりはるかに遅れている。南アジアは 1990 年から 2002 年までの間に、地域の指数が 0.59 から 0.93 へと増加し、最大の進歩を遂げた地域として目立っている⁷。

58. 高等教育でも、若い女性の就学率は増えている。1995 年には 48%だったのが、2012 年には、51% となった²⁴。2012 年の時点では、高等教育におけるジェンダー同数は達成され、ある地域では女性が男性を上回っている。サハラ以南のアフリカ、南アジアと西アジアでは女性はなお男性よりも遅れているが、他の地域では有利な立場にある状態で、地域間に大きな格差が存在する⁷。しかし、高等教育就学率への女性の参画の増加にもかかわらず、男性と女性が学ぶ分野にかなりの差が見られる。2005 年から 2012 年までのデータを報告した 102 か国中 88 か国で、女性は教育の専攻分野の卒業生の大多数を占めていた。対照的に、工学、製造、建設分野では、2005 年から 2012 年までのデータを持つ 103 か国中 99 か国で、男性が卒業生の大多数を占めていた²⁵。

59. 就学率における進歩はとくに若い女性の非識字率の減少につながってきた。1990 年から 2012 年ま

²² 国連教育科学文化機関、2000 年 4 月 26-28 日、セネガル、ダカール、世界教育フォーラム最終報告書(パリ、2000 年)。

²³ 教育におけるジェンダー同数は、女児の総就学率を男児の総就学率で割ったものと定義されるジェンダー同数指数が 0.97 から 1.03 の間にある時に達成される。0.97 未満は女性に対する偏見を示しており、1.03 以上は男性が不利な立場にあることを示す。

²⁴ 国連教育科学文化機関(ユネスコ)の統計研究所からのデータに基づいて国連ウィメンが計算。

²⁵ 世界の女性 2015 年: 傾向と統計(出版予定)。

で、全世界で、若者の識字率は 83%から 89%に向上した。それでも、2012 年の時点でも、7 億 8100 万の成人と、1 億 2600 万の若者は読み書きができない状況にあり、女性は全非識字者の 60%以上を占めていた⁷。近年、就学率の増加にはかなりの進歩があったが、女性と女兒が受ける教育の質は、必ずしも改善していない。世界の初等教育年齢の 6 億 5000 万人の子どものうち、少なくとも 2 億 5000 万人は読み書きと算数の基礎を学んでいない。世界的なデータは不十分なものの、国々の中には、学習成果を決定する際に、ジェンダー、農山漁村の位置、家庭の貧困が重要な役割を果たしていることを調査が示しているところもある²⁶。

60. 子どものための長期的利益に加えて、公的な早期幼児教育とケア・サービスも、特にケア・サービスの支払いをする余裕のない貧しい女性のために無償のケア労働の再配分を可能にすることによって、より幅広くジェンダー不平等に対処する際に、役割を果たすことができる。1999 年以来、就学前の教育は相当に広がってきた。世界の就学前教育の総登録率は、33%から 50%に増えた。しかし世界の多くの地域では、最富裕家庭と最貧困家庭の間の就学率には大きなギャップがある。その理由の一つは、就学前の教育に対して、政府がなお十分な責任をとっていないことである。つまり、2011 年の時点で、私的なサービス提供者が、すべての就学した子どもの 33%にサービスを提供していた。私的なサービス提供のコストは、このレベルにおけるアクセスの不平等を助長する要因の一つである²⁶。

2. 「行動綱領」実施のために各国政府が取った行動の全体像

61. 女性と女兒が教育を受ける権利を享受することを保障することは、ジェンダー平等を達成するための礎石である。初等教育終了後の一年一年は、女兒にとって女性の雇用成果を改善し、早期結婚の機会を減らし、未来の世代の健康と福利を改善することにより、重要な相乗効果を持つ²⁶。

62. 加盟国は、この重大問題領域に対処するために、様々な行動を取ってきた。(a)女兒教育に対する経済的障害に対処する、(b)ジェンダーに対応した学校環境を育成するための強化された努力、(c)学校から就業への移行のための支援を強化するという 3 つの主要な傾向が出現している。

女兒の教育に対する経済的障害に対処する

63. 貧困は、就学率におけるジェンダー格差を永続化し、落ちこぼれ率を高め、女性と女兒の教育にとっての最大の障害の一つである²⁷。直接的にも間接的にも、教育費の上昇は、家庭が子どもを学校に送ることを遅らせることもあり、女兒の教育への就学率においても修了率においてもさらなる障害となっている。再貧困層では、初等教育年齢の 31%の女兒と 28%の男児が学校に行っておらず、再富裕層では、その値はそれぞれ 9%と 8%である²⁸。特に貧困が女の子の教育に与えるインパクトは、最も裕福な 20%の家庭の子どもたちが、最も貧しい 40%の家庭の子どもの 11 倍も 9 年生に到達しているサハラ以南アフリカにおいて、特にあからさまである²⁹。教育への女の子の限られたアクセスは、紛争地では特に厳しい。初等教育から次の段階において、経済的障害を取り除くことと教育の実体的経費を減らすことが、特に初等教育後の女性と女兒の教育へのアクセスを増やすために極めて重要である。

64. 多くの国にとって、教育に配分される不適切な公的資金も、継続して、あらゆるレベルの女性と女兒の質の高い教育への平等なアクセスの達成に対するかなりの障害となっている。国内予算の配分において、全体として教育セクターに与えられる優先権は、資金の程度が教育のアクセス可能性と質を決定するので、教育成果に直接的意味合いを持つ。しかし、援助と国内資金を含めた教育の資金調達には、依然として不十分でばらばらである²⁶。特に基礎教育のためのドナーの援助は、2010 年の 62 億ドルから 2011 年の 58 億ドルとかなりの減少を経験し、特に低所得国で女性と女兒の教育機会を脅かしている⁷。

65. 経済的障害に対処するために国家によってとられる措置には、学用品、給食、交通費、制服、及び住居の無料の提供を通して、料金を廃止することが含まれる。各国政府は、教育に対する経済的障害を除去するための財政的支援にますます優先権を与えるようになっている。各国は、初等・中等・高等レ

²⁶ 国連教育科学文化機関、EFA 世界監視報告書 2013/4: 教えることと学ぶこと…万人のための質を監査する(パリ、2014 年)。

²⁷ 国連教育科学文化機関、EEA 世界監視報告書 2010 年抜: 周縁化された者たちに届く(パリ、2010 年)。

²⁸ ミレニアム開発目標報告書 2013 年(国連出版物、販売番号 E.13.I.9)。

²⁹ 国連、「教育が第一: 国連事務総長のイニシャティヴ」(ニューヨーク、2012 年)。

ベルで、女性の出席と課程の修了を奨励するために、ローン、助成金、奨学金を提供する措置を制定してきた。参画をさらに奨励する手段として、国々の中には、特に優秀な学業成績の女兒に財政的支援を与えているところもある。また、紛争の被害者、先住民族女性、障害を持つ女性を含め、特別に不利な条件にあるグループの女性を対象とした基金を配分している国々もある。

66. 各国政府は一般的に、教育のために資金を提供しているが、組織的に教育のための資金提供を優先してきたところはほとんどない。多くの国々で、無料の、時には義務的な教育は様々なレベルで存在しているが、多くの状況での増加する教育の民営化が、特に家庭での制約された資金の状況では、女兒の教育に対するかなりの障害となっている。適切な公的資金を配分することが、あらゆるレベルの教育にわたって、学校での女兒の就学率と引き留め率を推進するために、極めて重要である³⁰。

ジェンダーに対応した学校環境を育成する努力の強化

67. ジェンダーに対応する環境を醸成することは、女兒が教育へ権利を平等に享受できるようにするためには極めて重要である。これには、差別的な社会規範とジェンダー固定観念、思春期の妊娠、子ども結婚、早期・強制結婚及び女兒に対する暴力を含め、女兒の教育に対する社会的障害に対処することが含まれる(セクション V.L を参照)。ジェンダーに特化した役割についての基準と固定観念は、女性の教育機会を厳しく禁じることもある。アジア太平洋地域では、社会における女性の役割に関する差別的なジェンダー規範が女兒の学校への出席に否定的影響を与え、若い女性の移動性を禁じる文化的規範が、その高等教育へのアクセスに対する重要な障害であることが調査で分かった³¹。ジェンダーに配慮した学校環境を醸成するために国々によって用いられる主要な戦略には、教育政策と訓練プログラムにジェンダーの視点を主流化する新しい政策、法律、行動計画の採択が含まれる。場合によっては、特別な方法論が、教育施設における政策の実施がジェンダー平等問題に効果的に対応してきたかどうかを評価するために開発されてきた。

68. 国々は、生涯学習によりジェンダーに対応した取組を埋め込み、広範なジェンダー固定的観念をなくすために、学校のカリキュラムと教科書を改訂する努力を続けていると報告している。国々は、人権、ジェンダー平等及び包括的な性教育に関するものを含め、新しい学習コースも導入してきた。国々は、広範なアドボカシーと意識啓発キャンペーンも実施し、ジェンダーに対応した学習を推進するために、市民社会団体とパートナーを組んできた。女性と女兒、特に不利な条件にある背景からの女性と女兒のための教育と訓練へのアクセスを拡大するために、移動テクノロジーの利用にはますます注意が払われてきた。

69. 資格のある教師、特に女性教師の不足は、依然として、質の高い教育への女兒のアクセスを確保する際の基本的な課題である。1995 年以来、女性教師の参画は、着実に増えてきた。しかし比較的高い教育レベルでの女性教師の参画の増加は、2008 年から 2012 年の間で速度が遅くなったことをデータが示している²⁴。女性教師の利用可能性が限られていることは、女兒の就学率にとっては有害ともなる。国々にわたるデータは、就学率のジェンダー同数と女性教師の割合との間には、良好な相関関係があることをデータが示している²⁶。

70. 2010 年来の傾向を継続して、国々は、授業の方法論にジェンダー平等の視点を組み入れるために、教師の能力を高めるための訓練プログラムを実施してきた。イニシャティブには、ジェンダーに対応した学校のカリキュラム開発を促進するために、ジェンダー平等や人権のような問題に関する教師と学校カウンセラーへの訓練の提供が組まれる。国々は、教室でのジェンダーに対応した視点を支持する授業法文献のための内容開発イニシャティブも導入している。研究分野での根強いジェンダー格差に対処するために、国々は、伝統的に女性の数が少ない科学、技術、工学及び数学教育プログラムへの女性と女兒の参画を奨励するための奨学金も導入してきた。

71. 学校や学校の行き帰りの途上で女兒がしばしば受ける暴力の多発は、教育にアクセスする際に直面す

³⁰ E/2011/27-E/CN.6/2011/12 を参照。

³¹ 国連教育科学文化機関及び国連女兒の教育イニシャティブ、アジア太平洋地域での学校関連のジェンダーに基づく暴力(バンコク、ユネスコ・アジア及び太平洋教育ビューロー、2014 年)。

る重要な課題を表している³¹。さらに、安全で衛生的な下水設備と生理用品の欠如も、女兒の学校での出席率と落ちこぼれ率に悪影響を及ぼすこともある。女性と女兒のための健全でより安全な学習設備を確保し、学校環境で女兒に対する暴力に対処する努力には、私的な更衣室、トイレ、清潔なタオル、女兒のためだけの寮のようなインフラの提供が含まれる。同意と尊重し合う平等な関係についての学習を含めた包括的な性教育も、学校での女兒に対する暴力に対処するために、国によって提供されつつある。

学校から仕事への移行のための支援の強化

72. 女性と女兒の教育達成度における進歩は、その雇用成果の相当する改善とはマッチしておらず、質の高い教育とディーセント・ワークへのアクセスとの間の関連性を強化する必要性が全面に出ている。数か国における若者の学校から仕事への移行に関する最近のプロジェクトで、若い男性と女性の移行率は全体的に低い、調査されたほとんどの国々で、若い女性の方が移行率が低く³²、平均して若い男性よりも稼ぎが少ないことが分かった³³。高等教育と共に、質の高い技術的、職業的教育と訓練が、女性の労働市場への移行を支援できる。しかしながら、このような訓練への参加におけるジェンダー格差が、継続して女性の質の高い雇用にアクセスするチャンスを制約している。データのある大多数の国々で、若い男性のほうが、若い女性よりも職業教育に就学する可能性がより高い³⁴。

73. 女性と女兒の学校から仕事への移行を支援する介入についての情報は依然として国々の回答の中で限られているが、伝統的に男性支配の分野の訓練プログラムを含め、その雇用の見込みを高めるために、女性と女兒のスキル開発を強化する措置にますます重点が置かれている。そのような措置には、職の市場の新たな需要に応えられるようにそのスキルを多様化するために、女性と女兒に技術・職業教育と訓練を提供することが含まれる。

74. 女性たちが雇用を見つける際に直面する障害を認めて、特に出産休業に続いて職場に再参入する女性及び農山漁村の地域社会の女性に向けた職業訓練へのアクセスを対象とした努力が増えている。国々は、識字訓練、見習い実習及び非正規教育イニシアティブを含め、女性のための特別な形態のスキル訓練も実施してきた。多くの開発途上国では、女性の識字スキルを改善するための成人識字センターのようなイニシアティブで、女性の識字に首尾一貫して重点を置いてきた。

3. 前進の道: 今後の行動の優先事項と実施の促進

75. 就学率におけるジェンダー格差は狭まってきているが、質の高いジェンダーに対応した教育への女兒と女性のアクセスを確保することにさらなる注意を集中する必要がある。質の高い教育への女性と女兒のアクセスを制限する制度的・経済的・社会文化的制約が依然として広がっており、教育におけるジェンダー格差を支える要因により良く対処しなければならない。女兒の教育に対する経済的・財政的障害に対処する努力は、特に農山漁村・遠隔地域では、学費の免除や給付金・奨学金の給付及びその他の非財政的支援を含め、強化されなければならない。学校に対し十分な資金が配分されることを保障するために、公的資金の配分を増額することも重要である。早婚や思春期の妊娠のような学校からの落ちこぼれの原因に対処することも極めて重要である。重複する形態の差別を経験している女性と女兒、暴力的な紛争の悪影響を受けている女性と女兒のためには特別で対象を絞った措置が特に必要とされる。

76. 学校が安全であり、女の子たちに対応したものであることを保障するために、もっと努力が払われるべきである。これには、安全な交通手段や安全で衛生的な下水処理施設の提供のような、学校環境において、また学校の行き帰りでの女兒に対する暴力に対処する措置が含まれる。尊重し合う平等な関係に関する教育と意識啓発を通して、暴力とハラスメントの規範に挑戦することが、包括的な性教育の提供を含め極めて重要である。

77. 教育と女兒の学習成果の質を改善することが優先されなければならない。質の高い教材を提供し、ジ

³² 移行とは、安定した職に参入すること(つまり、少なくとも12か月の契約のある)または満足できる(自己評価)一時的な仕事または自営業に参入することと定義されている。

³³ Makiko Matsumoto 及び Sara Elder, 「若い男女の学校から仕事への移行を特徴づける: ILO の学校から仕事への移行調査からの証拠」、雇用調査論文、第 51 号(ジュネーヴ、国際労働事務所、2010 年)。

³⁴ 国連教育科学文化機会、教育におけるジェンダー平等世界地図(パリ、2012 年)。

エンダーに配慮した質の高い教育を提供する技術を教員により良く身に付けさせるための教員訓練を推進して、教育セクターの適切な資金提供にさらに重点を置く必要がある。特に中等教育レベルと中等教育後のレベルで、女性教師の数を増やすことも重要である。各国政府は、ある研究分野に関して女兒の選択肢を制限する要因に継続して対処するべきである。学校のカリキュラムにおけるジェンダー・バイアスと固定観念への対処、奨学金の提供、意識啓発、科学と技術のような非伝統的分野への女性と女兒の参画を支援するための指導は、すべて重要な行動である。

78. 労働市場で成功するために必要なスキルを女性に備えさせるさらなる努力が必要とされる。技術・職業教育と訓練活動への女性の参画を支援し、女性の識字への継続した重点を含め、生涯学習の機会を提供することが必要である。伝統的に男性支配の分野に参入するスキルを女性と女兒に提供する対象を絞った活動は、労働市場での職業分離に対処することに貢献でき、従って、拡大され、見習われるべきである。ケア・セクターのような非伝統的分野に参入する男性と男児を支援することも、ジェンダー平等の達成にとって極めて重要である。

79. 女性と女兒の教育達成度を高める世界的努力の重点は、初等・中等教育にあったが、就学前・早期幼児教育と女の子の教育のためのケアの重要性がますます認められるようになってきている。早期幼児教育とケアの提供は、依然としてかなりの課題であり、多くの国々にとって重点の領域が限られている。ジェンダー平等と早期幼児教育とケアとの間の重要な関連性を仮定すれば、国々は、この領域への投資を優先するべきである。

(清水恵 訳)

C. 女性と健康

80. 「行動綱領」は、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康への女性の権利の実現を要請した。「綱領」は、女性の健康が、その生物学的特徴のみならず、その生活の社会的・政治的・経済的状况によって決定されることを認めた。「綱領」は、民族性、階級及び地理的位置に基づくジェンダー不平等及びその他の不平等が、女性の健康の達成への重要な障害であり、ジェンダーに対応した保健政策とプログラムにはそのような要因の徹底した分析が必要であることを強調した。「綱領」は、生涯を通じた質の高い適切で料金が手頃な保健ケアへの女性のアクセスを高めるためのさらなる努力、女性の健康を増進する予防プログラムの強化、HIV と AIDS を含めた性と生殖に関する健康問題へのジェンダーに対応した取組の実施、女性の健康に関する調査の推進と情報の普及、女性の健康のための増額された資金とジェンダー主流化を確保するための監視メカニズム及び女性の保健政策とプログラムの実施を要請した。

81. 第 57 回婦人の地位委員会で採択された合意結論の中で、女性と女兒のための時宜を得た、料金が手頃で質の高い保健ケアへのアクセスを改善し、保健政策とプログラムの立案と実施への女性と女兒の積極的参画を確保することに対する公約を繰り返し述べるよう各国政府に要請した³⁵。委員会は、暴力、特に性的暴力の危険にさらされている女性と女兒のための重要な突破口として、性と生殖に関する健康サービスを強化する必要性も強調した。第 58 回委員会は、さらに、すべての女性の性と生殖に関する健康と権利を推進し、保護し、HIV/AIDS 及び性感染症のための汚名と差別のない包括的な予防、料金が手頃な治療、ケア及びサポート・サービスへの普遍的アクセスを確保する継続する必要性を強調した³⁶。

1. 世界的傾向

82. 世界中で、女性は、生物学的理由のためにも行動上の理由のためにも、男性よりも出生時の平均余命が長い傾向にある。しかし、状況によっては、ジェンダーに基づく差別が、女性の平均余命の利点を減じ、出生時の女性の平均余命は、男性のそれにより似たものになる³⁶。世界的に、1990 年から 2012 年の間に、女性の平均余命は 67 歳から 73 歳に延び、一方男性の平均余命は、62 歳から 68 歳に延びた³⁷。平均余命の地域差は、依然としてかなりのものである。一般的に、男性に対する女性の長寿のは、高所得国に比べて低所得国及び低・中所得国では少ない、伸びてはいる。アフリカ諸国の中には、平均余命

³⁵ E/2013/27-E/CN.6/2013/11、第 I 章、セクション A を参照。

³⁶ 世界死亡率報告書 2013 年(ST/ESA/SER.A/347)。

³⁷ 世界保健機関、世界保健観測所データベース。www.who.int/gho/en より閲覧可能。

における進歩が、HIV/AIDS 妊産婦死亡の結果として遅かったところもある³⁸。

83. 世界的に、2013年には、推計28万9,000件の妊産婦死亡があり、これは1990年以来45%の減少であるが、2015年までに妊産婦死亡率を4分の3減少させるという「ミレニアム開発目標」をかなり下回っている⁷。高い妊産婦死亡率が、サハラ以南アフリカと南アジアで根強く続いており、この2つの地域を合わせると妊産婦死亡率は86%に及ぶ⁷。大半が予防できる妊産婦死亡は、女性の低い地位と産科救急体制整備の欠如と出産時の熟練した介添人の低い率及び多くの国々での女性と女兒のための性と生殖に関する健康と権利の根強い否定を含め、不適切な保健ケア・サービスに関連している。最近の調査は、妊娠前から罹患している基礎疾患(糖尿病、マラリア、HIV及び肥満のような)が妊娠によって悪化し、28%の妊産婦死亡を引き起こしたことをさらに示している³⁹。栄養不足と鉄分の欠乏及びその他の微小栄養素の不足によって引き起こされる貧血症は、全世界で妊婦の41.8%に悪影響を及ぼしている⁴⁰。

84. 出産時の熟練した出産介添人の低い率が、女性の健康に対する重要な課題である地域もある。開発途上地域において熟練した医療スタッフが介助する出産の割合は、1990年から2012年の間に56%から68%にまで上昇した。しかし、2012年に、開発途上地域で4,000万件の出生が熟練した医療スタッフの解除なしで行われ、それら出産のうち3,200万件が農山漁村地域で起こった⁴¹。しかし、地域間及び異なった所得グループの女性の間で、重要な差がある。他の地域と比べて、サハラ以南アフリカと南アジアの女性たちは、熟練した出産の介助を受ける可能性がずっと少ない。2012年に、それら地域での出産の約半数が、適切な医療ケアなしで起こった。状況は、貧しい女性と農山漁村地域で暮らしている女性にとって特に厳しい。開発途上地域では、都会と農山漁村との格差は2000年から2012年の間に僅か2ポイント(33%が31%に)縮まった⁷。

85. 危険な人工妊娠中絶も、継続して妊産婦死亡の主要な原因である。世界的に、推定2,160万件の危険な人工妊娠中絶があり、ほとんどが開発途上国で起こり、その年の全妊産婦死亡の約13%の47,000件の死亡という結果となった。危険な人工妊娠中絶の数は、安全な人工妊娠中絶と避妊法(薬)への適切な対応方法が講じられなければ、さらに増加する可能性がある⁴²。

86. 2012年に、開発途上地域で、結婚しているかまたは同棲している15歳から49歳までの女性の63%が、何らかの形の避妊法を利用しており、これは1990年以來の11ポイントの増加であった⁷。避妊法(薬)の普及率がそれぞれ13ポイントと18ポイント増加している南アジアとサハラ以南アフリカで、変化が著しかった。しかし、この2つの地域で、特に15歳から49歳までの女性の3人に1人未満が何らかの形の避妊法を利用してはいるサハラ以南アフリカで、2012年には避妊法の普及率は依然として比較的低下した。貧しい農山漁村の女性と豊かな都会の女性との間にはかなりの差がある状態で、貧困と地理的位置が、依然として家族計画の満たされないニーズ⁴³の重要な決定要因である。

87. 世界的に、1990年から2011年の間に、先進国では女兒1,000人につき34件から女兒1,000人につき21件に、開発途上国では女兒1,000人につき64件から54件にと、思春期の出産が減少した。最も急速な進歩は、1990年の女兒1,000人につき88件から2011年には女兒1,000人につき50件へと率が減少した南アジアで見られた。サハラ以南アフリカとラテンアメリカは、それぞれ、女兒1,000人につき117件、女兒1,000人につき86件と、継続して最も高い率を示した⁷。子ども結婚、早期・強制結婚のような慣行は、妊産婦死亡と罹病の強力な牽引力である(セクションV.Lを参照)。若い年齢での出産は、思春期の女の子とその子どもにとって重要な保健上の危険となっている。性的に活発な若い女性と思春期の女の子は、性と生殖に関する健康情報やサービスの知識もアクセスも限られているかも知れず、(望まない)妊娠、危険な人工妊娠中絶及び産科フィステラ(ろう孔)のような出産に関連する併発症の高い

³⁸ 世界保健機関、女性と健康：今日の証拠、明日のアジェンダ(ジュネーブ、2009)

³⁹ Lale Say 他、「世界的な妊産婦死亡の原因：WHOの組織的分析」、*The Lancet Global Health*、第2巻、第6号(2014年)。

⁴⁰ Bruno de Renoisg 他編、世界中での貧血症の広がり1993-2005年：貧血症に関するWHOの世界データベース(ジュネーブ、世界保健機関、2008年)。

⁴¹ 国連、ミレニアム開発目標報告書2014年。

⁴² 世界保健機関、危険な人工妊娠中絶：2008年の危険な人工妊娠中絶と関連する死亡の発生についての世界的・地域的推定、第6版(ジュネーブ、2011年)。

⁴³ 出産を止めまたは遅らせたいと思っているが、避妊法を利用していない15歳から49歳までの既婚の女性または同棲中の女性の割合と定義される。

危険にさらされている⁴⁴。

88. HIV 感染女性の数は、2001 年以来世界的に増加している(E/CN.6/2014/3 を参照)。HIV 感染女性のほぼ 80%がサハラ以南アフリカにおり⁴⁵、南アジアと東南アジアには 9%、ラテンアメリカには 3%、東欧と中央アジアには 3%いる。2013 年末で、女性は低・中所得国のすべての HIV 感染者の 52%を占めており、すべての HIV 感染者の 59%までがサハラ以南アフリカにいた。世界的に、15 歳から 24 歳までの若い女性は、同年齢層の男性と比べて、HIV に感染する危険が 50%高い。サハラ以南アフリカでは、若い女性間の新規感染者の割合は、同年齢層の男性よりも依然として倍以上である。性労働者と性同一性障害者を含め、特別な母集団グループの女性も、不相応な HIV の影響を受けている(E/CN.6/2014/3 を参照)。女性と女兒に対する暴力が、HIV の誘因として認められているが、同時に HIV 陽性と診断されることも、暴力に対する女性の脆弱性を増すことが分かっている。

89. 心臓病、脳卒中、癌、慢性呼吸器疾患及び糖尿病のような非感染性疾患は、今や世界の主要死因である³⁷。これらは、先進国での死亡の比較的大きな割合を占めている(2012 年には 88%)が、開発途上国でもそのインパクトは急速に増えている。例えば、サハラ以南アフリカでは、非感染性疾患による死亡総数は、2000 年から 2012 年の間に 21%から 29%に増加した。同期間にわたって、南アジアではこれに相当する割合は、47%から 59%に増加し、ラテンアメリカ・カリブ海では 67%から 73%に増加した³⁷。女性と女兒は、この増加によって不相応な異なった影響を受けている。非感染性疾患は、男性の死亡よりもより高い割合の女性の死亡に対して責任があり、これはラテンアメリカ・カリブ海、ユーカサス及び中央・西アジアで特に目立つパターンである。このような疾患は、しばしば慢性的な障害も引き起こし、障害の広がり、男性よりも特に貧しい、高齢女性の間で高くなっている⁴⁶。先進国では、非感染性疾患は、女性間の総死亡数の 90%を占めており、男性の総死亡数の 85%を占めている²⁵。

2. 「行動綱領」実施のために各国政府が取った行動の全体像

90. ジェンダー不平等は、女性の健康の重要な決定要因である。女性と女兒が身体的・精神的・社会的福利の完全な状態を達成することを妨げる条件には、貧困、識字と教育の欠如、環境悪化、不適切な栄養、水と下水処理への対応の欠如並びに暴力と武力紛争にさらされることが含まれる。資源への不平等なアクセスと管理、意思決定力の欠如及び無償の家事とケア労働に対する不相応な責任が、女性と女兒の間の身体的・精神的不健康、福利の減少及び早死につながることもある。女性に対する暴力も、大きな健康上の脅威となっている(セクション V.D を参照)。

91. 健康への女性の権利を実現するには、生涯にわたる女性と女兒の保健ニーズと彼女たちが保健サービス提供者との交流において直面する特別な障害に対応する多部門的で組織的な対応が必要である。加盟国は、これらの面で、広範な行動を取ってきた。(a)質の高い保健ケア・サービスへの女性のアクセスを高める。(b)彼女たちの性と生殖に関する健康と権利を実現する、(c)非感染性疾患への注意を高める、(d)周縁化されたグループの女性と女兒の健康権を推進するという 4 つの主要な方向性が出現している。

質の高い保健ケア・サービスへの女性のアクセスを高める

92. ほとんどの国々は、様々な説明責任措置、保健ケア・インフラの改善及び保健ケアの民営化と利用者料金の影響を不相応に受けている女性と女兒のための保健ケア・サービスの範囲と質を広げるための行動を通して、保健ケア・サービスと基本的薬剤への女性のアクセスを高める努力を報告した⁴⁷。保健のための資金の動員は、特に低所得国にとっては重要な課題として言及された。しかし、ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジに向けた改革は、社会・及び地域社会を基盤とした保険を通して保健ケアの料金の手頃さを改善するために、進められてきた国々もある。そのような努力にもかかわらず、低所得国で暮らしている人々の 90%以上が、依然としてヘルス・カヴァレッジへの権利がないままである⁴⁸。

⁴⁴ 世界人口の状況 2013 年: 幼年期の母親---思春期の妊娠の課題に直面する(国連出版物、販売番号 E.13.III.11.1)。

⁴⁵ 国連エイズ合同計画、ギャップ報告書(ジュネーブ、2014 年)。

⁴⁶ 世界保健機関及び世界銀行、世界障害者報告書(ジュネーブ、世界保健機関、2011 年)。

⁴⁷ 世界保健機関、「ジェンダー、女性及びプライマリー・ヘルスケアのリニューアル: 討議文書」、(ジュネーブ、2010 年)。

⁴⁸ 国際労働機関、世界社会保護報告書 2014/15 年: 経済回復、包摂的開発、社会正義を築く(ジュネーブ、国際労働事務所、2014 年)。

93. 妊産婦ケア、HIV テスト及び乳がん・子宮頸がんの検査を含めた性と生殖に関する保健ケアへの無料のアクセスを提供することに継続して重点が置かれてきた。国々は、プライマリー・ヘルス・センターと妊産婦病棟を含めた保健ケア・インフラへの投資も報告した。方策としては、移動サービスと戸別訪問サービスを通して、保健ケアを女性と女兒、特に農山漁村地域で暮らしている女性と女兒により身近なものにすることが含まれた。戸別訪問サービスは、差別的な社会規範または暴力的な紛争が女性と女兒の移動性に制限を課している状況では特に重要となることもある。

94. 保健ケア施設が提供する尊重、プライバシー、機密性及び治療の選択肢の欠如に関連する否定的経験の結果として、女性は、保健ケア・サービスに対して気が進まないかも知れない。これは、ジェンダー規範と役割が、保健ケア施設とかわる時に女性の健康と女性の経験にどのように影響するかに対する保健ケア職員の間での理解の欠如のせいであることもある。女性と女兒は、時には、身体的虐待と言葉の上での虐待、同意なしの検査、プライバシーに配慮のないケアを含めたサービスを受ける際の恥辱、差別、暴力、または捨てられたり、施設内に拘束されたりすることにも直面する。このような課題に対処する際に、国々は、医療従事者のための大学のカリキュラムの改訂及び特に子ども、思春期の女の子及び性と生殖に関する健康のような領域での保健ケア・スタッフの訓練を通して、現在及び将来の保健ケア・スタッフの間で、ジェンダー不平等と女性の権利に対する意識を高める取組みを報告した。

95. 国々の中には、基本的薬剤と医薬品の利用可能性、アクセス可能性及び料金の手頃さが依然としてかなりの課題であると報告したところもあるが、出産後の出血を防止し、妊娠中の子癇前症と子癇を治療するための抗レトロウイルス薬と薬物療法並びに避妊薬を女性と女の子に利用できるようにする努力が継続した。国々の中には、必要としているすべての人々に助成した料金または無料で薬剤を提供したところもあれば、貧しい女性または妊婦を対象としたところもあった。利用可能性を高めることに加えて、例えば、メディアのキャンペーン、地域社会の保健ワーカーを通じたアウトリーチ及びソーシャル・マーケティングを通して妊産婦保健ケア・サービスと避妊法に対する需要を生み出す努力を強化してきた。

女性の性と生殖に関する健康と権利の実現

96. 強制、差別、暴力を受けることなく、婚姻状態にかかわらず、性と生殖に関する健康を含めた自分のセクシュアリティに関連する問題を、自由に責任をもって管理し、決定する女性の人権の実現は、ジェンダー平等の達成の基本である。これには、自分のパートナーの選択、結婚するか否か、並びにいつ子どもを持つか、何人持つか、産む間隔の選択に関して、自由に管理し決定することが含まれる。女性には、性的指向とジェンダー・アイデンティティーを根拠とした差別と暴力を受けないで暮らす権利がある。性と生殖に関する健康と権利には、セクシュアリティ、生殖能力、関係、避妊、妊娠及び安全な出産のような問題すべてに対する基本的情報、教育及びサービスにアクセスする権利が含まれる。

97. 大多数の国々が、法改革を含めた措置、安全な母性プログラム、性教育とカウンセリング、家族計画及び HIV 予防プログラムを含めた性と生殖に関する健康ケア・サービスの拡大を通して、女性の性と生殖に関する健康と権利を実現するための継続する努力を報告した。安全な母性プログラムには、出産前・出産・出産後のケアへのアクセスを拡大する継続する努力及び異なった出産選択肢の拡大が含まれた。貧血症を予防し、出産中の出血の危険を減らすための鉄分とヨウ素の補給が提供され、助産師と産科医を含め、熟練した保健ケア職員が介添えする出産の割合を増やすための手段が取られた。妊娠と出産に関連する措置は、性と生殖に関する健康ケアの重要な要素であるが、国の対応における妊婦への狭い重点は、生涯にわたる女性と女兒の性と生殖に関する健康ニーズを無視している。

98. 特にアジアの国々の中には、難産に関連する重病であり、アフリカとアジアの 200 万人の女性に悪影響を与えている産科フィステラ(瘻孔)の予防と治療を改善する措置を報告したところもある⁴⁹。国々は、望まない妊娠へ防止するために、避妊法の供給と需要を高めるさらなる努力も報告した。国々の中には、これら努力が、未婚の女性や思春期の女の子を排除して、婚姻状態と年齢を根拠に未だに限られているところもある。僅かな数の国々が、出生前検診、親業訓練及び出産中の立会、並びに家族計画の

⁴⁹ Gwyneth Lewis 及び Luc de Bernis 編、参加フィステラ臨床管理及びクリニカル開発のための指導原則(ジュネーヴ、世界保健機関、2006年)。

推進と HIV の予防を含め、妊産婦・子ども保健ケア・サービスに男性と男児をかかわらせる努力に関して報告した。

99. 国々の中には、安全な人工妊娠中絶と中絶後のケアへの女性のアクセスを改善する措置を取っているところもある。1995 年以来、世界保健機関の安全な人工妊娠中絶のための技術・政策ガイダンスとその中絶後のケアのためのガイダンスを利用している国々において、危険な人工妊娠中絶から生じる死亡を減らす際に重要な進歩が遂げられてきた(E/CN.9/2014/4 及び Corr.を参照)。世界保健機関によれば、「法的制限が、多くの女性が他の国々または未熟練の提供者からまたは非衛生的な条件の下でサービスを求めることにつながっており、女性たちを死亡または障碍の危険にさらしている」ことを仮定すれば、法律の改正も重要である⁵⁰。多くの国々で、女性は要請に基づいて人工妊娠中絶を受ける権利を有している。2011 年に、データが利用できる 30%の国々でそうであり、これは 1996 年の 24%からの増加であった⁵¹。2010 年以来、ラテンアメリカ諸国の中には、人工妊娠中絶及び緊急避妊の適応の非犯罪化を推進する際の進歩を報告しているところもある。同時に、かなりの割合の女性が、非常に制限的な法律を持つ国々で継続して暮らしている。欧州、北米、中央・東アジアは、一般的に他の地域の女性よりも比較的少ない中絶制限法に直面している。

100. ほとんどの回答が、思春期の女の子の性と生殖に関する健康に対する継続する懸念を反映していた(セクション VI も参照)。早期出産を防止する特別措置が、包括的な性教育と情報と避妊法へのアクセスを通して、ほとんどの国々で継続している。国々は、機密の医療的・心理的助言と支援を提供する若者に優しいまたは若者専用の保健センターの創設について報告した。

101. HIV/AIDS の予防、治療及びケアも、依然としてほとんどの国々の保健アジェンダの高い位置にあった。国々の中には、その働き、参画及びリーダーシップを強化し、ジェンダーに基づく暴力と差別的な社会規範に対処することにより、HIV と AIDS に対する女性と女兒の危険と脆弱性を助長する底辺にある要因に対処する必要性を強調する包括的なジェンダー行動計画を報告したところもあった(V.D.を参照)。妊娠、出産または授乳中の母子感染の予防は、特に蔓延率の高い国々で、依然として、最も共通して報告された優先事項であった。措置には、抗レトロウイルス治療への優先的アクセスのみならず、すべての妊婦のための無料の義務的検査が含まれた。

非感染性疾患への注意を高める

102. 先進地域と開発途上地域双方の国々は、女性と女兒に悪影響を及ぼす病気を含め、非感染性疾患に対処する努力を高めたと報告した。措置には、原因、危険要因、様々な非感染性疾患が女性に与えるインパクトを評価し、そのような疾患の予防と抑制のための機会をよりよく理解する調査のための資金提供が含まれた。乳癌、子宮頸癌の早期発見と治療を改善する努力も、マンモグラフィ、超音波及びパブ塗抹試験を通じた検査を含めて継続した。ある状況では、そのようなサービスは全ての女性に無料で提供され、またある状況では、特定の年齢層の女性と女兒に無料の検査が利用できる。ますます多くの国々で、子宮頸がんを予防するために、女の子に HPV(ヒト乳頭腫ウイルス)ワクチンが接種できるようにされている。情報と意識啓発キャンペーンを通じたこういった型の癌の早期発見の利益も強調された。

103. 不相応に女性に悪影響を及ぼす骨粗鬆症のような慢性的で退行性の病気を予防し、管理する努力も続いている。国々の中には、40 歳から女性の定期的骨密度検査を推進していると報告したところもある。多くの国々は、肥満のみならず、アルコールとタバコに関連する病気を予防するために、健全なライフスタイルを推進する努力も規模拡大している。こういった措置の中には、直接女性と女兒を対象としたものもある。

104. 精神衛生状態は、長期にわたること、絶え間ないシンドロームの移り変わり、進行の遅さを含め、慢性的感染症や非感染性疾患と共通の特徴を持っている⁵²。鬱病、不安、身体的愁訴を持つ個人では女性

⁵⁰ 世界保健機関、安全な人工妊娠中絶: 保健制度のための技術・政策ガイダンス、第 2 版(ジュネーブ、2012 年)。

⁵¹ 世界の人工妊娠中絶政策 2013 年(国連出版物、販売番号 e.13.xiii.4)。

⁵² 世界保健機関及び Calouste Gulbenkian 財団、保健ケアシステムで精神障碍とその他の慢性病への対応を統合する、(ジュネーブ、世界保健機関、2014 年)。

が目立つ⁵³。生殖年齢の女性にとって、アフリカを除くすべての地域にわたって、精神衛生状態が、健康な生活の失われた数年の最も重要な源となっている⁵⁴。精神衛生問題に対処するためのプログラムを設置している国もあれば、特に開発途上国では、この領域が依然として報告数が少なく、資金提供も少なく、スタッフも不足しているところもある。保健のためのすべての開発援助の1%以下が非感染性疾患の予防と抑制に向けられており、低・中所得国の保健予算の3%以下が、メンタルヘルスに配分されている⁵²。重度の精神異常を持つ人の76%から85%が、低・中所得国では、まったく治療を受けていない⁵⁵。この問題に対処するために、開発途上国の中には、プライマリー・ケア・レベルでメンタルヘルス・ケア・サービスを提供し、メンタルヘルスを妊産婦保健ケア・サービスを含めた他のプログラムに統合し始めているところもある。

特に周縁化されたグループの女性と女兒の人権を推進する

105. 多くの国々は、健康と病気におけるジェンダー不平等が、しばしば、重複する形態の差別に直面している女性と女兒にとって悪化することもあることを認めている。懸念される最も共通したグループは、思春期の女の子、農山漁村地域で暮らす女性、障害を持つ女性、女性移動者、難民及び亡命者、不利な条件にある民族グループの女性である。ますます多くの国々が、その保健上のニーズを認めてもらい、対処してもらおう際に、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及び性同一性障害者が直面する困難も強調した。しかし、同性愛行為を継続して犯罪化し、個人を罰し、その健康への権利及びその他の人権の享受を危険にさらしている国々もある(A/HRC/14/20を参照)。

106. 多くの場合、特に脆弱なグループの女性と女兒の権利推進を目的とする措置が、市民社会団体の提唱に応じて、時にはそのような団体との協働で設置された。しかし、ほとんどの国々は、差別なく適切な保健ケア・サービスへのアクセスを保証する際の重要な課題を継続して報告した。国々の中には、懲罰的環境が、HIVの予防、治療、ケア及びサポートにアクセスする際に、性労働者にとって障害を生むこともあるところもある⁴⁵。障害を持つ女性と女兒の権利はますます認められてはいるが、国々は、主として資金の制約のために、そのニーズに対処する措置を実施する際の課題を報告した。

3. 前進の道: 今後の行動の優先事項と実施の促進

107. 「行動綱領」の促進された実施には、保健ケア制度の内外で女性と女兒が直面する課題を包括的に認め対応することが必要である。女性と女兒の健康のより幅広い決定要因に関してさらなる行動が必要とされる。法的枠組を含めたセクター横断的介入、保健セクター全体にわたるジェンダー主流化、教育と経済的エンパワーメント並びに道路、水、下水処理のような基本的インフラへの投資が、さらなる進歩の中心であろう。女性と女兒を暴力と有害な慣行から守り、女性が性と生殖に関する健康と自分が選択する避妊法について情報を得た選択ができるようにする法律の制定と実施も依然として重要な優先事項である。

108. 保健ケア制度内で、女性と女兒のための適切なサービスの利用可能性、アクセス可能性及び料金の手頃さを高める継続した努力が極めて重要である。これには、女性のニーズと様々な状況で女性が直面する重複する課題により良く対応するために、投資と訓練を通じた保健ケア・サービス提供の変革も含まれる。例えば、女性の性と生殖に関する健康と権利が、HIV/AIDS及びその他の性感染症のテストと治療、家族計画及び暴力被害者のためのサービスのよう性と生殖に関する保健サービスを含め、一連の保健ケア・サービスの統合された提供を通して最も効果的に、包括的に対処される証拠がある(セクションV.Dを参照)。

109. そのようなサービスへの適切な資金提供は、さらなる進歩にとって不可欠である。全体的な保健ケア予算は、多くの開発途上国では著しく不適切であり、これが不十分で不適切な保健ケア・インフラ、基本的薬剤の限られた利用可能性、厳しいスタッフ不足となる。緊縮措置が、さらに保健ケアを提供するという重荷を家庭に移す恐れとなる⁴⁸。これは、保健ケアを求める人としての女性のサービスへの

⁵³ 世界保健機関、「ジェンダーと女性の精神衛生」。www.who.int/mental_health/prevention/genderwomen/en より閲覧可能。

⁵⁴ 世界保健機関、女性と健康: 今日の証拠、明日のアジェンダ(ジュネーブ、2009年)。

⁵⁵ 世界保健機関、精神衛生行動計画2013-2020年(ジュネーブ、2013年)。

アクセスを複雑にするのみならず、ほとんどが女性である家庭と地域社会の無償のケア提供者にかかる重荷を増加させる。

110. 性別データの収集とジェンダーに配慮した指標は、女性と女兒に関する保健ケア政策とプログラムの効果を監視し、評価することにとっての基本である。適切な市民の生命維持に必要な登録制度またはそれが無い場合は、妊産婦死亡、身分証明、通報、見直し及び対応を含む妊産婦死亡調査と対応制度は、妊産婦死亡の測定に重要な情報を提供し、今後の妊産婦死亡を防止する行動を特徴づけ、国の市民登録及び生命維持に必要な戦略を強化できる。

111. 保健ケア・サービスを女性と女兒、特に不利な条件にある女性と女兒のニーズに対応し、説明責任のあるものにするために、保健ケア政策企画、実施及び監視で、女性と女兒の声が聴き入れられるためにさらなるスペースが提供されなければならない。女性保健協議会、サービス利用者グループ及び監視メカニズムは、意識を啓発し、説明責任を推進し、情報を普及し、ジェンダーに対応した保健ケア政策とプログラム形成に貢献できる。

(藤川真理子・房野桂 訳)

D. 女性に対する暴力

112 「行動綱領」は、女性に対する暴力は女性の人権と基本的自由への侵害であるとし、平等・開発・平和の達成への障害であるとした。行動綱領は各国に対し、女性への暴力を防止し廃絶し、原因と結果を追求し、女性の人身取引を廃絶する統合策を取るよう要求した。

113. 近年、国連政府間専門機関は、女性に対する暴力についてグローバル基準の枠組みを継続して強化している。特に2013年婦人の地位委員会第57回会期において、ジェンダーに起因する殺人/フェミサイドのような特別な形態の暴力だけでなく、情報・コミュニケーション技術、ソーシャル・メディアの役割などのような新たに出てきた問題に焦点を当てた合意結論を採択した⁵⁶。総会は定期的にあらゆる形態の暴力と、女性や女兒の人身売買、FGM（女性性器切除）、女性移動労働者に対する暴力のような特殊な形態の暴力を廃絶する取り組みの強化についての決議を採択している(決議68/137、69/147及び69/150)。紛争及び紛争後における女性への暴力は、女子差別撤廃委員会により、2013年にその第56回会期で採択された一般勧告第30号で扱われた⁵⁶。

114. 人権理事会でもまた、レイプ、性的暴力、子ども結婚と早期・強制結婚、女性人権擁護者に対する暴力、暴力を受けた女性の救済策などの特別な形態を含め、女性に対する暴力は継続して取り上げられた(例えば、理事会決議 23/25 及び 24/25 を参照)。女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、女性に対する重複し、重なり合う差別と暴力、ジェンダーに起因した女性の殺害及び国の責務とそのような暴力を撤廃する際の相当の注意義務の利用のようないくつかの問題を調査してきた⁵⁷。

1. 世界的傾向

115. 近年のグローバル推計は、世界の女性の35%がその生涯において、身体的暴力、あるいは親密なパートナーまたはそうでない相手からの性的暴力を経験していることを示している⁵⁸。地域によってのある程度の多様性はあるものの、女性への暴力は、すべての地域で受け入れがたい高い比率を示している。低・中所得国の中で、アフリカは45.6%と、身体的暴力、あるいは親密なパートナーまたはそうでない相手からの性的暴力について通報する女性の割合が最も高く、東南アジア(40.2%)、地中海東部で(36.4%)、米州(36.1%)、西太平洋(27.9%)、欧州(27.2%)がこれに続く⁵⁹。高所得国では、32.7%の女性が生涯で身体的暴力あるいは親密なパートナーまたはそうでない相手からの性的暴力を経験したことがある。データの利用可能性と比較可能性が限られているために、長期にわたるグローバルかつ地域別の傾向の分析は不可能である。

⁵⁶ A/69/38, 第2部、第VII章を参照。

⁵⁷ 例えば、A/HRC/14/ww, A/HRC/17/26, A/HRC/20/16 及び A/HRC/23/49 を参照。

⁵⁸ 世界保健機関、衛生・熱帯医学ロンドン校、南アフリカ医学調査センター、女性に対する暴力の世界及び待機推計: 親密なパートナー及び非パートナーからの性的暴力の広がり健康上の影響(ジュネーブ、世界保健機関、2011年)。

⁵⁹ 同上。地域的区分は、総計81か国だけ、つまり、高所得国23か国と低・中所得国58か国だけをカバーしている問題の調査から取っている。データは、2010年のものである。

116. 女性が経験する暴力の最も共通した形態は、親密な関係にある相手からのもので、これがしばしば、傷害に繋がり、時には死亡する結果に至る。殺人に関するグローバルな研究で裏付けられているように、女性殺害の被害者のほぼ半数は、親密な関係にあるパートナーや家族によって殺害されているが、男性の殺害数は、20人に1人強の割合である⁶⁰。驚くべきことは、暴力を経験している女性が助けや支援を求めないことである。グローバルなデータは入手できていないが、欧州連合の28の加盟国にわたって行われた42,000名の女性に関する調査で、パートナーによる暴力の被害者のわずか3分の1、パートナーでない者からの暴力の被害者の4分の1が、最も重大な暴力の発生に続いて、警察または支援サービスに連絡していることが分かった。被害者は、事件のわずか14%で、最も重大なパートナーによる暴力事件を警察に通報していた⁶¹。

117. 女性への暴力の根絶を阻む大きな障害は、暴力を普通視し容認する社会の差別的な姿勢と規範である。被害者を責める態度は、すべての国々に広く蔓延している。37の開発途上国からのデータは、女性の21%が、夫と言い争った場合は夫が妻を殴るのは仕方がないと信じていることを示している。同様に27%の女性が、子どもをネグレクトした場合は、夫が妻を殴ることを正当であると信じている⁶²。それらの調査が男性の態度についての女性からのデータを集めたのに対し、男性への調査でも同様に、女性への暴力を容認する高い数値が明らかになっている。欧州連合の27の加盟国のうち15か国で実施された調査では、女性の態度がドメスティック・ヴァイオレンスの原因であるかどうかを尋ねた。この見解に賛成する個人の割合は、52%となっており、国々にわたって、33%から86%に及んでいる⁶³。

118. 直近の「人身取引に関するグローバル報告」は、世界・地域・国内レベルでの人身取引のパターンと流れの全体像を提供し、主として2007年から2010年にかけて発見された人身取引事件に基づいている。世界的に発見されたすべての人身取引被害者の55%から60%を女性が占めており、女性と女兒を合わせると75%に上る。その上、すべての被害者の27%が子どもであり、3人の子ども被害者のうち2人は女兒で1人が男児である⁶⁴。

119. 女性が経験するその他の形態の暴力に関する世界的な傾向データの利用可能性は限られている。欧州連合の42,000人の女性に対する調査で、55%の女性が15歳以降で少なくとも1回はセクシュアル・ハラスメントを経験しており、5人に1人の女性(21%)が調査前の12か月のうちにそのようなハラスメントを経験していたことが分かった⁶¹。国連子ども基金(ユニセフ)は、2013年に、アフリカと中東にわたる29か国で、1億2,500万人以上の女兒と女性が、何らかの形の女性性器切除を受けていたと推定した。さらに3,000万人の女兒が、次の10年間に切除される危険にさらされているものと推定された⁶⁵。この慣行は、調査された29か国の半数を少し超える国々で普通のことではなくなりつつあることを傾向データが示している⁶⁵。しかし、人口増加のために、女性性器切除の悪影響を受ける女性の数は、実際には増加している。子ども結婚、早期・強制結婚に関しては、ユニセフは、2014年に生存している7億人以上の女性が、18歳になる前に結婚したものと推定している⁶⁶。有害な慣行は減少しているが、サハラ以南アフリカと南アジアの国々で、受容できないほどに高いレベルで未だに根強く続いている。

2. 「行動綱領」実施のために各国政府が取った行動の全体像

120. 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の廃絶には、そのような暴力を防止し、対応し、女性と女兒に対する暴力の底辺にある原因に取り組む一連の包括的で調整された行動が必要である。特にそのような暴力の原因と結果である構造上の組織的暴力に対処するために、より幅広いジェンダー不平等に対処するための包括的な戦略の中に、女性に対する暴力を撤廃する行動を統合することが極めて重要である。

⁶⁰ 殺人に関する世界調査 2013 年: 傾向、状況、データ(国連出版物、販売番号 E.14.IV.1)。

⁶¹ 欧州連合基本的権利機関、女性に対する暴力: 欧州連合全体にわたる調査(ルクセンブルグ、欧州連合出版局、2014 年)。

⁶² 国連ウィメンの人口学・保健調査の分析。2009 年から 2014 年までの最近の調査からのデータ。

⁶³ Enrique Gracia、「女性に対する親密なパートナーからの暴力と欧州人の中で被害者を非難する態度」、世界保健機関ブレティン、第 92 巻、第 5 号(2014 年)。

⁶⁴ 人身取引世界報告書 2012 年(国連出版物、販売番号 E.13.IV.1)。

⁶⁵ 国連子ども基金、女性性器切除/割礼: 統計上の全体像と変革の力学の探求(ニューヨーク、2013 年)。

⁶⁶ 国連子ども基金、「子ども結婚をなくす: 進歩と見込み」(ニューヨーク、2014 年)。

121. 加盟国は、この重大問題領域に対処するために、様々な行動を取ってきた。(a)女性に対するあらゆる形態の暴力に対処するために法的・政策的枠組を強化する、(b)女性に対する暴力を防止するための努力を促進する、(c)多部門的支援サービスの提供と統合を強化する、(d)女性に対する暴力に関するデータと証拠を改善するという4つの主要な傾向が出現している。

女性に対するあらゆる形態の暴力に対処するための法的・政策的枠組を強化する

122. 強固な法的枠組が、女性に対する暴力廃絶のためには不可欠である。女性が暴力的関係を離れる際に支援し、さらなる暴力を防止し、そのような暴力の結果に対処することを保障するために、家族法、土地と資源へのアクセス並びに入国管理を見直しことを含め、他の関連法と政策の見直しと改善もまた重要である。大多数の国々は、既存の刑法または特別な形態の暴力に関する法律を通して継続して暴力に対処しているが、特にラテンアメリカとカリブ海の国々並びにその他の地域の増加する数の国々の中には、暴力を犯罪化し防止するための措置、暴力から女性を保護し加害者を罰する措置を含め、暴力のない生活を女性に保証する包括的な法律を制定しているところもある。また、国々は、暴力を防止し、この点で女性を保護する特別規定をその国の憲法に組み入れてきた。

123. すべての地域にわたる国々は、人身取引、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・ヴァイオレンスまたは女性性器切除を含む有害な慣行のような女性に対する追加の形態の暴力を犯罪化し、ドメスティック・ヴァイオレンスと強姦の定義を拡大し、女性に対する暴力を人権侵害と定義し、懲罰を増やし、被害者の保護を強化し、暴力を防止する努力を強化し、法律の施行に資金を提供するために法律を改正することにより、女性に対する暴力に関する法的枠組も継続して強化してきた。市民保護命令が、加害者の行動を制限するか、または共同の居住場所から加害者を排除するためにますます導入されるようになってきている。ほとんどの市民保護命令は、ドメスティック・ヴァイオレンスの状況に当てはまるが、強制結婚やストーカー行為のようなその他の形態の暴力に対して保護を拡大する努力が増えている。

124. 国々は、政治的意思の欠如、保守勢力からのバックラッシュ、法律についての知識の欠如、法的サービスの提供とアクセスの乏しさ、裁判所の能力の欠如、予審の遅れ、資格のあるスタッフや職員の不在のような、女性に対する暴力に関する法律の実施と施行に対する障害を明らかにしてきた。これに応じて、国々は、一般の人々、特に女性と施行機関の間で法律に対する知識を深めるための意識啓発キャンペーン・プログラム、暴力を経験した女性に対する対応力を改善するために、司法機関のための特別なガイドラインの発行、事件のための電子監視システム、裁判官と法律執行担当官のための訓練を含め、特別な行動を導入してきた。国々は、無料の法律サービスへのアクセスを提供することを含め、司法への女性のアクセスを改善するための措置を継続して導入し、司法機関内に専門の職員やユニットを任命し、特別なヘルプラインと情報ウェブサイト設立した。

125. 2010年以來、すべての地域にわたる国々が、ますます、範囲は大きく異なるが、女性に対する暴力に対処する国内行動計画と戦略を採択するかまたは採択する過程にある。国々の中には、女性に対する重複する形態の暴力をカバーし、防止、司法へのアクセス、支援サービス、データ及び調査をカバーする措置を含めた包括的な国内行動計画を導入したところもある。国々の中には、行動計画が女性に対する暴力に対処する長期的戦略の不可欠の部分であることを示して、今、第二次または第三次国内行動計画を実施しているところもある。さらなる包括的な国内行動計画は、明確な時間枠と指標を持ち、進歩の監視とインパクトの評価に関する明確な要素を持つ。それは、重要な政府機関からの調整された対応を可能にする実施メカニズムの設立も規定している。場合によっては、閣僚委員会が進歩の見直しと資金の配分に関わる状態で、国内行動計画の実施への閣僚レベルでのかかわりがある。女性の市民社会団体のかかわりと調整や対話を概説している国内行動計画もある。女性の市民社会団体は、国内行動計画の形成と監視に重要な役割を果たし、女性に対する暴力を防止し、根絶するための法律と政策に関して各国政府に助言している。

126. 行動計画の中には、ドメスティック・ヴァイオレンス、性的暴力、人身取引、女性殺し、妖術関連の暴力及び高齢女性に対する暴力並びに女性性器切除を含めた有害な慣行のような特別な形態の暴力に対応しているものもある。特別な準地域及び領土のニーズに適合する戦略で国内行動計画を補う必要性

を認めて、近年の重要な発展は、州や地域や地方レベルでの政策枠組の導入であった。場合によっては、国々は、女性に対する暴力を撤廃するための国内行動計画または戦略を国内開発計画と関連付けてきた。紛争の悪影響を受けた状況では、国々は、刑事責任免除をなくすことや安全保障セクター改革に関する特別な構成要素をその国内行動計画に含めてきた。国々は、障害を持つ女性、移民・移動女性、先住民族女性及びレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・性同一性障害の人々が経験する特別な形態の暴力に対応するための行動もとっている。

127. 女性に対する暴力に対処する法律・政策・枠組の効果的実施のための主な課題は、十分な資金の欠如である。2007/2008年 以来の経済危機とこれに続く緊縮措置は、支援サービスを求める暴力サヴァイヴァーと被害女性に否定的インパクトを与える可能性を伴って、社会サービスの切り詰めという結果となっている。女性に対する暴力に対処する国内行動計画または法律の存在にもかかわらず、国々の中には、そういった法律や政策の実施とサヴァイヴァーのための質の高い支援サービスの提供のために不適切な資金を配分したと報告したところもある。

128. 多くの状況で、例えば、加害者が被害者と結婚すれば強姦事件の刑の宣告の緩和を認め、婚姻内強姦またはドメスティック・ヴァイオレンスを犯罪としないことによって、法律は依然として不適切である。強力な法律が設置されているところでさえ、施行と実施に関しては依然として課題が残っている。ますます多くの国々が国内行動計画を導入しているが、その多くは限定的であり、ドメスティック・ヴァイオレンスや人身取引のような 2、3 の形態の暴力にのみ対応しており、調整、監視、評価に関する行動を含んでいない。国内行動計画の実施のための資金に関して情報を提供した国はほとんどなかったが、1つの国は、暴力に対処し、ジェンダー平等を推進するために必要な最低限の資金を明らかにするために、費用計算調査を行ってきた。

女性に対する暴力を防止する努力を促進する

129. 暴力が起こる前にこれを防止することまたは資金が、健康及び個人、家族、地域社会及び一般社会の社会的・経済的福利にかなり良好なインパクトを与えることができることがますます認められている。暴力の防止には、底辺にある原因…女性と男性との間の不平等な力関係及び女性と女兒に対する差別を永続化する態度、規範及びジェンダー固定観念に取り組むことが必要である。2010年 以来、女性と女兒に対する暴力を防止することがますます強調されるようになってきている。

130. 女性に対する暴力の原因と結果に関する意識啓発は、そのような暴力を防止する包括的な戦略の構成要素でなければならない。すべての地域にわたる国々は、女性に対する暴力に対処する広範囲な一般の人々の意識啓発キャンペーンをますます実施するようになってきている。キャンペーンは、女性に対する暴力へのゼロ・トレランスの取組を推進し、母集団の様々な部分を対象とし、女性に対する暴力をなくし、暴力を永続化する固定観念と不平等に対して青少年の間の意識を啓発する努力に男性をかかわらせるといった様々な戦略を用いている。キャンペーンは、ドメスティック・ヴァイオレンス、強姦、職場でのハラスメントまたは女性性器切除のような特別な形態の暴力を防止することを目的としてきた。国々の中には、意識啓発キャンペーンの一部として、ソーシャル・メディアを利用し始めているところもある。

131. 介入のもう一つの重要な領域は、しばしば若い年齢で形成される女性に対する暴力を大目に見る態度や規範を変えることに向けて貢献できる教育制度内にある。国々は、女性に対する暴力を大目に見る規範や態度に挑戦し、尊重、平等、健全な関係の良好な規範を築く学校環境における行動について報告してきた。包括的な性教育、学校を基盤とした健全/不健全と平等/不平等な関係に関するプログラム及び教員の訓練は、女性に対する暴力を防止する手助けをするためにますます利用されつつある。

132. 地域社会の動員も、女性に対する暴力を永続化する規範に挑戦し、ジェンダー平等と女性の尊重に基づく良好な規範と態度を醸成する際に、重要な役割を果たすことができる。すべての地域にわたって、地域社会と学校で意識啓発活動を開発し、有害な慣行に反対する地方委員会を設立し、差別的な社会規範と固定観念との闘いに関する国内及び地方の協議を行うといった戦略を通して、女性に対する暴力と闘う際に、地域社会を動員する努力が増加している。女性に対する暴力と有害な慣行をなくすことに関する対話への伝統的・文化的指導者のかかわりが、態度と規範を変えるための戦略として実施されてき

た国々もある。地域社会動員プログラム、訓練及び能力開発活動を通して女性に対する暴力を防止する際に、男性と男児をかかわらせる努力が増加している。これらイニシアティブは、男性が、女性に対する暴力と男らしさについて語るスペースを生み出し、このスペースが、女性に対する暴力を一般の人々の言説とメディアのための受容できる話題とすることに貢献している⁶⁷。

133. 国々は防止の重要性をますます認めるようになってきているが、大多数の国々が短期的で、断片的な活動に関して報告する状態で、長期的で、調整された、横断的防止戦略について報告した国はほとんどなかった。監視、知識、管理及び評価の必要性を含め、介入のインパクトまたは効果についての情報はほとんどない。

多部門的支援サービスの提供と統合を強化する

134. 暴力の被害者及びサヴァイヴァーには、傷害及びその他の健康と性と生殖に関する健康問題に対応し、さらなる暴力から保護し、法的助言、カウンセリング及び安全な宿泊施設へのアクセスを含めた支援を提供し、宿泊所を見つけ、社会保護とディーセント・ワークにアクセスするといったような長期的ニーズに対処する質の高い、統合され調整されたサービスへの時宜を得たアクセスが必要である。各国の回答は、サービスの型、質、範囲にはかなりの差はあるが、女性に対する暴力のサヴァイヴァーのための支援サービスの提供に首尾一貫した注意を確認している。最も共通した型のサービスには、ヘルプライン、保健ケア・サービス、警察、シェルターと安全な宿泊施設、心理的支援、無料の法律サービス、司法サービス、育児支援サービスが含まれる。女性の市民社会団体は、暴力を経験している女性のためにサービスを提供し、サービスの質のための基準を定める際に重要な役割を果たしている。

135. すべての地域にわたる近年の重要な発展は、暴力を経験している女性を支援するための、調整され、統合されたサービスの確立である。これには、既存のサービスのネットワークを作り、女性に対する暴力に対応する関連セクターをまとめることにより、リファラル・メカニズムを統合することが含まれる。典型的に、統合されたサービスには、保健ケア、法的援助、警察、シェルター及び心理的支援が含まれるが、国々の中には、社会保護、教育及び雇用サービスも統合しているところもある。統合されたサービスは、しばしば、ワン・ストップ・センターとしてまたは包括的サービスを通して、または場合によっては、地域社会の移動診療所の提供を通して提供されている。女性に対する暴力を扱うための特別裁判所と警察サービスが出現している国々もある。特別警察サービスは、特にラテンアメリカでの増加する傾向である。国々の中には、警察や裁判所のような重要なサービスの中で、フォーカル・ポイントを任命しているところもある。女性に対する暴力に対処するためのサービスは、HIV サービスを含めることができる性と生殖に関する健康ケア・サービス内にもますます統合されるようになってきている。

136. 女性に対する暴力に効果的に対応し、サービスの質を高めるために、専門家の能力を高める訓練にますます重点が置かれている。国々は、司法制度及び保健ケア・サービス専門家のみならず、教員や警察のための訓練を実施したと報告した。場合によっては、女性に対する暴力の専門知識を持つ NGO との協働で訓練が提供されているが、全体的に訓練の持続可能性、質またはインパクトに関する情報はほとんどない。国々の中には、標準的事業活動手続、質の高い基準と発行されたガイダンス、サービスの質を高めるための規則も導入しているところもある。

137. 多くの国々は、特に農山漁村・遠隔地域でサービスの利用可能性が限られていることを重要な課題として挙げたが、ほんの僅かな数の国々が、農山漁村地域でサービスへのアクセスを高める特別措置を取ってきた。障害を持つ女性、先住民族女性及び移動女性を含め、周縁化されたグループの女性を対象としたサービスにはほとんど注意が払われて来なかった。国々の中には、サービス提供者の説明責任に重点を置いて、女性に対する暴力をなくす際に、国の説明責任を強化する特別プログラムを導入したところもあるが、ごく僅かの国々が、サービスの質または提供の仕方を決める際のサヴァイヴァーの参画に関して報告した。

⁶⁷ 国連ウィメン、「テーマ別評価：女性に対する暴力を防止し、サービスへのアクセスを拡大するための国連ウィメンの後見」(2013年)。

女性に対する暴力に関するデータと証拠を改善する

138. 女性に対する暴力の範囲と広がりについての国際的に合意された測定は、長期にわたって世界比較と傾向の監視を可能にするので、極めて重要である。近年、女性に対する暴力に関するデータを改善する際に重要な進歩が遂げられてきた。2014年現在、約100か国が、データがどのように収集されたかはさまざまであるが、女性に対する暴力の広がりに関する国の代表データを有していた。多くの国々は、女性に対する暴力に関する専門の調査または犯罪調査を通してデータを収集してきた。女性に対する暴力に関する調査研究は、女性に対する暴力の原因、広がり、態度及び結果に対処している。国々の中には、先住民族女性のような特別なグループの女性に対する暴力を理解するために質的調査を行っているところもある。国々の中には、通報された事件の記録及びサービスへのアクセスを含め、女性に対する暴力に関する行政データを収集する努力に関して報告したところもある。

139. 進歩にもかかわらず、知識と証拠のギャップが、依然として私的・公的領域での異なった形態の暴力の性質と程度に関するデータの点でも、女性に対する暴力を撤廃するための効果的な政策とプログラムの点でも、かなりの課題である。何に効果があるのか、それはなぜか、並びに長期にわたって維持される多面的努力はどのようにジェンダー不平等と女性に対する暴力の受容を支える一連の複雑な要因に対処できるのかをよりよく理解するために知識が強化されなければならない。さらなる努力と長期的投資が、監視、知識の管理及び取られる措置のインパクトと達成された結果の評価を強化するために必要とされる。

3. 前進の道: 今後の行動の優先事項と実施の促進

140. 女性と女兒に対する暴力は、いくつかの理由で、依然として受容できないほど程度が高い。第一に、国内の法的・政策的枠組が遅々として不均衡であり、法と施行の不十分さ、実施の乏しさ、適切な資金の欠如という状態で、多くの不適切性がある。第二に、増加する努力にもかかわらず、女性と女兒に対する暴力の発生に集中される注意が不足している。最後に、根強い差別、ジェンダー不平等、差別的な社会規範及びジェンダー固定観念が、依然として女性に対する暴力撤廃に対する大きな障害である。

141. すべての国々で女性に対するあらゆる形態の暴力に対処する強力で、包括的な法的・政策的枠組の実施を確保することは、実施のための適切な資金調達と共に、依然として緊急の優先事項である。国内開発計画のようなより幅広い政策枠組並びに保健、教育、安全保障及び司法政策内にそのような暴力の防止と対応を統合することにより、対応を強化する必要がある。

142. 女性に対する暴力に対する回答の中で、各国政府は、特に所得創出、教育と訓練をめぐって女性がその働きを発揮し、暴力を避けることができるようにする長期的支援には限られた重点しか置かず、シェルターやヘルプラインのような直接的支援の提供に主として重点を置いてきた。ほとんどのサービスは、未だに需要に応えるには不十分なままであり、サービス提供者の訓練とより良い統合と調整を通して、サービスへのアクセス可能性と質にさらなる注意が必要である。国々は、女性に対する暴力の底辺にある原因を認めるようになってきている。実施の促進には、不平等な力関係に対処し、態度を変え、すべての領域で女性の人権を実現する、女性に対する暴力を防止する包括的で長期的な戦略が必要であろう。

143. 重複し、重なり合う形態の差別への注意の欠如は、しばしば、女性に対する暴力と闘うための政策とプログラムが女性のニーズと経験に対応していないことを意味する。女性に対する暴力に対処する法律、政策及びプログラムは、特に周縁化された女性と女兒を暴力の特別な危険にさらす要因に対処し、暴力に対処する際に支援を見いだす、そのようなグループの女性のための機能的環境を醸成するべきである。

144. 近年、サイバーいじめとセクシュアル・ハラスメント及び情報コミュニケーション技術によって加えられる暴力のような新しく出現した形態の暴力への注意が高まっている。その他の形態の暴力は、ますます各国政府の注意を引いている。これらには、職場でのデート暴力、高齢女性に対する暴力、政治に関わっている女性に対する暴力、公的場での女性に対する暴力、女性権利擁護者に対する暴力、軍隊にいる女性に対する暴力が含まれる。女性に対する重複し増加する形態の暴力と暴力が起こる様々な状

況は、包括的戦略の必要性を強調している。

145. 女性に対する暴力に関するデータの収集と利用は、緊急の注意を必要とするもう一つの領域であり、各国は、統計委員会によって支持された女性に対する暴力の 9 つの指標に従って、データを収集し報告する努力を高めるべきである。異なった形態の暴力または国内調査に届くことが難しい周縁化された女性グループが経験する暴力に関する調査も、その経験と暴力の影響に対する理解を深め、政策対応を改善するために必要とされる。

(城倉純子・房野桂 訳)

E. 女性と武力紛争

146. 「行動綱領」は、紛争解決手続の意思決定への女性の参加の増進および非暴力的な紛争解決形態の促進を求め、また平和の文化の育成への女性の貢献を認めた。「綱領」はまた植民地および非自治地域における難民、国内避難民および女性への支援とともに、武力紛争事態における女性の保護も優先させた。「綱領」は女性と武力紛争の問題をより広く地球規模の不安定さのコンテキストに位置づけ、また過剰な軍費の減額を求めた。

147. 2010 年以降、規範的なレベルにおいて、紛争予防、解決および平和構築への女性の平等な参加を推進し、紛争下の性およびジェンダーに基づく暴力に取り組み、非処罰を終結し、またリプロダクティブ・ヘルス・ケア・サービスを含む司法および行政への女性や女児の平等なアクセスを確保する目覚ましい成果がもたらされてきた。とりわけ、2015 年には安保理は女性、平和および安全保障に関する画期的な決議 1325 号 (2000) 採択の 15 周年を記念するが、この決議はアジェンダのすべての柱、すなわち予防、参加、保護及び救助、回復、平和構築の全てにわたって行動を加速することを求める 6 つの追加決議⁶⁸によって更に強化され、運用された。2013 年 4 月、グループ・オヴ・エイトは、性的暴力防止のために宣言を採択し、2014 年 6 月現在 150 以上の加盟国が、「紛争時の性的暴力終結の誓約宣言」(S/2014/693 参照) に署名したが、このことは甚だしい人権侵害に取り組み、市民を守るというより強い決意を表すものである。2013 年には、平和構築委員会は、「平和構築のための女性の経済的エンパワメント」に関する決議を採択し (PBC/7/OC/3)、女性は政治的にも経済的にもエンパワーされなくてはならないことを認めた。「武器取引条約」(総会決議 67/234 B 参照) の採択、発効およびその中にジェンダーに基づく暴力に関する基準を含めたことは (条約 7 条 4 項)、「行動綱領」の目的である軍事力の利用の制御を支持する重要なステップを示すものである。

148. 女子性差別撤廃委員会による紛争予防、紛争中及び紛争後の事態における女性に関する一般的勧告 30⁵⁶ の採択は、紛争前、紛争中および紛争後の女性の人権の保護に関して、条約締約国へさらなるガイダンスを提供するもう一つの重要な成果であった。

1. 世界的傾向

149. 女性、平和及び安全保障のアジェンダに関する規範上の前進にもかかわらず、より広い地球規模の不安定性、長引く危機、貧困および増大する不平等は、暴力的過激主義の勃興といった新たな脅威とともに、実践における進歩を妨げたり、頓挫させたりしてきた。ジェンダー平等および女性の人権へのコミットメントは、集団暴力、それに関連する人道上の大惨事また未曾有の規模の強制的な移住に特徴づけられるような紛争状況の中で現在試されている。2013 年末までに 5120 万人が迫害、紛争および暴力の結果、強制的に移動させられた⁶⁹、その数は第二次世界大戦後で最多である。

150. 国内ならびに国境を越えての武器と金銭の違法な流れは、紛争の勃発を促し、暴力の悪循環を永続化する。ジェンダー平等の前進を抑制する武闘主義の役割については、「綱領」を実施するにあたって政府の関心をほとんど引いてこなかった。2013 年の世界の軍事費は、2012 年の支出と比較して 1.9%減少してはいるものの、17 兆 90 億ドルに達した⁷⁰。このような世界の過剰な軍事費は、不安定化の悪循環を

⁶⁸ 安全保障理事会決議 1820 号(2008 年)、1888 号(2009 年)、1889 号(2009 年)、1960 号(2010 年)、2106 号(2013 年)及び 2122 号(2013 年)。

⁶⁹ 国連難民高等弁務官事務所、UNHCR 世界的傾向 2013 年: 戦争の人的コスト(ジュネーブ、2014 年)。

⁷⁰ Sam-Perlo-Freeman 及び Carina Solmirano、「世界軍事支出の傾向 2013 年」、ストックホルム国際平和調査研究所(SIPRI)ファクト・

もたらし、ジェンダー平等の達成の妨げとなる。特に平和構築および開発に対する財政援助が後回しにされる場合にはなおさらである⁷¹。

151. 国際社会は、女性の参加が平和を達成し維持する上できわめて重要であると認識してきたが、この点に関する進歩は相変わらず遅々としている。2014年7月現在、紛争の影響下にある国において女性が議会において占める割合は、世界の平均である22%を4ポイントと下回った。また閣僚の内のたった13%を占めるに過ぎなかった(S/2014/693を参照)。2010年以来、国連では平和プロセスにおける正式な交渉代表団を形成し、重要な指導的地位を占める女性の数が増えている。加えて2014年10月の時点で、安保理への大使の40%が女性であったが、これは今までで最も高い割合である。しかしなお進歩は限られており、国連の平和維持任務における上級ポジション(P-5からD-2)に女性が占める割合は、2011年と2013年の間に21%から19%に減少した(S/2014/693参照)。

152. 紛争に関連した女性およびジェンダーに基づく暴力は、絶え間なく起きる強姦、ハラスメント、性奴隷および強制的結婚を含め、深刻な懸念事項であり続けている。女性に対するあらゆる形態の暴力は、紛争中および紛争直後に、一連の暴力の一部として増加している。2014年3月現在、武装グループ、民兵および政府治安部隊など34の紛争当事者が、強姦その他の形態の暴力を行った強い嫌疑がかけられ、あるいは責任があるとされた(S/2014/181参照)。性的暴力は、生存者および目撃者が直面した恐怖やトラウマおよび容赦ない烙印そして限られた支援サービスのために実際より少なく報告されている状態が続いている。更に2013年に、情報を報告した国連の機関全体で、96件の性的搾取ないし性的虐待の申立てがなされたが(A/68/756)、2014年にはアフリカ連合によって展開された兵士による性的搾取と虐待に関する申立てが浮上した。

153. 教育や健康に関する指標を含む共通開発指標に照らして進歩を検討すると、紛争および危機がジェンダー平等に否定的インパクトを与えることは明らかである。最近の入手可能なデータによると、初等学齢期で就学していない子どもの約半数が紛争の影響下の地域に暮らしており、特に女兒が不釣り合いに影響を受けている。2013年における紛争中および紛争後の国の妊婦の死亡率(531/100,000)は、世界の死亡率(210/100,000)の2.5倍であった(S/2014/693を参照)。法律および慣行における差別の結果、女性が家長である世帯は、自分自身および家族を養い、守る上で特別な困難に直面する。にもかかわらず女性の経済的エンパワーメントと生計に振り向けられる平和構築と復興のための支出は驚くほど低いレベルに留まっている(S/2014/693)。紛争時にしばしば破壊される構築物である上下水道、電気、道路および交通機関を含むインフラへの投資は、紛争後の平和構築および復興の時期においてもやはり優先事項である。

154. 女性、平和及び安全保障のアジェンダの実施に関して、極端に財源が不足した状態が続いている。国連内のジェンダー・マーカーを使用している機関から得られたデータによれば、女性に特有なニーズに取り組み、ジェンダー平等を促進し、あるいは女性をエンパワーすることを主たる目的とする平和構築プロジェクトに対する配分は、ジェンダー対応の平和構築のための事務総長の7のポイント行動計画に設定された15%目標からは程遠いままである(A/65/354-S/2010/466)。類似のパターンが、経済協力開発機構(OECD)内にある開発援助委員会(DAC)の部門別政府開発援助(ODA)の配分に関するデータにも表れており、2012年に紛争国および紛争後の国に配分された資金のうちジェンダー平等を主要目標としたものはたったの5%であった(S/2014/693)。

2. 「行動綱領」実施のために各国政府が取った行動の全体像

155. 加盟国は、先回のレビュー以降、重大な懸案事項に取り組むために一連の行動をとってきた。実施方法としては次の3つの主要な流れがでてきている: (a)女性、平和および安全保障に関する国家的、地域的政策および戦略の拡大、(b)女性の平和構築および安全保障部門への参加の支援増大、および(c)平和と安全保障および拡大された開発アジェンダとの間の連携の一層の強調。

シート(不和縫4年4月)。

⁷¹ 婦人国際平和自由連盟、「支払った物はもらう」(ジュネーブ、2014年)。

女性・平和・安全保障に関する国内・地域政策と戦略の拡大

156. 2014年6月現在、145ヶ国以上が安保理決議1325号(2000年)の実施を含むジェンダー平等政策をしかるべく有し、80ヶ国以上が地域ないし国内行動計画に基づいて女性、平和および安全保障のアジェンダに取り組む姿勢を示した(S/2014/693を参照)。後者の内、46カ国がすでに国内行動計画を精力的に進めており、20tヶ国以上が計画を策定中であった(S/2014/693を参照)。国内計画を策定中のところでは、そのプロセスにおいて、政府機関や市民社会団体を含む幅広い利害関係者からのインプットや協力があると国家が報告した。ますます多くの地域ないし準地域の組織が、女性、平和および安全保障に関する地域行動計画ないし政策を開始し、中にはこの分野を担当する特別の外交使節や代表を任命したところもある。

157. 女性、平和および安全保障行動の内容は、配分されたリソースと同じく、多様であるが、多くの国が、国家行動計画に政府一丸となって取り組んでおり、実施努力に当たっては所轄官庁間の連携を密にするようにしていると報告した。国家行動計画は、国際、国家および地方レベルにおける平和構築への女性のより積極的な参加の達成を優先する；暴力からの保護およびジェンダーに基づく犯罪の非処罰の終結を含め、女性および女兒の人権の侵害を防止し、かつ精力的に取り組む；紛争後および自然災害の余波の中でジェンダー対応の人道援助、開発援助および復興努力を提供する。多くの国が、自国の計画を通してジェンダー主流化の活動の調整と統合を強化することを目指している。2つの鍵となる難題は、進歩をモニターするための指標を含む包括的、予見可能かつ現実的な実施枠組みと、明確に計画の実施のために付けられたジェンダー対応の十分な資金の欠如であった。

158. とりわけいくつかの国は、女性、平和、安全保障アジェンダの中の新しい戦略的、規範的な優先事項に合わせて計画を更新して、第2ないし第3世代の国家行動計画を展開しつつあり、あるいは展開してきた。国によっては、安保理決議1325号(2000年)に関する現行の実施努力の見直しを行い、新しい計画に修正を取り入れた。またある国は、実施努力に関して総会に提出する年報も含め、報告の仕組みに力を入れた。第2と第3世代の計画は、女性、平和、安全保障などのトピックに対するより包括的なアプローチを強調し、しばしば実施改善のための具体的目標、目的および指標を設定するとともに、予算を増額している。さらにそれらは女性の政治参加とリーダーシップの重要性を特に強調している。

平和構築と安全保障セクター機関への女性の参画のための増加する支援

159. 女性の紛争の予防および解決に関するあらゆる努力への参加、全面的な関わりは「行動計画」の重要な要素である。総じて女性の数は安全保障部門の組織において不当に少なく、特に意思決定やリーダーシップを求められる地位においてそうである。女性は、実際にこうしたプロセスから排除されており、そのことが彼女らの安全、安全保障、生活および紛争後の行政、立法能力に負の影響を与える可能性がある。

160. 各国政府は、ジェンダー主流化および安保理決議1325号(2000年)の規定の、特に安全保障部門の機関への取り込みによる事態改善のための手段に関して報告した。ジェンダー平等への配慮が、安全保障政策、ガイドライン及び標準的作業手順に反映されている。新しい制度的メカニズム、例えば警察、軍隊、防衛組織内のジェンダー平等フォーカル・ポイントが関連省庁内のジェンダー・ユニットとともに、彼らの作戦行動においてジェンダー視点を主流化しやすくするために作られた。その新しいメカニズムのいくつかは、性別の統計を作成しなくてはならない。多くの国が、ジェンダー平等及び理事会決議1325号(2000年)に基づいて、平和及び安全保障機関における基本的訓練及び教育について報告した。たとえば、平和支援作戦における性的搾取、虐待、行動規範、危機管理およびジェンダー平等といった課題に焦点を当てるなど、様々な状況下におけるテーマ別訓練モジュールが開発されている。

平和維持活動における搾取と虐待、行動規範、危機管理及びジェンダー平等

161. 多くの国が、軍隊、警察および国際平和ミッション等の平和、安全保障に係る国家機関への女性の参加を増やす努力を行ってきた。各国政府の中には、例えば軍隊におけるジェンダー・クォータ制を含む政策を実施し、一定の安全保障関連のキャリア・パスへの女性の参入に対する障碍を除去し、平等の機会、行動計画及びガイドラインを適切に設定しているところもある。軍隊および警察のあらゆる

レベルにおける女性の参加の増大を支える政策の実施には、軍隊における女性の採用、定着、計画的な昇進に関する政策とともに、母性と父性のための手当の改善、同一価値労働同一賃金、セクシュアル・ハラスメントに対する対策強化および女性のための平等な雇用手当へのアクセスを含む差別のない労働条件の確立に関する政策が含まれる。

162. 平和交渉の席の大多数はいまだ男性によって占められているが、あらゆる地方レベルでの仲裁及び調停努力を通して、女性は、ますます平和交渉、平和構築及びその他の紛争解決形態に参加してきている。いくつかの国では作業部会、作業委員会および伝統的地域に根差した紛争解決構造を通して、女性が紛争後の仲裁手続きに関わったり、交渉機構に参加したり、平和のための地域の女性フォーラムやタスク・フォースに参加してきたりした。紛争終結後の国々の中には、和解、地域的な平和イニシアティブおよび国内の「真実和解手続き」(TRC)に果たす女性の重要な役割にハイライトを当てたところもある。

163. 女性団体およびネットワークは、政府に対してロビー活動を行ったり、会議や訓練を通じて知識を共有したりすることによって、国家および地域レベルでの平和および安全保障努力に多大な貢献を行ってきた。女性団体・ネットワークが、女性の人権を治安維持、平和構築および和解を含め様々な平和と安全保障活動に組み込むことに焦点を合わせて創られたと報告した国もあった。例えばそのような団体は、早期警報、早期対応計画のような紛争予防イニシアティブを推進し、平和キャンペーンに従事し、また女性が草の根レベルで国家の平和構築および紛争予防計画に完全に参加することを請け合う。女性団体は、女性が行動したり、発言したり意思決定過程に影響を与える必要な条件を整えるうえで重要な役割を果たす⁷²。国々の国が、政治権力や意思決定への女性のアクセスを促進するために、女性ないし女性会議のための国内委員会を設立した。

平和と安全保障及びより幅広い開発アジェンダとの間の関連性

164 女性、平和および安全保障のアジェンダは、全体的な開発計画とともに紛争後の再建および回復と強い結びつきがある。女性の権利を守り、女性を平等に扱う包摂的な社会を創る経済および社会政策は、暴力的な紛争を引き起こす状況を防ぐことができる。ジェンダーに配慮した平和構築および回復イニシアティブは、計画作成や実施への女性の参画とともに、これらのイニシアティブの有効性を増し、より永続的で正義にかなった平和、および「行動綱領」のその他の優先療育全てにわたる進歩に貢献する。国際的な参入と国家開発戦略のいずれもが女性、平和、安全保障に関連する問題への取り組みを増していることは、紛争中の国もそうでない国も、女性、平和および安全保障に関連する政策やプログラムのための財政支援が少しずつ増えていることに示されている。

165. 紛争中および紛争後の状況において国際開発関係者によって実施された開発プロジェクトの例としては、以下のようなものがあげられる：法的な機関への女性のアクセスの向上；ジェンダーの役割と慢性的食糧不安の変革；女性教育の推進および雇用創出による女性の経済的エンパワーメント；助産婦研修による農・山・漁村の女性のリプロダクティブ・ヘルス改善。政府、市民社会組織、国際開発機関および人道支援組織の間の協力は、紛争中および紛争後の状況においてジェンダー平等や女性のエンパワーメントを推進するプログラムを作るうえで必須である。

166. ジェンダー平等および女性のエンパワーメントにフォーカスしたプログラムは、資産や住いの権利に関して法律的な支援を与える法律相談所を通すことを含めて、国内避難民や女性の難民、女兒への支援を提供してきた；国内避難民に住居を提供するプログラム；教育、訓練および意識向上を提供するプログラム；国内避難民キャンプにおいて、女兒や女性をハラスメントおよび暴力から守ることに取り組むプログラムである。多くの国が、特に難民女性や女兒は長引く避難の間に暴力や搾取を受けやすいということを特別に認識し、難民や避難場所を求めている者に関する法律を制定したり、改正したりしてきた。いくつかのプログラムに、例えば難民女性の安全と保護を改善し、またジェンダーに基づく暴力に関する法的手段の認識を高めるための特別のイニシアティブの創設が盛り込まれている。

167. 紛争後の回復および平和構築のコンテキストにおいて、政府は以下のようなプログラムを実施して

⁷² 国連ウィメン、「テーマ別評価：平和と安全保障及び人道対応での女性のリーダーシップと参画を高めるための国連ウィメンの貢献」(ニューヨーク、2013年)

きた：非公式な紛争解決手段を通して女性が正義にアクセスできるように確保する；リハビリテーション・プロジェクトや運営委員会を設け、地雷による被害を受けた女性のニーズに取り組む；識字プロジェクトや職業訓練プログラムを通して、女性の経済的エンパワーメントを推進するなど。紛争に関連する性的暴力とジェンダーに起因する暴力の問題に取り組むために、いくつかの国は、保護を向上させ、心理的及び健康管理サービスへのアクセスを増やすための仕組みを立ち上げた。またいくつかのプログラムは、元女性兵士や子ども兵の武装解除、除隊、元の生活への再統合を支援するとともに公共啓発およびコミュニケーション・キャンペーンを行っている。

3. 前進の道：今後の行動の優先事項と実施の促進

168. 20年前の「行動綱領」において提起された多くの懸念や優先事項は今日もまだ意味をもつ。軍国主義と戦争は、女性のエンパワーメントおよび女性と女兒の完全な権利の実現を阻害する。平和と安全保障に関連するすべての事柄への完全かつ平等な女性の参加は、戦中、戦後を通じて女性の保護、エンパワーメントおよび権利の促進の確保また平和の文化の育成のために必須である。

169. 強力な規範的枠組が設置されているにもかかわらず、女性・平和・安全保障のアジェンダの実施には依然としてかなりのギャップが残っている。公約を女性と女兒のための改善された成果に変えることが緊急に必要である。これには、ジェンダー分析と紛争の影響を受けた場での政策策定のための性別データの収集と利用を改善し、ジェンダーに対応した政策の適切な実施を確保するための監視・説明責任メカニズムを設立し、意思決定機関におけるジェンダー・バランスを改善するために一時的特別措置を確立し、和平プロセスへの女性の平等な参画と代表者数を確保し、国の安全保障機関での女性の指導的役割を推進し、真実委員会、軍縮・動員解除・再統合・回復プログラムからの賠償と利益への平等なアクセスを保証し、加害者にジェンダーに基づく戦争犯罪に対して責任を取らせ、紛争地域及び国内避難の場にいる女性と男性のための性と生殖に関する保健ケアを含めた基本的サービスへのアクセスを保証し、女性団体にさらなる財政的支援と能力開発を提供することが含まれる。

170. 継続する課題は、女性・平和・安全保障の問題に関する国内行動計画の実施を含め、女性・平和・安全保障のアジェンダ全体にわたってジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための優先化の欠如と不十分な資金の配分である。国際開発援助内、国内予算内と国連のプログラム形成の一部としての女性・平和・安全保障のための献身的な資金提供は、この問題が規範から実際へと効果的に変わることを保障するために絶対に必要である。ジェンダーに対応し、増加する不平等、軍国主義及び暴力的な男らしさの潮を止める経済・社会政策が、必然的に続く暴力的な紛争と人権、特に女性の権利の侵害を防止するために緊急に必要とされる。

(西立野園子 訳)

F. 女性と経済

171. 女性が経済領域に参加し、貢献し、経済的利益を受けるための期間および条件は、女性の福利と、私生活やより広範囲での生活で発揮できるパワーとに密接に関連している。「北京行動綱領」は、適切な労働条件を伴う雇用に基づく、女性の経済的権利と自立、資源の管理、職業上の差別と分離の排除、女性と男性における仕事と家族責任の調和を要求している。

172. 働く権利は、基本的人権である。国際的な人権の枠組みは、労働基準に基づいて作られている。特に国際労働機関条約のうち、例えば「第 111 号条約」（雇用及び職業における差別待遇禁止）、「第 156 号条約」（家族的責任を有する労働者条約、正式名称：男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約）、「第 183 号条約」（母性保護）、および「第 189 号条約」（家事労働者にとっての「働きがいのある人間らしい仕事」(decent work))、などがある。したがって、男女が働くことの権利の認識は、仕事を享受する権利と、仕事の有利な条件を含む、仕事の権利を伴う。

173. 近年、人間の福利と経済的繁栄に対する、無償のケア労働を含む、無償労働の貢献及び家庭と国家間と同様に、女性と男性の間の無償労働の再分配の必要性を認める際に、重要な規範の進展も遂げられてきた⁷³。この傾向における重要なステップは、男女で等しくない責任分担のコストに

⁷³例えば、食事の準備・洗濯・育児・老人介護のような、広く無報酬のケアワークと呼ばれる、市場化されていないサービスの生産は、

は女性が労働市場に参入することを躊躇い、社会保障による利益を積極的に利用しようとせず、教育や訓練・自分のケア・政治活動には殆ど時間を費やさないことが含まれることをその合意結論で認めた第53回婦人の地位委員会で取られた(E/2009/27を参照のこと)。第58回CSWの合意結論で、委員会は、利用可能で料金が手頃な社会サービスとケア・サービスを含む社会的保護政策、時間節約的で、省エネの技術を含む基盤開発の必要性、家族に優しい政策を含む雇用政策を優先させることにより、無償のケア労働を評価したり、減少させたり、再分配する必要性と男女間の責任や家事の平等な分担の促進の必要性を強調した⁶。この勢いに加えて、ILO主催の第19回労働統計分析者国際会議は、2013年10月11日に、就業・雇用・失業に関する統計を用いた決議を採択し、家庭で女性と女兒によって実行される無償の家事労働およびケア労働を含め、すべてのタイプの仕事を含めるために、「労働活動」を再定義した。その決議は、統計部による生活時間統計のための活動分類を国際レベルで改訂する努力と共に、この領域におけるデータ収集に更なる刺激を与えるべきである。

1. 世界的傾向

174. 過去 20 年間に、世界的にみて労働力参加率は、男女共に僅かに低下している。1992 年から 2012 年に、男性の労働力参加率が 80%から 77%に低下した一方で、女性の労働力参加率は 52%から 51%になった。結果として、ジェンダー格差の限界縮小率は、約 28 ポイントから 26 ポイントという結果になった⁷⁴。労働力参加率の低下の主たる要因の一つは、若い人々の間で、中等教育や高等教育の機会が増加したことであり、これが、15 歳から 24 歳の若年層の間で低い労働力参加率につながってきた。この分析を主たる就業年齢 (25 歳から 54 歳) に限定すれば、女性の労働力参加率は 65%から 64%に低下し、男性では 96%から 94%に低下している⁷⁴。このことは、この 20 年間のジェンダー格差の限界縮小率が 31 ポイントから 30 ポイントになったことを意味するものであり、未だにかなりのジェンダー格差が残っている。

175. これらの世界的な趨勢は、地域によって異なる類型化を隠している。地域レベルでみると、女性の労働力参加率は非常に異なっており、東アジアと太平洋の 62%から、中東と北アフリカの 22%に亘っている。1992 年から 2012 年における最大の増加は、ラテンアメリカ・カリブ海域諸国であり、この地域では、女性の労働力参加率は 10 ポイント (44%から 54%) 上昇した。対照的に、東アジアと太平洋、および南アジアでは、それぞれ、6 ポイントと 4 ポイント、つまり 68%から 62%、35%から 31%まで低下した⁷⁴。

176. 1992年の労働力参加率での最大のジェンダー格差は、中東と北アフリカ、および南アジアでのそれぞれ56ポイントと50ポイントであった。2012年に、前者の地域のジェンダー格差は僅かに小さくなっているものの、これら2つの地域は、継続して、最大格差 (53ポイントと50ポイント) を示した。農業が女性と男性の約3分の2を雇用しているサハラ以南のアフリカにおいては、男女共に労働力参加率は総体的に高く、ジェンダー格差は全地域の中で最も低かった (2012年は13ポイント)。一方、1992年から2012年に、先進地域では、女性の労働力参加率50%から53%の上昇と男性の労働力参加率72%から68%の減少を合わせると、22%から15%のジェンダー格差の限界縮小率につながった。⁷⁴

177. 現在、平均してより高い教育を受けているにも拘らず、若年層は、有償労働へのアクセスという点では、前の世代よりもずっと悪い立場にあり、これは、2007年から2008年の経済危機によって悪化してきた状況である。2013年に、12.6%という世界的にみた若年層の失業率は、危機のピークに近づいた⁷⁵。特にこの状況は、世界の若年層の90%が居住する開発途上国においては非常に悪く、社会的保護も脆弱な状態で、大多数の若年層は、非正規でインフォーマルな雇用を押し付けられている。若者の失業におけるジェンダー格差は、世界的レベルで見ると小さいが、若年層の失業率は、中東および北アフリカにおいては、女性のほうが男性に比べてかなり高く、ラテンアメリカ・カリブ海域諸国では相対的に小さい。

GDP (国内総生産) には含まれていない (Debbie Budlender ed. "Time Use Studies and Unpaid Care Work," Routledge/UNRISD Research in Gender and Development Series (New York, Routledge, 2010)を参照)。水と燃料の採集は、経済活動に含まれなければならないが、そのようにされることは非常に稀である。

⁷⁴ ILO の KILM(Key indicators of the Labour Market : 主要労働市場指標) データを用いた UN-Women の計算に基づく [www.ilo.org/kilm (2014年10月2日)]。

⁷⁵ ILO "Global Employment Trends for Youth 2013: A Generation at Risk (Geneva, International Labour Office, 2013)。

178. 母親であることは、女性の労働力参加率にかなりの制約として作用するものの、いたるところでそうであるという訳ではない。料金が手頃なケア・サービス、有給休暇制度及び子どものいる家庭への財政援助は、母親であることが女性の労働力参加に及ぼす影響に、大きな違いをもたらす。経済協力開発機構諸国にわたる比較の証拠は、働く女性を支持する制度が充実しているほど、女性の労働力参加率は高く、家庭責任が労働市場離脱の理由として挙げられることが少ないことを示している⁷⁶。

179. 一般に、女性が労働力参加率を引き上げているところで、これが男性無償の家事・ケア労働への参加をそれに釣り合せて増やすことを伴っている訳ではない⁷⁷。全地域において、有償労働と無償労働を合わせると、女性の平均総労働時間は、データが利用できる87%の国々において、男性よりもはるかに長く、これは、女性は男性に比べて、休憩や余暇のための時間が少ないことを意味する⁷⁷。

180. 現在、労働力となっている多くの女性がいるという事実は、女性が男性と同等の立場にいることを意味するものではない。また有償労働が、貧困から抜け出す確かな道を提供していることを意味するものでもない(セクションV.Aを参照のこと)。多くの女性にとって、仕事の多くは生計をたてるための、不安定で、基本的な社会保護を欠いたものである。概して、女性比率が高い職業は、正正規の労働市場のインフォーマル経済で、低い稼ぎを提供する傾向がある。

181. ジェンダーに基づく職業分離は、女性の労働市場での不利な条件を助長する重要な要因である⁷⁸。職業分離は全地域に広がっており、職業分離の一般的なパターンは、開発の程度や社会的、文化的状況に関係なく国々にわたって幅広く類似している⁷⁹。欧州では、1990年代の半ば以降、ジェンダーによる水平的分離にはほとんど変化はなかった⁸⁰。世界レベルでは、最近の利用可能なデータは、女性は事務補助的地位に多数を占めており、管理的職業にはほんの中程度しかいないことを示している。

182. 女性と男性にとって適切な仕事とは何かに関する社会規範やジェンダー固定観念を含め、多様な要因が、ジェンダーに基づく職業分離に影響することが知られている。一般に、女性は人文科学分野にいる可能性が高く、男性は技術・科学の科目を専攻する可能性が高い状態で、研究分野のジェンダー差がもう一つの助長要因である(セクションV.Bを参照のこと)。女性は、たとえ職業が相対的に低賃金であるとしても、家族責任と仕事との両立を促進するために、労働時間がより柔軟な仕事を「選ぶ」という圧力を受けている。

183. 雇用の質と条件により特化して見ると、場所、民族性、人種またはカーストのような重なり合う不平等と共に、ジェンダー不平等が継続して階層化の重要な原因である。世界的なレベルで見ると、男性はより賃金労働者、給与所得者、経営者として就業する可能性が高いが、女性は自営業者や家族従業者(家族の他の者が経営する市場向け事業で働く者)として、相対的に不安定でインフォーマルなタイプの仕事に集中している。1991年から2012年に、ILOの定義に基づく「有償雇用」(つまり、賃金労働者、給与所得者、あるいは雇用者)の割合は男女共に世界中でかなり増加した。しかし同時に、男女のかなりの割合は「不安定な仕事」(つまり、自営業者や家族従業者)に就いていた⁷⁴。後者は、極度の貧困の中で暮らす世界の3億7500万人の労働者の圧倒的大多数を占めている。2012年に、家族従業者の中の女性割合は65%で、1995年の60%から増加していた。しかし、2012年の24%と比べて、1995年には世界中の女性就業者の33%が家族従業者であった。男性の当該数値は、1995年が14%、2012年には8%である。一般にそれらの仕事は、限定的な所得と職の安全性、不十分な労働条件、あるかなしかの社会的保護を提供している。より質の高い仕事とみなされる「有償雇用」というカテゴリーでさえ、適切な契約がなく、安全とはいえない状態で、社会保障給付殆どあるいは全く無い状態で働いている労働者である非正規労働者が含まれている⁸¹。重要で増加傾向にあるグループの非正規賃金労働者は家事労働者であり、その83%は女性で、ジ

⁷⁶ Olivier Thévenon, "Family policies in OECD countries: a comparative analysis", *Population and Development Review*, vol.37, No.1 (March 2011). Eurostat data(2014)を用いた類型化、および Thévenon の類型化による。

⁷⁷ *The World's Women 2010: Trends and Statistics* (United Nations publication, Sales No. E.10.XVII.11)、および Gøsta Esping-Anderson, *The Incomplete Revolution: Adapting to Women's New Roles* (Cambridge, Polity Press, 2009)を参照のこと。

⁷⁸ Helina Melkas and Richard Anker, "Gender Equality and Occupational Segregation in Nordic Labour Markets" (ILO, Geneva, 1998).

⁷⁹ Richard Anker, "Theories of occupational segregation by sex: an overview", *International Labour Review*, vol.136, No.3 (1997).

⁸⁰ Organization for Economic Cooperation and Development, *Closing the Gender Gap: Act Now*(Paris, OECD Publishing, 2012).

⁸¹ ILO, *Measuring Informality: A Statistical Manual on the Informal Sector and Informal Employment* (Geneva, International

エンダー、人種、民族性、移動状態、地理的条件に基づく重複する差別を受けている⁸²。

184. 賃金と所得のジェンダー格差は、世界中で労働市場の特徴である。しかし、時宜を得た信頼でき比較できるデータは、監視を複雑なものにする自営業の広がりやを仮定すれば、特に開発途上国に関しては、入手が難しい。最近の多くの利用可能なデータは、世界的にみて、大多数の国々において、女性の賃金は男性の賃金の70%から90%であることを示している⁸³。限られた数の国々でだけ利用できる傾向データは、過去20年にわたって賃金格差がほんの僅か縮小していることを示している。現在の進歩の速度では、同一価値労働一賃金に到達するには75年以上かかるであろう²。

2. 「行動綱領」実施のための各国政府が取った行動の全体像

185. 「世界経済フォーラム」は、現在の進歩の速度では、経済におけるジェンダー格差を埋めるには、もう後81年間を要すると推計している⁸⁴。他の不平等と重なり合う経済的領域におけるジェンダー不平等を矯正することが、私的な場においても公的な場においても、適切な水準の生活への女性の権利及びより強い自律性とパワーを実現するために必要な条件である。経済面における女性の排除に取り組むことも、乗数効果を生む。例えば、女性の教育および経済参加を増やすことは、将来世代のより良い健康および福利に貢献することができる⁸⁵。

186. 有償労働及び無償労働のジェンダー及びその他の重なり合う不平等による労働分離、その不平等な地位と評価、並びに様々な資源への女性の平等なアクセスを妨げるその他の制約を形成する差別的な社会規範、ジェンダー固定観念及び権力の不平等と取り組むには、包括的なアプローチが必要とされる。加盟国は、この重大問題領域に対処するために様々な行動を取ってきた。(a)法律と慣行を通して雇用におけるジェンダー平等を高める、(b)女性の農業従事者、および農山漁村地域で暮らすその他の女性を支援する、(c)自営業の女性と女性起業家のニーズに対処する、(d)経済統治における女性の発言権を高めるという4つの主要な傾向が出現してきた。

法律と慣行を通して雇用におけるジェンダー平等を強化する

187. 2010年に報告された実施における傾向を継続して、様々な地域にわたる加盟国は、差別的な法的規定を除去し、女性の労働市場へのアクセスを妨げる構造的障害を克服する手助けをする積極的措置を設置することにより、女性の労働市場へのアクセスを改善する手段を取ってきた。国々は、特に民族的・人種的マイノリティ、移動女性、障害を持つ女性および妊婦のような周縁化されたグループのために、女性の労働条件を改善するための措置を設置している。国々が認め、対処している制約の中には、家庭内の無償のケア労働の不平等な配分に関連するものもある。

188. かなりの数の国々が、国の労働法から差別的な規定を取り除き、男女の機会均等を高める目的で、労働法を更新し、改正する継続する法改革について報告した。これらは、ある職業または産業(「危険」と思われている)と夜勤への女性の参画に対する法的障害の除去から出産休業法の改訂にまで及ぶ。国々の中には、妊婦に対する雇用者による差別を防止し、出産休業期間を延長し(国際労働機関の勧告に沿って)、出産休業給付を改善するための措置を設置してきたところもある。国々の中には、父母間のケア責任のさらなる分かち合いを促進するために、父親休業や親休業を制定してきたところもある。

189. 法改正だけでなく、国々の中には、技術・職業訓練及びその他の支援を通して、女性が職場に再参入し、職場へのより良いアクセスを得る手助けをするプログラムを制定してきたところもある。同時に、多くの国々は、家族を意識した就業時間および職場での授乳休憩のような措置を通して、よりよいワーク/ライフ・バランスを確保する政策について報告している。国々の中には、女性の労働市場へのアクセスを可能にする重要なものと考えて、保育施設の提供について報告したところもある。提供されるケア(子供・障害者・高齢者)サービスのタイプ及びそれらの低所得家庭

Labour Office, 2013).

⁸² ILO, "Promoting decent work for domestic workers: ILO in action"(Geneva, 2014).

⁸³ ILO, Global Wage Report 2008/09: Minimum Wages and Collective Bargaining — Towards Policy Coherence (Geneva, International Labour Office, 2008).

⁸⁴ World Economic Forum, "2015: the year of gender equality in the workplace, maybe", press release, Geneva, 28 October 2014. Available from <http://reports.weforum.org/global-gendergap-report-2014/press-releases/>.

⁸⁵ Naila Kabeer and Luisa Natali, Gender Equality and Economic Growth: Is There a Win-Win?, IDS Working Paper, No.417 (Brighton, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, Institute of Development Studies, February 2013).

と周縁化されたグループへのアクセス可能性に関しては、限定された情報しか提供されなかった。

190. 密接に関連しているジェンダー賃金格差とジェンダーによる職業分離は、多くの国々によって継続して女性差別の源として認められており、職業訓練のような措置及び現在数が少ないセクターで働くよう女性と男性を奨励する努力を通して、先進国でも、開発途上国でも、多数の国々によって対処されつつある。国々の中には、しばしば男性の稼ぎ手としての役割を強調するジェンダー固定観念に基づいて、女性が最低の賃金の仕事に群がっている様子に注意を引いたところもある。多くの国々は、女性が圧倒的に多い、職業階層の底辺部の就業者の賃金のための基準を定める最低賃金法を設置してきた。関連措置として、16か国が国際労働機関「第189号条約」を批准した⁸⁶。職場でのセクシュアル・ハラスメントの問題に対処するために、戦略が設置されてきた国々もある。

女性農業者と農山漁村で暮らす女性を支援する

191. 開発途上地域の中には、環境悪化と農業に対する不適切な公共の支援の結果として、小規模小作農業がストレスを受けるようになってきているところがあるので、男性は農業を離れて非農業の職に多様化するが、安定した資格さえないかもしれないますます非生産的になる土地の上に取り残されるのはしばしば女性である⁸⁷。2007/2008年以來の増加する土地不足、土壌の悪化及び世界食糧価格の不安定が合わさって、食糧の不安定を高めている。価格高騰は、食料穀物輸入国の貧困世帯に不相応な打撃を与え、家庭の食料管理人である女性の負担を増している⁸⁸。食糧危機は、農業における女性の仕事を含めて、農業への政策の注意も高めた。

192. 加盟国の活動の重要な領域の一つは、小規模農業一般への支援、特に女性をエンパワーし、その食糧と栄養の安全保障を強化する目的での女性農業者への支援であった。多くの国々は、国内農業・開発計画と戦略に、ジェンダーの視点を主流化してきた。婚姻中、離婚時及び配偶者の死後に土地及び土地を基盤とした資源への女性の平等な権利を認める土地法及びしばしば配偶者との共同資格として女性に土地保有証明書を発行することにより、様々な措置を通して、また、婚姻中の財産の平等な共同所有、離婚時の財産(土地と家屋)への平等な権利及び寡婦の権利の保護を規定する家族法の改正を通して、複雑な差別を経験している農村女性に支援と援助を提供することに首尾一貫して重点が置かれてきた。

193. 重要な法改革を越えて、国々の中には、農業改良サービス、機械、技術、および種苗への女性のアクセスを改善し、貧しい女性農業者に特別な利益を与えるものと仮定される肥料及びその他のインプットにかかる税を低くし、貸付・少額貸付プログラムを提供し、農場経営、水産物養殖、家畜の飼育に関わっている女性のための訓練プログラムを提供し、水管理と灌漑に投資するプロジェクトを設置し、農山漁村女性の起業を支援する努力を報告したところもある。農山漁村女性の協同組合と同盟を支援し、有利な条件でその産物を市場に出す際に女性を支援する努力もあった。

自営業女性と女性起業家のニーズに対処する

194. 自営業者、家族従業者、あるいは下請けの在宅労働者であるかなりの数の労働者、特に女性労働者にとって、労働権は、雇い主を通じて要求されたり、強要されたりするものではなく。そして、それによって異なる解決策を要求するものではない。女性起業家を支援する場合と同様に、自営業の女性への支援は回答の中で強い特徴を示した。加盟国は、女性経営者や女性起業家のための立法上の環境を改善することに関して報告したが、より強い優先順位は起業家あるいは自営業である女性のニーズに置かれていた。取られた措置には、貸付、補助金、ローン、少額貸付プログラム、技術訓練と事業開発のための知識を通して財政援助を容易にすること及び起業家の事業協会への支援の拡大が含まれる。これらの介入を通して到達される女性労働者の人数は必ずしも明確ではなく、彼女たちが働いている場所(都会/農山漁村)もセクターも明確ではなかった。回答の中で女性起業家に大きな重点が置かれていたが、民間セクターの女性の雇用にはあまり注意が向けられていなかった。

⁸⁶ILO Information System on International Labour Standards, NORMLEX database. Available from www.ilo.org/normlex (アクセス日: 14 November 2014).

⁸⁷ Carmine Diane Decre, *農業の女性化? ラテンアメリカ農村における経済的再建*. 臨時文書、第1号(ジュネーヴ、国連社会開発調査研究所). Bina Agareal, 「食糧の主権、食糧の安全保障及び民主的選択: 重要な矛盾、難しい調停」*農学ジャーナル*、第41巻、第6号(2014年)。

⁸⁸ Agnes R. Quisumbing and others, "Helping women respond to the global food price crisis", IFPRI Policy Brief, No.7 (Washington, D.C., International Food Policy Research Institute, 2008); see also UN-Women, *The Global Economic Crisis and Gender Equality* (New York, 2014).

経済ガバナンスで女性の発言力を高める

195. マクロ経済政策を含む経済政策に反映される女性の権利とジェンダー平等のために、女性が複数のレベルで経済政策の意思決定に参加することができることは、重要である。国々の中には、そのような意思決定への女性の参加の低いレベル、および労働組合を含む複数のレベルにおける女性のより強い結びつきと、集団的行動の必要性に注目したところもあった。また、経済面でのジェンダー平等に取り組む、女性の事業・職業協会、および調査とアドヴォカシー・グループや草の根レベルでの経済面のジェンダー平等を支援する NGO) と地域を基盤としたグループを支援する努力を強調した国々もあった。

3. 前進の道: 今後の行動の優先事項と実施の促進

196. 過去20年間にわたる、経済におけるジェンダー平等に関する全体像は、停滞とまではいかないが、限定的な進展の全体像である。労働力参加率のジェンダー格差は依然として大きいままであり、僅かに縮小しただけである。現在、働き盛りの多くの女性は労働力に加わっているものの、無償の家事労働とケア労働における、男女間の配分がまったく等しくないままであり、無償のケア労働に対する責任は、女性がディーセント・ワークにアクセスすることを阻止し続けている。アクセスできる良質のケア・サービスと改善されたインフラを含め、社会保護措置を通じた家庭とその他の利害関係者との間の無償の家事・ケア労働に対する責任のより平等な分かち合いもなければならぬ。ジェンダーに基づく職業分離およびジェンダー賃金格差が、過去20年にわたってほんの僅か減少している。前進する際の国々にとっての主たる責務は、男女共に利用できる仕事の質の悪さであるが、これは特にインフォーマル経済で、最低限の報酬で、殆ど保護されない部分に閉じ込められている女性について言えることである。

197. 然しながら国々は、労働市場を規制し、女性の経済的・社会的権利を強化する法規と政策を設置する重要で行動志向の措置を取りつつある。最低賃金法、有給の出産・育児休暇、および例えば家事労働者のような非正規労働者にまで社会保護を拡大するといった措置は、自営業の女性のための貸し付けとインフラのみならず、早期幼児教育とケア・サービスの提供と同様に、多くの国々が採用してきた有用な介入である。そのような努力は拡大される必要がある。

198. マクロ経済政策が、立案され実施される方法は、ジェンダー平等が達成される可能性に直接的インパクトを与えてきた。その様々な経済的・社会的成果における重要性にもかかわらず、マクロ経済の管理は、典型的に、国内総生産(GDP)の成長率を上げ、または極度に低いレベルにまでインフレを抑えようとするといったような一連の狭い目標に重点を置いている。不平等と分配の問題が欠けていたり、またはいい加減に扱われたりしている⁸⁹。経済成長は、しばしば、ジェンダー不平等のような根強い問題を自動的に処理するものと思われるが、急速な成長そのものがこれを達成しないことを証拠が示している⁹⁰。わずか一握りの国々が、女性の経済的権利を高める際に、通貨政策、貿易政策及び投資戦略を含めたマクロ経済政策と経済改革アジェンダの重要な役割に注意を引き、大多数の国々は、この領域に関して報告しなかった。マクロ経済政策は、ジェンダー平等を明確な問題とする必要がある。これは、より多くのより良い職の創出を可能にするマクロ経済政策への移行を意味するであろう。インフラ、社会サービス及び社会保護措置への投資に資金を調達する資金の動員を強化するよう奨励するマクロ経済政策も意味するであろう。

199. ますます多くの国々、特に開発途上国が、生活時間に関する調査を行っており、これら努力が強化されるべきである⁹¹。比較できる生活時間データを有していることは、明確な政策に対応して、所得グループ、場所及びその他の不平等の変化軸(例えば、改善されたインフラまたはアクセスできる保健ケア・サービス)及びより幅広い開発軸(例えば、経済的または生態系の危機)にわたって、女性と男性によってどのように時間が無償労働に費やされているかを追跡するために必要である。

(石塚浩美 訳)

⁸⁹ Jeffrey D. Sachs, 「マクロ経済を再考する」、*資本主義と社会*、第4巻、第3号(2009年)。

⁹⁰ Esther Duflo, 「女性のエンパワーメントと経済開発」、*経済文献ジャーナル*、第50巻、第4号(2012年)。Kabeer 及び Natali, *ジェンダー平等と経済成長*も参照。

⁹¹ 1995年に、26か国(先進地域の20か国)が少なくとも1回生活時間調査を行ったが、2005年までに、その数は87か国(先進地域は23か国)に増加した。2014年には、94か国(先進地域は23か国)が少なくとも1回生活時間調査を行っていた。オックスフォード大学生活時間調査センターからのデータを用いた国連ウィメンの計算に基づく。

G. 権力と意思決定における女性

200. 「行動綱領」は、「透明で責任ある政治・行政およびあらゆる生活領域における持続可能な開発」を達成するための手段として、女性が意思決定に平等に参画することの重要性を確認した。「綱領」は、各国政府に、女性が権力構造と意思決定に全面的に参加できる機会を平等に与え、女性の意思決定とリーダーシップに参画する能力を増強させるように要請した。

201. 権力および意思決定における女性に関して、殊に女性の政治参加について、近年、さらなる規範的公約がなされてきた。国連総会は、その議決 66/130 において、加盟各国に、女性の政治参加を増やし、男女間の平等達成を加速するよう求めた。また、すべての国々に、移行時期を含めて、選挙制度とそれが女性の参画に与えるインパクトを見直し、女性の参画を差別する障害を除去するよう政党を奨励し、選挙の行程への女性の参加を支援するための訓練を開発し、選出された女性議員と候補者に対する暴力についての申し立てを捜査することにより、女性の平等な参加を保証するための行動を起こすよう要請した。

202. 婦人の地位委員会は、第 58 回会期で採択された合意結論において、一時的特別措置のような政策とあらゆる行動を通して、また、ターゲットと基準を設定し、具体的目標を達成するために活動することにより、あらゆる分野及び公共・民間セクターにおけるあらゆるレベルの意思決定の指導的地位への女性の完全かつ平等で効果的な参画を保障する措置を取るよう、各国政府およびその他の行為者に要請した⁹²。

1. 世界的傾向

203. 女性の国会議員は、過去 20 年間着実に増加している。世界全体で 2014 年において、女性は、一院制の議会または下院で、議席の 23% を占め、これは 1995 年の 12% からの上昇であった⁹²。この大きな改善は認められるものの、それでも世界の 10 人の議員中 8 人は男性が占めている事実は衝撃的である。2014 年度、世界で最も女性の議員比率が高かったのはラテンアメリカ・カリブ海諸国で、26.4%(1995 年は 12.5%)、対して最も低かったのはオセアニア地域でわずか 3% であった。1995 年から 2014 年までの間に最も前進がみられたのは、サハラ以南アフリカ地域で、女性議員比率が 9.7% から 24% へと上昇した。同期間内に中東と北アフリカにおいても 3.6% から 16.8% へ上昇が見られた。一方南アジアは、最も改善が見られず、1995 年の 6.5% から 2014 年は 10.6% にとどまる結果であった⁸⁵。

204. 女性が政治に参加する中で最高レベルの代表、例えば国会の議長、政府の首相や国家の元首や大臣などを、務めることは著しく少ない。女性で国会の最高位の地位にある人は、相変わらず極めてまれであり、2014 年は 40 人(14.8%)の女性が国会議長で、1995 年の 24 人(10.5%)からの変化であった。政府の最高責任者の地位となると、さらに少なく、2014 年は 18 ヶ国 (9.3%) で女性が首長となり、1995 年の 24 人 (6.4%) と比べわずかに上昇した。大臣については、2014 年は 17% を女性が占め、2000 年の 15% からの上昇が見られた。女性大臣は、概して社会部門を担当し、経済や外交部門の大臣職に就くことは少ない傾向にある。この事実は、女性を奨励しようとする政治的意思の欠如、女性が権力へアクセスする機会の欠如と浸透しているジェンダー固定概念を映し出している。2014 年に女性が大臣であった 1,096 職位中 187 は、社会問題および家族、子ども、若者、高齢者と障害者へのサービスに係わるものであったのに対し、外交に係わるものは 45、予算・財務職の 24 であった⁹²。

205. 最高レベルの意思決定の役割に女性が不足していることは、公共ならびに民間セクターに及んでいる。立法者や高級官僚、経営・管理者として働く女性の割合は、男性と比べて際立って低い⁹³。データのある 94 ヶ国中で、女性の割合が男性を上回っているのは、わずか 2 ヶ国のみであった。その格差は、中東と北アフリカにおいて最も大きく、ジェンダー格差で 80 ポイントを超える。中欧・東欧、中央アジア、先進国、ラテンアメリカ・カリブ海諸国は、この点においてはジェンダー格差がより少なく、4 分の 1 から 2 分の 1 のポジションを女性が占めている。

206. その他の指標、例えば地方政府への女性参加をはじめ、行政、司法、政党党首、労働組合や市民社会組織、地域のリーダー、あるいは民間部門の指導者の地位、などについて組織だってデータが収集されてはいない。しかし、断片的ながら得られている情報では、全ての場合において、女性が代表権を持って行動できていることは稀であることが示されている。アジア太平洋地域の 2010 年における地方自治

⁹² 列国議会同盟のデータに基づく国連ウィメンによる算出結果

⁹³ ILO による職業カテゴリーによる：立法者（議員）、高官、経営・管理者

体の女性議員についての研究で、国によって内部で非常に大きな格差があることが明らかとなった。具体的には、農村漁村地域の女性議員は 1.6%から 37%で、都市部では 0%から 30%であった⁹⁴。ジェンダーと行政に関する 2014 年の研究では、13 ヶ国の事例研究に基づき、女性が行政において意思決定の地位を占めるのは 30%以下であることが明らかとなった。そのうち 7 ヶ国では、15%以下であった。2011 年の司法制度においては、女性は全裁判官の 27%、検事で 26%、警察官の 9%であった⁹⁵。

207. 政党の党員となることに関して、18 歳以上の女性は、同世代の男性と比べて少ない。51 ヶ国のデータによると、男性党員は 15%であるのに対して、女性は 11%である⁹⁶。女性が政党員として活躍している場合でも、リーダーの地位まで上ることは極めて稀である。

208. 女性は、状況によっては労働組合員数として割合を伸ばしているが、リーダーとして代表格となることは限られている。欧州連合諸国の労働組合への最近の調査で、女性は組合員の 44.2%を占めるが、組合長では 10%、副組合長でも 25%でしかないことが示された⁹⁷。

209. 公的な社会的地位における不平等は、しばしば私的な地位や身分における不平等に端を発していることが多い。世帯調査で、世界的に、既婚または同棲女性の 37%が、大きな買い物に関して家族間の決定に口が出せないということが明らかとなっており、わずか 15%が自分に決定権があり、44%は伴侶と共同で決定している。家庭内における女性の意思決定には、多くの要因が影響しており、例えば結婚年齢、夫婦間の年齢差、女性の収入や資産へのアクセス・権利、また地域社会を基盤とした団体への関与などである。

3. 「行動綱領」実施のための各国政府が取った行動の全体像

210. 加盟国は、この重大問題領域への取組みとして広範な行動を展開してきた。(a) 女性の参加を増強するための一時的特別措置の実施、(b) 政治制度におけるジェンダー・バイアスを問題視し、女性の政治参加を支援すること、(c) 政治以外の領域においても女性の参加とリーダーシップを支援するという 3 つの大きな傾向が出現している。

女性の参画を高めるための一時的特別措置

211. 女性の政治参加と議会進出が過去 20 年間にわたり顕著に増加したところでは、一時的特別措置、特にクオータ制が実施され、特別な選挙・政治制度に適正に適用されたことに拠る場合が多い(A/HRC/23/50 を参照)。2013 年時点で、世界全地域にわたる 64 ヶ国が選挙におけるクオータ制に対して立法措置をとっている。それらクオータ制を採用する国では平均で、クオータ制の無い国々が 19%の女性国会議員を選出しているのに対して、25%の実績をあげている(A/68/184 参照)。議席取り置きや法制化された候補者クオータ制のような選挙クオータ制は、特に、ラテンアメリカ、欧州、サハラ以南アフリカおよびアラブ諸国で女性議員の数を押し上げた。これらの各地域で、1995 年以降の変化の規模は、約 10 ポイントであった。アジア太平洋地域では進歩はより緩やかであることが確かであるが、クオータ制の利用は比較するとあまり普及していない。国々の中には、紛争後にクオータ制を含めて憲法や法制度の枠組みを改革したことが、女性の選出議員数を高めたところもある。

212. 国々は、女性の政治参加を増やすために様々なタイプのクオータ制を導入してきた。例えば、強制的（法律で規定し執行メカニズムを備え）で、指名制(候補者クオータ制として知られる)または選挙結果(議席取り置き)で、一定の数値目標に到達することを狙うものもある。政治制度および意思決定機関への女性の平等なアクセスと完全参画を確保する明確な規定を実施して、憲法と法律の改正を発議してきた国もある。このような強制的あるいは法制化によるクオータ制に加えて、各政党が党の候補者リスト準備と内部構造で、クオータ制を自主的に実行している国々も多くある。

213. 例えば、執行の明確なルール、実施に向けたリーダー側の政治的意思、諸政党からの持続的な支援、および女性団体からの監視と圧力を含め、クオータ制実施の成功には種々の要因が働いてきた。世界諸

⁹⁴ 国連開発計画『アジア太平洋地域における女性地方議員：2010 年状況報告』（ニューヨーク、2010 年）

⁹⁵ 国連ウィメン『世界の女性の進歩 2011～2012：公正の追求』（ニューヨーク、2011 年）

⁹⁶ 世界価値調査に基づく国連ウィメンによる算出

⁹⁷ Arnaud Bouaffre and Cinzia Sechi 「ETUC 3 月 8 日調査、第 7 版」（ヨーロッパ労働組合研究所、2014 年 5 月）

地域の経験から、これらの要因無くしては進歩を持続することはより困難であることが示されている。選挙クォータ制は、適用される選挙制度に上手く適合する時に、最適な実施が可能となる。女性の議会参加が最も実質的に増えるのは、クォータ制が比例代表制を含む選挙制度に適用される場合である(A/68/184を参照)。クォータ制実施に対する肯定的な動きにも拘らず、問題は残っており、多くの国で、特筆すべきは説明責任メカニズムの欠如と遵守されなかった場合の制裁である。

214. 「行動綱領」は、意思決定機関におけるジェンダー・バランスを要求している。多くの国では、意思決定機関の50対50の構成に向けて努力している一方で、この種の目標を定めたりすることに消極的であったり、女性議員の割合を10%から30%程度とより低い目標に止めている国もある。低い目標設定が横行していることは、多くの回答で明らかであり、そのことから、意思決定機関でジェンダー・バランスを達成することは、相変わらず深刻な課題であることが分かる。

政治機関におけるジェンダー・バイアスに対処し、女性の政治参画を支援する

215. 女性がひとたび選出されると、その経験は女性の参加の低いレベルへ貢献する要因と見なされることもある。女性は、歴史的に政治職には向かないものとみなされており、その発言は、差別と固定観念の結果として、公の場では威厳を欠き正統とは判断されてこなかった。マイノリティー・グループの出身女性が政治の世界で任務を担おうとする場合、ジェンダーに加えて、民族や人種、宗教、障害、性的指向または年齢などを根拠とした差別に直面することがある。そのような態度は変わりつつあると報告している国もあり、また、政府が行う意思決定への女性参加を促進するキャンペーンや、政治機関へのアクセスを増やし男女の機会均等を推進することを目指す市民社会団体によるプログラムのような手段を通して、変化を起こすために努力している国もある。

216. 各国は、政治機関に固有のジェンダー・バイアスが存在し、それが政治的意思決定に女性の代表を送り込めていない状況に追い打ちをかけていることに気づいている。責務の大きさ、OB間のネットワーク、長時間労働と育児など家族に配慮した規定の欠如などが、しばしば女性が政治の世界へ入ることを思い止まらせ、身を引く原因となっている。多くの国では、女性がリーダーシップをとる機会を制限している要因として、教育と専門的な訓練の欠如を認めている。このことは、翻って、女性は男性よりも政治的な経験が少ないことを意味しており、そのことが更に女性の選挙への見込みを減衰させている。

217. 多くの国は、女性の意思決定に重要な活動の場として地方レベルを強調した。地方自治体の選挙に出馬することが女性に政治経歴への入り口を提供する可能性がある。なぜならば、地方レベルの方が通常、競うことが可能な議席がより多くあり、選挙運動も比較的低い経費で可能である。女性が地方地域社会の環境やサービス、例えば水、電気、ごみ処理、診療所やその他の社会サービスを利用したり関わることが多いことが、重要な経験となり、地方レベルの職務に挺入れが出来る可能性が出てくる。多様なケア責任を担っている女性にとって、地方自治体は敷居が低い可能性が高い。例えば、通う時間も少なく、職務時間もより柔軟であるためである。しかしながら、女性が政治に出ていくことに対する抵抗が、地方レベルで特に強い可能性もある。なぜならば、非公式の家父長的ネットワークと権力を持つ地方エリートたちが、地方統治機関への彼らの影響力だけでなく日常生活においても、女性に対して敵対的ないしは排他的になることが大いにありうるからである⁹⁸。

218. 女性が直面している障害に注意を向けるために、多くの国では、地方および国レベルで女性の政治参加を支援する能力構築イニシアティブの実施を続けており、具体的には、同輩サポートや新任者訓練の提供や、女性の政治家ならびに政治家候補の人たちのネットワークの奨励、政党がジェンダーの視点を主流化して活動により効果的に組み込む研修の提供などを通して行っている。訓練や能力開発の機会には、多くは政府主導または市民社会組織支援によるもので、選挙運動や演説のような領域での女性のリーダーシップ技能を高め、政治機関で働くことや選挙戦をやり抜くことに関する知識を増やしてきている。女性の意思決定への参画を強めることを目的としたリーダーシップ・プログラムも導入されている。訓練やリーダーシップ訓練プログラムへのアクセスを増やすことで、女性に政治経歴を前進させる機会を提供することに繋がっている。

219. 立法府の特徴となっている国もある党派横断的な女性の議員集会のように、ジェンダー平等に目的を特化した構造は、女性政治家が相互に助け合うことを可能にし、議員たちが共通の課題に共に取り組み、変革の方略を開発し市民社会組織とのより良い連携を築く際に効果を発揮してきている。国々の中には、

⁹⁸ 「ジェンダー平等：不平等世界の公正への奮闘」（国連発行物、販売番号: E.05.III.Y.1）

女性が政治的役割を果たすのに必要な技能を身に付けて政治の世界へ入ることができるように、党派横断の先輩による指導プログラムを導入しているところもある。女性の諸団体と女性議員との間に、例えば地域社会の機構などを通して、関係を樹立する努力について報告した国はほとんどなかった。

220. 大抵の国で、政治職を求めるにはお金がかかる。女性は、企業や政治とのつながりがほとんどない場合が多いことから、選挙で勝利し、政治活動をするために必要な財政的、社会的資本を手に入れることがより難しい。政治資金調達の改革が117ヶ国で採択され、各政党は選挙運動経費、研修と党活動に対して公的な資金が支給されている。このうち27ヶ国では、この公的資金は、専らジェンダー平等の要件を満たすかどうかにかかっている(A/68/184を参照)。国によっては、一步踏み出して女性の候補に追加資金を配分したと報告しているところもあれば、女性の代表を助成する活動に、一定割合の資金が投入されるように規定した国もある。

221. 女性の政治参画に対するもう一つの障壁は、暴力と脅迫に対する恐れである。国々の中には、女性が選挙期間中および議員に選出されてから直面する様々な形の暴力に対して取り組むために重要な方策を講じているところもある。選挙中の女性に対する暴力を防ぐために国々が取っているイニシアティブには、選挙前の意識向上運動、女性専用の部屋の創設、さらに、市民社会やメディアおよび公共・民間セクターから女性と若者のグループと一緒に集め、提唱活動や仲裁、協調、分析、観察、交渉などを通して、共に働き、暴力が起こらない選挙プロセスを保証することが含まれる。女性に対する政治的暴力とハラスメントと闘う法律を制定した国はほんのわずかで、この面については、国および地方のあらゆるレベルで、より大きな努力が必要とされていることを示している。

222. 国々の中には、女性のあらゆるレベルでの意思決定への参画における進歩を効果的に測定するために、国内年次報告書と監視を導入しているところもある。ジェンダー格差に対処するための適切な措置を策定するために、女性議員の傾向を効果的に分析するデータ収集を強化した国が、わずかながら出てきた。性別データの収集と普及は、女性政治代表者数を計測する際の緊急の課題である。

より幅広く女性の参画とリーダーシップを支援する

223. 近年、女性に民間の営利企業の管理職において女性がよりよく代表される需要が増えてきている。垂直的職業分離は、女性が会社の序列で下層と中層の段階に集まることを意味している。クォータ制が、この民間企業の管理職レベルに女性が不足している問題に取り組む目的で、限られた国で用いられている。加えて、法人組織の役員に女性が不足している問題に取り組むためにも、クォータ制が、特に先進国において定着してきており、クォータ制が実施されているところでは、すぐに効果が認められている。国々は、企業に一般職員と役員の構成数の報告を義務付けるなど新たに多様なルールを導入するだけでなく、クォータ制を、企業の女性の管理職や重役、経営幹部の割合を増やす目的で用いてきている。民間セクターだけでなく、外交を含めた国務や、法務、公務や地方自治体を含めた行政事務、ならびに管理職で、女性が働くことを奨励する同様のイニシアティブが存在する。

224. 女性の参画とリーダーシップをより幅広く支援することに関する良好な傾向にもかかわらず、まだ多くの格差がある。例えば労働組合への女性の参加と影響力には殆ど注意が向けられてこなかった。従って、この領域については努力の必要がある。労働組合への女性の参加と発言権を確保することは、例えば育児休業や、平等賃金、職場でのセクハラのようなジェンダー平等に関わる問題を優先的に扱うために重要である。それにより、このような問題が、雇用者との団体交渉協定やその他の折衝で、女性の立場を代表して扱われることになる。同様に、女性団体への女性の参加について報告した国はほとんどなかった。女性団体は、女性の権力と意思決定に、重要である。その理由は、そのような団体が、女性の参加とリーダーシップのための活動や場を提供することで、訓練や教育を通して女性の潜在能力を育成するのに役立つからである。女性団体は、女性の権利とジェンダー平等の主要課題を明確に打ち出し、変革を要求する支持層を動員するのに重要な役割を果たしてきている。

3. 前進の道: 今後の行動の優先事項と実施の促進

225. 女性の権力及び意思決定への参加を増強させるためには、包括的なアプローチが必要である。女性の潜在能力と発言権を、家庭のレベルから、近隣・地域社会、国家、さらに地域から全地球規模まで、高めていくには努力が必要である。固定化した制度的障壁の中では、一時的特別措置が、企業の取締役会だけでなく国政と地方政治に女性の代表者数を増やすための効果的な方略である。しかしながら、クォータ制を実施するには、意思決定への女性の役割に対する政治的合意の欠如と差別的態度に加えて、制度的能力の脆弱性が、一時的特別措置の利用を妨げ続ける難題となっている。政党を含め、官・民機

関のリーダー側の政治的意思が、そのような措置を効果的に確実に実施し、更に大きく早い進展を果たすためには、必要とされる。他に、ジェンダー平等を推進し女性の進出を増強するための奨励策を含めた政党への公的資金調達、などの方法も効果が期待できる。

226. 女性の政治参加を支援するには、能力構築、訓練、ジェンダー平等を目的とした構造づくりなどを通して、より一層の努力が求められる。政治における女性への暴力は、適切な法制の整備と実施により、緊急課題として取り組まなければならない。非常に重要なこととして、ジェンダー平等の政策を進展させるために、女性団体と女性議員との関係を容易にする仕組みが設立される必要がある。

227. あらゆるレベルで、女性の市民社会団体は家庭内で声を上げ、地域社会の指導者としてであれ、職場の平等に関する特別な課題を強調する女性労働者の組織者としてであれ、政治家にロビー活動を行いその政策と約束に対して彼らに責任をもたせるジェンダー平等の提唱者としてであれ、または女性の選挙運動の支援者としてであれ、女性に支援と訓練を提供する地域社会を基盤とした団体として、果たすべき重要な役割を有している。

228. 国の議会を超えた女性の代表者数に関する進歩を強化するために、もっと質の高い、もっと数多くのデータが必要とされる。とりわけ、地方自治体への女性の参画、労働組合におけるそのリーダーシップと集団的運動、司法における代表者数、民間の領域における女性の意思決定、企業の役員会と民間セクターの指導的地位への女性の参画、女性に対する政治的暴力の広がりに関連するデータの収集と分析にはかなりのギャップがある。拡大されたデータ収集を支援するさらなる努力が必要とされる。

(鈴木千鶴子 訳)

H. 女性の地位向上のための制度的メカニズム

229. 「行動綱領」は、制度的な仕組みに関連する重大問題領域の進捗を図るため次の3項目を明記した:1)国内本部機構及びその他の政府機関を創設または強化すること、2)立法、公共政策、プログラム、プロジェクトに総合的なジェンダー視点を組み込むこと、3)計画立案と評価のための男女別のデータと情報の収集と普及。

230. 2010年以來の世界的規模の大きな進展は国連決議64/289が国連総会で採択されたことである。この中で、総会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)を設立した。国連ウィメンの設立は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの重要問題を担当してきた国連の既存4機関の活動を統合、強化したことによって、国連システムの一貫性に貢献した。既存4機関とは、女性の地位向上部、ジェンダー問題担当事務総長特別顧問室、国際婦人調査訓練研修所、国連婦人開発基金のことである。この決議は、「行動綱領」が国連ウィメンの業務の枠組みを規定する規範的文書の一つであると明記している。

231. 近年、規範的進展としては、政策面およびプログラム面でのジェンダー平等の主流化の重要性、男女別データの収集とその普及についての改善の重要性に光があてられたことだ。婦人の地位委員会は、合意結論の中で、優先テーマについて2つのことを常に強調してきた。その1つは、国内本部機構が果たすべき女性の地位向上に向けた戦略的な調整機能であり、2つ目は、ジェンダー平等の証拠基盤の強化の必要性である。経済社会理事会は、毎年、国連システムに対して詳細なガイダンスを提供している。ガイダンスは、すべての政策とプログラムでのジェンダー視点の主流化に関するものである(理事会決議2010/7、2011/6、2012/24、2013/16及び2014/2を参照)。

232. ジェンダー統計の領域でも、重要な規範的進展があった。なかでも、一番重要なのは、女性に対する暴力についての一連の核心となる指標である。この指標は国連統計委員会の合意によってできたもので、各国による女性に対する暴力の範囲、広がり、発生を査定する際に各国を支援するためのものである。同委員会は、ジェンダー統計の各国による作成と国際的収集のための手引きとして最低の量的指標セット52項目と規範的指標11項目についても、2013年2月に、合意している。(E/CN.3/2014/18参照)。

1. 世界的傾向

233. ほとんどの国がジェンダー平等推進のための制度的メカニズムがあると報告していることが複数の資料によって分かる(A/69/62参照)。それらの資料には、「行動綱領」実施について今回およびこれまでに提出されたレビューのための各国の回答のほか、「国際人口開発会議行動計画」の実施についての2012年の世界調査結果も含まれている。国連ウィメンはジェンダー平等のための国内本部機構のリストを保

管しており、そのリストによると、ジェンダー平等専用のメカニズム若しくはフォーカル・ポイントが設置されているのは193カ国である。

234. 諸機関の広がる存在を超えて、地域の調査は、マנדートと権限を調べているものもある。2014年の欧州連合内の調査によれば、2012年現在、全加盟国28カ国ですでにジェンダー平等担当の政府機関が設置されていたが、それぞれのマנדート、人材の配置及びジェンダー平等促進のための権限に関連して、実質的進展は観察されていない⁹⁹。この調査の結果、ジェンダー平等所管の政府機関への人材配備は14の加盟国で、2005年以来、減少していることが分かった⁹²。データが存在する13カ国について行った別の調査では、国内機構への政府支出はGDPの0.4%未満だった。この調査では金融危機以来世界各国が実施した緊縮措置によって、支出額は不変であるか減少していることも明らかになった¹⁰⁰。同様に、アフリカ53カ国の調査では、緊縮措置がこれらの国々のメカニズムが直面した課題のトップに挙がっていた¹⁰¹。ラテンアメリカ・カリブ海諸国、東南欧および東欧諸国、コーカサス、中央アジア、アジア太平洋、西アジアで行われた国内メカニズムに関する調査では、適切な財政資金の欠如と、場合によっては、活動を支えるドナーからの資金提供への依存が拡大していた。政府内での技術的水準、意思決定能力、可視化の水準が低く、ジェンダー平等の視点を政府のあらゆる政策とプロジェクトに主流として組み込むことを最優先とする政治的意思の欠如が全地域での主要な課題である¹⁰²。

235. ジェンダー統計について、2012年に行われた126カ国のレビューでは、ジェンダー統計を収集・活用するための能力開発での世界的傾向がかなり明らかになった(E/CN.3/2013/10参照)。このレビューでは、3分の2を上回る国で、国の統計部局内にジェンダー統計のフォーカル・ポイントないしはデスクが設けられていることが分かった。けれども、国の統計部局内にジェンダー統計専門の部局があるのはわずか31%の国に過ぎず、これはこの分野の優先度が低いことの表れである。その上、ジェンダー統計と指定された専用の予算があるのは12.7%にとどまり、48%が臨時の資金や予算に依存している(E/CN.3/2013/10参照)。最近では、ジェンダー統計の作成は増加しているが、圧倒的多数が死亡率、教育・労働力参加に焦点を絞っているのに対して、女性と女兒への暴力や、生活時間調査を通した無償のケア労働の測定にはあまり重点は置かれていない。

2. 「行動綱領」実施のために各国政府が取った行動の全体像

236. ジェンダー平等の推進にはいまま制度的な仕組みが不可欠の推進力である。加盟各国はこの重大問題領域に取り組むため一連の行動を取ってきた。3つの主要な傾向が出現している。つまり、(a)ジェンダー平等のための国内本部機構の強化、(b)ジェンダー平等の主流化とジェンダー平等の推進のための政策の改善、(c)ジェンダー統計の収集、普及、活用に向けた活動の強化である。

ジェンダー平等のための国内本部機構の強化

237. 国内本部機構の果たすべき役割は多種多様だが、ジェンダー平等を推進する制度的枠組みの中心的要素として国内本部機構は、1)男女間の平等に関する政府の政策とプログラムの策定、実行、モニタリングを促進し、監督する、2)政府のしかるべき各部署、民間部門、メディア、NGO、とりわけ女性団体との協力関係を促進し、確立する、3)多くの懸案事項に関する法制改革を促す触媒的機能を果たす諸活動を行う。国内本部機構は、所定の条約について国の順守状況を報告する義務を負うほか、ジェンダー平等諸法と政策の順守について国会に報告する義務を負っていることが多い。所定の条約の順守とは、国際人権諸条約、とりわけ「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の規定に基づくものである。ジェンダー平等の促進に対する国の説明責任は、こうした要件の遵守によって向上してきた。

238. 効果をあげるため、国内本部機構には次のことが求められる: 1)閣僚レベルのリーダーシップ、2)

⁹⁹ 欧州ジェンダー平等研究所 「ジェンダー平等と制度的仕組み —EUでの北京行動綱領実施」ルクセンブルグ2014年

¹⁰⁰ 開発金融インターナショナル、オックスファム・インターナショナル 「進歩を危険に曝す— 途上国のMDG支出」 Government Spending Watch報告 オックスフォード、オックスファム 2013年

¹⁰¹ 国連アフリカ経済委員会 「ジェンダー平等のためのナショナル・メカニズムの最近の傾向」 アディス アベバ 2011年

¹⁰² 国連ヨーロッパ経済委員会 「南欧、東欧、コーカサスおよび中央アジアにおけるジェンダー平等のための国家的仕組み—地域別研究 (ジュネーヴ 2010年)」、「ラテン・アメリカにおけるジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国家的仕組み (国連刊行物 売却番号E.10.II.G.18)」アジア太平洋を対象とする国連経済社会委員会 「アジア・太平洋地域におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントのためのナショナル・メカニズム—地域別研究 アジア&太平洋 (バンコック2010年)」、イスラ・ジャド 「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのためのナショナル・メカニズムを強化する」、「ESCWA地域でのジェンダー平等のためのナショナル・メカニズム (パイロット、西アジアの経済社会委員会、2010年) アフリカ経済委員会 「アフリカにおけるジェンダー平等のためのナショナル・メカニズムをめぐる最近の動向 [アディス アベバ2011年]」

企画、実施、モニタリング、NGO その他の草の根の諸団体の取り込みを促進するためのプロセスの制度化、3)十分な予算上の資金とスタッフの能力、4)あらゆる政府部局の政策に影響を及ぼす機会。多くの国々は、ジェンダー平等の政策とイニシアティブを監督する政府内の省庁、委員会、部局の継続する存在について報告した。このような制度的メカニズムの構造にはかなりの多様性があり、1)独立の省庁またはその一部であることもあるし、2)ある省庁の部・課であることもあるし、3)内閣府など政府のトップの事務局ユニットであることもあるし、4)自治的機関であることもある¹⁰³。

239. 各国から報告されたその他のジェンダー平等機関は次の通りである。すなわち、1)部門別省庁の中のフォーカル・ポイント、または作業部会、2)部局間、省庁、または多部門機関、3)地方自治体の分権メカニズム、4)説明責任メカニズム、5)助言・諮問協議会。2010年に見られた2つの傾向が続いている。第一に、国々の中には、あらゆる政府の階層がジェンダー平等推進に対して責任を共有するという結果となった、最低の行政レベルを含めるためのジェンダー平等の推進に対する制度的メカニズムのさらなる分権化について報告したところもある。第二に、立法府にジェンダー平等推進のための制度的メカニズムを設立するための継続する傾向が報告された。例えば、ジェンダー平等コーカスまたは常設委員会が、法案がジェンダー平等に与えるインパクトを評価するために国会内で活動し、女性差別を撤廃する法案を提出し、ロビー活動を行った。このような構造は、国内政策枠組内で定められたジェンダー平等の目標に対して執行部内の様々なセクターに責任をもたせることによって、説明責任を高めることに貢献する。

240. 国内本部機構と市民社会との強力な協力関係が、知識共有、能力開発、説明責任を高めることもある。女性団体との提携によって女性が諸政策に影響を与え、その実施をモニターすることが可能になる点に着目して、こうした団体が特に重要な選挙の支持基盤であることを認める国は実に多い。国内本部機構が各種女性団体やNGO、研究機関の代表たちの元締めとなって法律案を起草し、国の行動計画を作成し、その実施をモニターしている国もある。ジェンダーに対応した改革に向けて政治的、技術的支援を政府に提供するための国家間の経験や好事例の分かち合いの例も存在する。

241. 人材不足と財政資金不足は、国内本部機構の任務遂行を妨げるので大きな課題である。意欲的な仕事や課された任務に見合う資金と人材が配分されることは稀である。女性課題省に対する予算が増額されたことを報告したのは2カ国だったが、非常に多くの国が、任務に使うことができる予算が削減され、あるいは不十分であると報告した。途上国の国内本部機構からは活動を支えるには寄付に依存しなければならない事例も報告されていて、これは、この領域での業務のための国家レベルでの活動の持続可能性や公約の程度に影響する可能性がある。

242. 政府の最高レベルに国内本部機構を設置することができなかったと報告した国もあれば、ジェンダー平等の主要機関の組織替えをして、従来は独立の国内本部機構だったものを他の省庁の中に組み入れて活動範囲を狭めたり、政府部内での全体的地位を低下させたりしたことを報告した国もあった。国々の中には、最近、国内本部機構ないしは女性課題省の全面的廃止に追い込まれたことを報告したところもあった。

243. 相当数の国で、いまま大きな課題となっているのは、国内本部機構での適切な職員的能力を確保することが依然として課題であった国々もあった。国内本部機構の成功に不可欠なのは、ジェンダー平等の推進に専心し、戦略的に活動することができて、変革のチャンスを見極めることのできる有資格の技術的専門家の配置である。中には、ジェンダー分析について職員的能力形成と技術の強化のための研修を行ってきた国もある。

ジェンダー主流化政策の改善とジェンダー平等の推進

244. ジェンダー平等の主流化は、「行動綱領」の採択以来、あらゆるセクターで、また公共政策の全領域においてジェンダー平等を推進する上で不可欠の戦略として政府の政策のなかに取り込まれてきた。非常に多くの国々の回答で強調された通り、政策面でのジェンダー視点の主流化には、すべてのレベルの政府に対して、知識、連携、協調、モニタリングの推進のための具体策と説明責任が求められる。国々の中には、ジェンダー平等のための国内本部機構の主導の下で、ジェンダー平等施策を増やす方策を導入しただけではなく、ジェンダー主流化に関する国内行動計画、政策、戦略を導入したところもある。国々の中には、公共行政、貧困根絶、経済成長を含め、主流化活動を集中的に展開した分野を報告した

¹⁰³ ロウマク・ヤハン 「ジェンダー平等のためのナショナル・メカニズムの強化と女性のエンパワメント—世界総合研究」女性の地位向上部 (DAW) に向けた研究 ニューヨーク 2010年

ところもあった。中には、中央地方を問わずあらゆる政府機関で、その計画と予算にジェンダー平等の目標、戦略、行動を含めることを義務付けた国もあれば、ジェンダー平等主流化施策の実施状況を追跡調査するための監視・評価計画を開発してきたところもある。

245. あらゆる政策分野でジェンダー平等主流化を推進するため、女性課題省とその他の政府部署との間の協働関係を強化するための活動が各国から報告された。中には、中央地方を問わず、あらゆる政府機関に上級管理職のジェンダー・フォーカル・ポイントを設置して、省庁横断的な作業グループに加わらせて、省庁、部局、外局におけるジェンダー平等主流化の陣頭指揮と調整にあたらせることにしたと報告した国もある。

246. 過去10年間に報告された傾向を継続して、各国政府は、予算政策、配分、成果の改訂を促進するために、ジェンダーに対応した予算編成を採用してきた。この目的は、資金がジェンダー平等に関する公約の実施のために提供されることを確実にすることにあった。大多数の国々が、財政政策のジェンダーに特化した意味合いについてのさらなる認識に向けた進歩を記し、ジェンダーの視点から予算を追跡するイニシアティブについて報告した¹⁰⁴。ジェンダー平等のための政策措置に資金提供するイニシアティブの成功は、財務・企画省、ジェンダー平等のための国内本部機構、議員及び研究機関と女性団体のようなその他の利害関係者を含む広範な行為者の積極的にかかわりと協働にかかっている。

247. ジェンダーに対応した予算編成を実施する活動には、予算化の過程のレビューと、国、セクター、地方の各レベルでの政策と計画の分析とが含まれる。これは現存の格差を評価するためであって、このようなレビューと分析によって、十分な根拠に基づいてジェンダー不平等に取り組むための意思決定と政策の作成に不可欠の証拠とデータが得られる。国々の中には、公的支出をモニターするため、定期的に報告を行って、ジェンダーに対応した予算編成を専門とする特別ユニットを設立してきたところもある。ジェンダーに対応した予算編成を通して、公共財政制度の質が向上したと報告した国もあった。ジェンダーに対応した予算編成プログラムとイニシアティブに適切なデータが使用されていることを保障するためには、ジェンダー能力開発、モニタリングの精度の向上、追跡調査制度が必要である。これまでのところ、ジェンダーに対応した予算編成は、主として特定の部門の支出に絞ってきた。ジェンダーに対応した予算編成の経験と学習効果の恩恵を受けることもある領域には、予算化される支出、歳入、借入の規模についてのマクロ経済政策の決定と、予算の赤字幅を縮小するためにどのような支出削減と増税の組み合わせが用いられるかについての決定が含まれる。

ジェンダー統計を収集し、普及し、利用する努力の強化

248. 過去20年間に性別データとジェンダー統計の作成と提供に関する重要な前進があった。適切なジェンダー統計が存在することがあらゆるレベルでの証拠に基づく政策立案に不可欠である。「行動綱領」が明らかにしているように、利用できる統計を収集し、分析し、作成する責任は、国連諸機関のみならず、国内統計局とより幅広く政府全体にある。

249. およそ105カ国が国のジェンダー統計をモニターし、収集していることを明らかにしている。およそ60カ国が指標としては最小セットの52のジェンダー指標を使用していると回答し、ほかの10カ国はその使用を検討していると報告した。国々の中には、ジェンダー統計を作成するための特定の省庁のためのプロトコルの開発を含めたジェンダー統計、ジェンダー成績表を含めたジェンダー統計に関する出版物の定期的作成及び国内統計計画の開発に関連する追加のイニシアティブに関して報告したところもあった。国によっては、性別統計の収集を主導し、国のジェンダー指標を開発する、地方・国内レベルでの国内ジェンダー平等観測所やジェンダー・チームを設立してきたところもある。国内データの収集は、農山漁村女性、障害をもつ女性、HIV/AIDS感染女性のような特定グループについての情報を収集することにも重点を置いてきた。国々の中には、ジェンダー平等を計測する地域の統計データベースを確立するために協働してきたところもある。例えば、アフリカ諸国の中には、ジェンダー平等に向けた国の進歩を監視するための適切なツールを政策策定者に提供するために立案された「アフリカ・ジェンダー開発指数」を開発するために、アフリカ経済委員会と協力してきたところもある。

250. このような前進にもかかわらず、適切なジェンダー統計の実態が直面する課題を指摘する国は非常に多い。場合によっては統計が不完全だったり、辻褄があわなかったり、あるいは統計が不在の場合すらある。国の統計部局では、データの収集、分析、普及を進めるための人材や財源が不足することも稀ではない。能力不足の結果、国際比較やデータ存在の面で、ジェンダー指標最小限セット52項目に含まれる指標の多くに重大な統計格差の問題が起きている。その上、この最小限セットは、性による貧困の

¹⁰⁴ UN ウィメンの計算では、世界65カ国でジェンダー重視予算イニシアティブが実施されている www.gender-budgets.org を参照)。

測定や家庭内での権限と資産の配分の不平等の把握の方法などを含めたジェンダー平等と女性の権利に関わるすべての重要問題を取りあげてはいない。社会的保護や社会サービスへの女性のアクセスについての統計も整備されていない場合が多い。

251. 国際的なレベルでは、近年、国連統計委員会によって義務付けられ、統計部によって実施され、かつ、ジェンダー統計機関間専門家グループによって調整された「世界ジェンダー統計プログラム」が、ジェンダー統計に関する作業に重要な刺激を与えてきた。この計画には、1)国際的調整を通じたジェンダー統計に関する既存のイニシアティブの間の統合力の改善、2)現存の領域と新たな問題領域における方法論的ガイドラインの開発と推進、3)ジェンダー関連データの作成・普及・利用のための国の統計面、技術面の能力の強化及び4)2014年3月に開始された新規開発のポータルを通じた関連データとメタデータへのアクセスの利便性向上が含まれる¹⁰⁵

252. 国際的に合意された概念と比較できるデータが現在利用できない特定のジェンダー指標に関して、世界レベルで重要な方法論的作業が行われつつある。例えば生活時間統計のための活動の国際的な分類を仕上げるための作業が進行中である。もう一つの最近のイニシアティブである「ジェンダー平等の証拠とデータ」プログラムは、世界的視点から資産の所有と起業を測定する新しい方法論と取組みを開発するために、国連機関と事務局、フェミニスト研究者及び国内統計事務所をまとめている¹⁰⁶。

3. 前進の道：今後の行動の優先事項と実施の促進

253. ジェンダー平等を推進するための制度的メカニズムを強化する際に、ある程度の進歩は遂げられてきたが、多くの課題がまだ残っている。制度的メカニズムが適切な権威を与えられ、明確なマンデートと十分な人的資源と財源を持ち、その使命を果たす説明責任をもつが、他の政府機関にも責任をもたせることができるようにするための要件は、ジェンダー平等の公約と効果的なジェンダー主流化を達成するための基本である。各国の女性課題省及びその他のメカニズムが政府の最高レベルにあることを保障することが、政治的意思を動員し、政府の他の部署からの支持を得る助けとなる。

254. ジェンダー平等のための国内本部機構の継続する能力強化と技術的支援は、そのマンデートを果たす際にこれを支援するために必要とされる。政府全体にわたる部門横断的協働とその他の利害関係者、特に女性団体をかかわらせることが、ジェンダー平等に関する調整された行動を強化するために必要とされる。ジェンダー平等のための国内行動計画と政策、並びにジェンダー主流化戦略が、重要な役割を果たし、優先されるべきである。ジェンダー平等を推進する際に、国内本部機構とその他の制度的メカニズムが直面している課題を適切に評価し、成功した戦略から学ぶために、国々にわたって、長期にわたるその業績と効果に関して、組織的な比較調査の必要性がある。

255. さらに進歩を促進するために備えなければならないジェンダー統計の改善を支援するかなりの勢いがある。多くの国々は、ジェンダー統計の国内の収集と利用を強化することに関するかなりの政治的意思を示しているが、既存の指標の利用可能性における格差を埋め、新たに出てきた問題に関するデータを収集するには、かなりの追加の資金が必要となろう。もう一つの重要な課題は、異なった人口学的・社会的グループがジェンダー平等と女性の権利を捉えることのできる統計の作成に関連している。分類された統計の収集、分析、普及が推進されるべきであり、既存の調査データを完全に分析し、行政記録を含め、その他のデータ源に投資するには、新たな努力が払われるべきである。ジェンダー平等を考慮に入れる大量のデータ(つまり、ビッグ・データ)を分析する倫理的で健全な方法論の開発も優先されなければならない。

(廣田里子 訳)

I. 女性の人権

256. 「行動綱領」は、女性と女兒によるすべての人権と基本的自由の完全かつ平等な享受が、ジェンダー平等達成の基本であることを明確にしている。「綱領」は、法の下と慣行において平等と非差別を確保し、法的識字を達成するために、すべての人権条約、特に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の完全実施を通して、女性の人権を推進・保護するよう各国政府に要請した。

257. 女性と女兒の人権を尊重し、保護し、成就するための努力を強化するために、近年、世界的枠組に

¹⁰⁵ <http://unstats.un.org/unsd/gender/default.html> を参照。

¹⁰⁶ <http://genderstats.org/EDGE> を参照。

いくつかの重要な規範的前進があった。女子差別撤廃委員会は、その一般勧告を通して、継続して「条約」の規範的内容を拡大し、明確にしてきた。2010年から2014年までに、最近採択された6つの一般勧告は、高齢女性とその人権の保護；第12条の下での締約国の核心となる責務；婚姻、家族関係及び離婚の経済的結果；紛争防止、紛争、紛争後の状況にある女性；有害な慣行；及び難民の地位、亡命、国籍及び女性の無国籍に関係している。

258. 2010年から2014年の第13回会期から第26回会期までで、人権理事会は、広範なテーマに関して419本の決議を採択した。これら決議の中で、21本は、女性に対する暴力、妊産婦死亡、子ども結婚、早期・強制結婚及び女性に対する差別の撤廃を含めた女性の人権とジェンダー平等の問題に関するものである。約211本の決議が、他のテーマに対処しているが、女性の人権とジェンダー平等問題へのある程度の言及を含んでいる。人権理事会の普遍的定期的レビューの下で、総計35,469の勧告が、2008年以来審査を受けた国々に向けて出されてきた。それら勧告の約20%が、女性の人権とジェンダー平等問題に言及している¹⁰⁷。1995年から2014年までで、特別手続きメカニズムの96のテーマ別報告書が、女性と女兒の権利及びジェンダー平等に明確な重点を置いており、他のテーマに関する119本の報告書が女性の権利とジェンダー問題を統合していた。

1. 世界的傾向

259. 2009年以来、ナウルとバレスチナ国は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、2014年には締約国の総数が188になったが、「行動綱領」で定められた2000年までに「条約」の普遍的批准という目標は、達成されなかった。さらに、多くの国々は、「条約」の核心となる規定に留保条件を維持してきた。16の締約国が、第2条(政策措置)に関して留保条件を維持し、26か国が第16条(婚姻と家庭生活)に留保条件を維持している。委員会は、第2条と16条を「条約」の核心となる規定と考えており、これら条項につけられた留保条件の数と程度に懸念を表明している。第16条につけられた多数の留保条件は、これら国々が、女性と女兒が深く根を下ろした差別を継続して経験している私的領域を規制する気がないことを示しているもので、特に心配である。11の締約国は、2010年から2014年までに、完全にまたは部分的に留保条件を撤回している。

260. 個人の苦情と傷害手続に関する「条約」の「選択議定書」は、国レベルで司法を否定されてきた女性のための人権侵害に対する国際的救済策を提供している。「選択議定書」の締約国の数は、2009年の99か国から2014年の105か国まで着実に増加してきた。2014年9月末現在、個人の苦情手続の下で、委員会は、広範な問題を扱っている16の事件で、「条約」の下での権利侵害を発見した。

261. 法改革は、継続してジェンダー平等を推進している。2014年には、少なくとも141か国が、それぞれの憲法に、女性と男性の間の平等に関する規定を有している¹⁰⁸。50年にわたって(1960-2010年)100か国をカバーしている女性の財産権と法的能力に関する世界銀行のデータベースは、資産にアクセスし、所有し、自分の名で法的文書に署名する能力のジェンダー格差を減らし、平等と非差別を指導原則として国の憲法に詳しく述べる際に、かなりの進歩を遂げていることを示している¹⁰⁹。2011年から2014年の間だけでも、世界銀行の「女性・事業・法律」データベースは、ジェンダー平等を高めるために、44か国での48の法律改正を記録した¹¹⁰。OECDの「社会制度とジェンダー指数」は、132か国(データが利用できる162か国中)が、ドメスティック・ヴァイオレンスを禁止する法律を可決し、134か国(データが利用できる162か国中)がセクシュアル・ハラスメントを禁止する法律を設置することにより、職場と公的なスペースを女性にとってより安全なものにする法律を可決したことを示している¹¹¹。

262. 法改革の進歩にもかかわらず、法律における女性差別は、いくつかの領域、特に家族法の領域で

¹⁰⁷ 普遍的定期的レビューUPR Info データベース。www.upr-info.org/database/より閲覧可能。

¹⁰⁸ 国連ウィメン、憲法データベース。http://constitutions.unwomen.orgより閲覧可能(2014年10月13日にアクセス)。

¹⁰⁹ Mary Haliward-Driemeier, Tazeen Hasan 及び Anca Bohdana Rusu, 50年にわたる女性の法的権利: 進歩、停滞、または後退?、政策調査研究文書、第6616号(ワシントンD.C., 世界銀行グループ、2013年)。

¹¹⁰ メモ: 経済国の総数は143、(世界銀行、女性・事業・法律2014年、ジェンダー平等を推進するために制限を除去する…重要な結果(ロンドン、ブルームズベリー、2014年))。

¹¹¹ 経済協力開発機構、ジェンダー、制度、開発データベース。http://stats.neod.org/Index.aspx?datasetcode=GIDDB2012より閲覧可能。

依然として広がっている。43 か国中 26 か国で、相続の成文法は、女性と男性の間を区別している¹¹²。男性と同等に自分の子どもまたは外国人の配偶者に国籍を伝えることができない限りでは、女性を差別する法律を持つ国が 27 か国ある¹¹³。家族法の領域における法の下での差別は、依然として、特にサハラ以南アフリカ、中東と北アフリカ及び南アジアでの特別な課題である。差別的な慣習法と宗教法と慣習が広がっている状態で、多様な法制度の共存が、依然として障害となっている国々もある。

2. 「行動綱領」実施のために各国政府が取った行動の全体像

263. 加盟国は、この重大問題領域に対処するために様々な行動を取ってきた。(a)ジェンダー平等を達成するための政策措置と差別を除去するための法改革、(b)説明責任メカニズム、制度及び女性の人権の支援、(c)重複し重なり合う形態の差別を経験している女性と女兒の人権を実現するための努力の促進という 3 つの主要な傾向が出現している。

ジェンダー平等達成のための政策措置と差別を除去するための継続する法改革

264. 女性の人権を推進・保護する強力な法的枠組は、女性の権利の享受のための土台である。国々は、国内法の改革を通して、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を実施する努力に関して報告したが、ほんの僅かな国々しか委員会の総括所見と一般勧告の実施に明確に対処していなかった。国々は、「アフリカ女性に関する人権と諸国民の権利アフリカ憲章選択議定書」、「東南アジア諸国連合人権宣言」及び女性に対する暴力及びドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、これと闘うことに関する「欧州会議条約」のような地域条約の批准に関しても報告した。

265. 2010 年以来、女性と男性との間の平等の原則と性に基づく差別の禁止を詳細に書き込むために、国々の中には憲法改正を導入しているところもある。差別の禁止に基づいて、国々の中には、国の議会における代表者数、経済的・社会的権利、司法へのアクセス、家庭と婚姻における平等及びジェンダー平等メカニズムの創設を含めたジェンダー平等の特別な領域を推進するために憲法に特別な規定を導入したところもある。国々は、国内及び小地域レベルで、雇用、教育、公共サービスへのアクセスを含め多くの領域で性に基づく差別を禁止し、ジェンダー平等の達成を促進する積極的責務または一時的特別措置を規定するより幅広い平等または反差別法を継続して導入している。

266. これまでに観察されてきた法改革の傾向が、特に私的領域での女性差別を撤廃することを目的とする民法、家族法及び個人の地位法に関連して継続してきた。改革は、女性に、財産を利用・所有・相続し、契約を結び、法的手続きを始め、パスポートを取得する平等な権利を提供してきた。国々は、継続して、女性と男性の婚姻最低年齢に関連する差別的規定を廃止し、またはそのような差別的な規定を見直していると報告してきた。同性婚と市民パートナーシップを規定する法律も、ますます多くの国々で導入されてきた。

267. 差別を除去し、ジェンダー平等を推進する法改革は、例えば、ドメスティック・ヴァイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ジェンダー関連の殺害、人身取引、女性性器切除を含めた女性に対する異なった形態の暴力を犯罪化する特別法の導入のみならず、強姦犯人が訴追を免れることを許す抜け穴を除去するために、刑法の改正にも重点を置いてきた。国々の中には、例えば、加害者が司法を免れることを容易にする強姦の限られた定義に対処する際に、差別的な刑法を改正するために継続している見直しに関して報告したところもある。国々の中には、同性行為を犯罪としないために刑法を改正したところもある。

268. 国々の中には、女性の労働権と職場での権利を保証することが、法改革の一つの領域であったところもある(セクション V.F を参照)。国々の中には、性を根拠に差別を禁止し、雇用において女性と男性に平等な機会を提供する労働法または機会均等法を強化してきたところもある。新しい規定は、ディーセント・ワークへのアクセス、同一価値労働同一賃金、年金及びその他の給付への平等な権利及び労働組合交渉への女性の参画に対処している。異なった地域の国々は、継続して、女性家事労働者の権利を保

¹¹² 世界銀行、女性、事業、法律データぬベースからのデータを用いた国連ウィメンの計算。http://wbl.worldbank.org/data.より閲覧家の垂。(2014 年 10 月 2 日アクセス)。

¹¹³ 国連難民高等弁務官事務所、「ジェンダー平等・国籍法・及び無国籍 2014 年」(ジュネーヴ、2014 年)。

護する法律を強化してきた。セクシュアル・ハラスメントを含めた職場での差別から女性を保護する規定を法律に含めてきた国々もある。母親・父親休業給付及び柔軟な労働取り決めに導入したり、拡大したりする改革は、依然として良好な傾向である。

269. 国々は、政治的・公的領域への女性の完全かつ平等な参画に特に重点を置く一時的特別措置を導入してきた。そのような措置には、政治的立候補者として、政府の異なったレベルで、公共サービスで、及び民間セクターの理事会や管理職で、女性の代表者数を支援するクォータ制やターゲットに関する法律と政策が含まれてきた。国々の中には、司法においてまた外交サービスにおいて女性の代表者数を高める法律を制定してきたところもある(セクション V.G を参照)。

270. 法の下での平等を確保し、差別を除去することは、重要な優先事項であり業績であるが、これは、女性が実際に人権を享受でき、結果と成果の平等に浴する実体的平等の達成に向けたほんの第一歩である。国々の中には、一時的特別措置を導入してきたところもあるが、法律はしばしば、女性の歴史的で構造的に不利な条件、資源へのアクセスの欠如、制度的障害と差別的な社会規範の根強さ、ジェンダー固定観念及びあらゆるレベルでの意思決定における女性の発言権の欠如を矯正することなく、「平等な待遇」、または「機会均等」を規定する。

271. 2010 年以來の有望な発展は、女性の実際的な人権の享受を可能にするために、法律上と事実上の平等の間の格差を埋める改革と措置にますます重点が置かれていることである。そのような改革には、実体的平等、国内のジェンダー平等政策とプログラム、社会経済的不利な条件とジェンダー固定観念を克服する努力、権利を主張し、女性の司法へのアクセスと法的識字を高める際の女性への支援、並びにジェンダー平等と女性の人権に関して専門のサービス提供者と地域社会の指導者の訓練が含まれた。政府横断的な監視メカニズムとの協働での法律と政策の義務的なジェンダー・インパクト評価のようなイニシアティブが、これら努力を高めてきた。

272. 国々は、特に法の下での平等な待遇を女性の権利の実際的な享受に変える際に、ジェンダー平等達成の際の法改革の限界もますます認めるようになってきている。国々の中には、国際条約の国内での実施が依然として課題であることを認めて、国際条約の批准と国内法と慣行との間の格差を述べたところもある。差別的規定の根強さは、依然として、特に家族と婚姻に関連して大きな障害である国々もある。法改革が行われたところでさえ、社会文化的障害、固定観念と差別的慣行、実施と法の監視の脆弱さ及びジェンダー平等のための資金の配分の不十分さが、依然として女性の人権の享受にとってのかなりの課題である。多くの国々は、女性の人権を支持するためには、しばしば共に作用しない成文法、慣習法、宗教法がある状態で、非正規で、二重または重複する法制度・司法制度を有している。

説明責任メカニズム、制度的構造及び女性の人権のための支援の強化

273. 国内人権機関は、多くの国々に存在し、そのような機関は、ますますジェンダー平等と女性の人権に重点を置くようになってきている。国内人権機関は、しばしば、性に基づくものを含め、差別の個人的苦情に対処でき、調査のみならず、個人の事件の捜査も行うことができる。それらは、特別な問題についての意識を啓発するためにテーマ別報告書を準備することもできる。2010 年以來、国内人権機関は、職場での女性の権利、女性に対する暴力及び軍隊の女性に対する暴力と差別を含めたテーマに関する見直し、国内調査、意識啓発キャンペーン及びプログラムを行ってきた。国々の中には、人権チャンピオンとしてまたはジェンダー平等と女性の人権に関する特別なマニフェストを持つ万能選手として任命されるコミッショナーを有しているところもある。

274. 国内人権機関に加えて、国々は、継続して、ジェンダー平等を推進し、女性と女兒の人権を実現するために、様々なメカニズムと機関を強化してきた。これらには、国内人権委員会、人権に関する議会委員会と調査委員会、専門家協議会、政府内の人権事務所及び政府横断的な人権調整メカニズムが含まれる。国々の中には、女性に対する暴力撤廃に関する特別委員会及びジェンダー平等問題観測所を設置しているところもある。家族法または女性に対する暴力を扱う特別ユニット、ジェンダー・フォーカル・ポイント、及び専門裁判所も、司法制度において女性を支援し、事件の成果を改善するために献身的な職員が利用できることを保障するために導入されてきた。国々の中には、裁判官、警察、司法制度職員のための訓練を導入しているところもある。

275. 法的支援、無料の法律サービス及び法的援助プログラムは、女性に司法へのアクセスとその権利侵害に対する救済策を確保する重要な手段である。国々の中には、移動者と先住民女性及び障害を持つ女性にリーチアウトし、法的援助プログラムを導入または拡大したところもある。場合によっては、法的識字キャンペーンが人権に関する能力開発に向けたより幅広い努力の一部となっている。女性の市民社会団体は、能力開発、法的助言の提供及び支援において重要な役割を果たしている。

276. 女性と女兒の人権についての教育と一般の意識啓発は、差別的な社会規範と態度を変え、平等と尊重に基づく良好な規範を生み出す際の中心である。国々は、継続して、学校のカリキュラムと教員の訓練プログラムに人権教育を含めてきている。国々の中には、女性の法的識字を改善するためにコミュニケーション活動を実施してきたところもある。国々の中には、女性の人権に対する知識と支援を高めるための一般の意識啓発キャンペーンを行ってきたところもある。そのようなキャンペーンのためにソーシャル・メディアがますます利用されていることは新しい傾向であるが、ほとんどのコミュニケーション努力は、印刷物、テレビ、ラジオ及びその他のメディアを継続して利用している。国々の中には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と委員会の総括所見についての特別な意識啓発を行ってきたところもある。国々の中には、意識啓発と市民社会行為者とのかかわりを含めた人権保護に関しても報告したところもある。

277. 説明責任メカニズムを強化しようとする努力にもかかわらず、いくつかの課題が根強く続いている。多くの女性は、継続して自分の権利とその権利を主張できる手続に対する認識を欠いている。国内人権機関とその他のメカニズムは、しばしば、そのマンデートを果たすための能力と資金を欠いており、女性の人権に対する専門知識の欠如またはジェンダー平等問題の優先化の欠如が、しばしば、機関が女性と女兒に対応していないことを意味する。有害なジェンダー固定観念が、継続して、国の機関内での差別の文化を推進し、しばしば、女性に対する暴力に対する刑事責任免除という結果となっている。

278. 経済危機と緊縮措置が周縁化されたグループに与える否定的インパクトの状況で、脆弱性と不平等を減らし、人権の実現を促進するために、経済政策のような領域に人権基準と原則を適用する必要性に対する認識が高まっている。しかし、「行動綱領」の国内での実施は、しばしば、すべての政策領域にわたって人権基準を横断的に認めたり、適用したりしていない。ごく僅かの国々が、人権基準を教育、健康(性と生殖に関する健康を含めた)、移動、政治参画、出産/育児休業及び財産権のような政策領域に適用したことに関して報告した。

279. もう一つの課題は、公的・政治的生活を送っている女性に悪影響を及ぼす女性のための人権擁護者の保護の脆弱さと市民社会のためのスペースが縮小していることである。世界中で、女性の権利を推進するために活動している女性人権擁護者とその他の人権擁護者を含めた女性のための人権擁護者が、女性の人権を保護・推進するためのその活動のために、継続して暴力、差別、死にさえ直面している。彼らは、社会における家族とジェンダー役割の伝統的考えに挑戦しており、その活動を通して、宗教、名誉または文化を脅かしていると考えられる極端主義者と保守グループ、地域社会の指導者、家族及び地域社会によって、彼らは汚名を着せられ、排斥を受けている。国々には、女性のための人権擁護者を保護し、彼らの活動のための安全で機能的な環境を確保する責任がある。しかし、ほんの僅かな国々しか、女性のための人権擁護者を保護する措置に関して報告しなかった。

重複し、重なり合う形態の差別を経験している女性と女兒の人権を実現する努力を加速する

280. 2010年以來の有望な傾向は、女性は均一なグループではないという事実に対する認識を含め、人権の保護に対するより洗練された取組の必要性に対する認識の増加である。多くの国々からの回答は、貧困、労働市場、健康、暴力及び教育に関連するものを含めたすべての重大問題領域にわたって、女性と女兒が経験している重複する形態の差別のインパクトについての懸念を述べ、この評価に対応するある程度の努力を報告し、法的平等を超えた包括的な政策行動の必要性を示していた。

281. 重複する形態の差別を受けている異なったグループに対する差別の撤廃を目的とする法律と政策の採用が、有望な傾向として現れている。国々の中には、重複する複雑な形態の差別に対処するために、平等・反差別法に、特別規定を導入してきたところもある。こういった法律には、しばしば、重複する形態の差別と人権侵害の被害者に救済策を提供する司法メカニズムが含まれている。レズビアン・ゲイ・

バイセクシュアル・性同一性障害の人々、障害を持つ人々及び移動者のための特別な法的保護が導入されてきた国々もある。今、文化的にアクセスできる先住民族の法的サービス、ロマ人女性のためのサービス、ジェンダーに対応した入国管理サービス、先住民族女性の土地への権利の支援、障害を持つ女性のためのサービス、高齢女性と寡婦のための地域社会の支援サービス及び亡命者のためのサービスのような対象を絞ったサービスを提供している国々もある。国々の中には、性労働者と家事労働者を含めた周縁化されたグループの女性の権利を保護するために、苦情を扱うための特別手続を設立しているところもある。

282. ますます多くの国々が、重複する形態の差別に対処する必要性を認めているが、もっと組織的な努力が必要とされる。移動女性または先住民族女性及び障害を持つ女性のような特別なグループの女性は、依然として、正規の法制度及びサービスへのアクセスに関して特に周縁化されている。法律と政策に加えて、周縁化されたグループの女性と女兒のニーズ、利益及び視点が、すべての政策領域にわたって組織的に統合され、そのようなグループの女性と女兒が、政策の形成と監視に参画することを保障するための努力が必要とされる。

3. 前進の道: 今後の行動の優先事項と実施の促進

283. 女性と女兒の人権の保護と推進における進歩にもかかわらず、かなりの格差と障害が残っている。女性と女兒に対する差別と暴力は、依然としてすべての国々にわたって受容できないほどに程度が高い。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、依然として、女性と女兒の人権の実現にとって極めて重要である。委員会によって要請されているように、留保条件の撤回を含め、法律と政策に「条約」を組み入れ、「選択議定書」を批准し、委員会の総括所見、一般勧告及び「選択議定書」の下での見解を国内企画と法的・政策的改革の中で実施して、全世界で「条約」の普遍的批准と完全実施を確保する努力を強化する必要がある。

284. 人権は包括的に見なければならず、権利の普遍性、不可分性及び相互依存性は、支持されなければならない。女性の人権の実現は、「行動綱領」のすべての重大問題領域における進歩の達成にとって極めて重要である。人権基準と原則は、すべての領域にわたる実施に首尾一貫して適用されるべきである。

285. 最近の数十年で、法律における差別を除去する努力が増えているが、第23回特別総会によって「北京宣言と行動綱領」実施の5年後の見直しで定められた、2005年までに女性に対する差別的規定を除去するというターゲットは達成されず、達成期限がとうに過ぎている。差別的な憲法上及び法律上の規定は家族・離婚・個人の地位法、刑法、国籍に関する法律及び相続・所有権・土地及びその他の資源の管理に関連する法律を含め、緊急の優先事項として除去されるべきである。非正規の、宗教的、慣習的メカニズムを含めたすべての司法メカニズムは、女性の権利を尊重し、保護し、成就し、非差別と平等を保障しなければならない。法改革に基づいて、適切な資金と能力開発を伴って法律を実施することに優先権が与えられなければならない。

286. 女性の人権に対する説明責任メカニズムは、ほとんどの国々で設置されているが、説明責任制度とメカニズムは、女性が自分の権利を主張し、矯正策と救済策にアクセスするようエンパワーされることを保障するために、強化され、よりよく資金提供される必要がある。これら努力には、女性のための強化された法的支援、人権教育、女性の人権に関連する意識啓発、すべての関連公務員の訓練及び地域社会の動員が含まれるべきである。女性に対する差別と暴力をめぐる受容の文化と刑事責任免除に挑戦するための努力が払われなければならない。

287. 各国は、法律と慣行及び女性の人権の実際的享受との間のギャップを埋める必要性をますます認めるようになってきている。特別な法律、政策及びプログラムを通して女性の実体的平等を達成する有望な努力は、拡大され、強化されるべきである。努力は、女性の蓄積された社会経済的不利な条件に対処し、女性に対応するものにするために制度を変革し、差別的な社会規範と固定観念に挑戦し、あらゆるレベルの意思決定での女性の発言権と参画を確保することにより、実体的平等に対する障害に対処するべきである。

288. 重複するまたは重なり合う形態の差別に対処する必要性がますます認められているが、もっと効果

的に対処される必要がある。これには、すべての政策領域にわたって、差別が異なったグループの女性と女兒に与える異なったインパクトのより詳細な調査と法律と慣行における適切な対応の適用が必要である。とりわけ、法的保護の強化と公共サービスの対応力を改善するといったような措置の中では、進歩の効果的監視を可能にするために、データはすべての関連要因ごとに分類されなければならない。

(土屋幸子 訳)

J. 女性とメディア

289. 「北京行動綱領」は、メディアにはジェンダー平等に貢献する可能性があることを認識した。「行動綱領」は、メディアや新しいコミュニケーション技術で、あるいはそれらを通して女性が表現と意思決定に参画しアクセスするのを増やし、バランスが取れ固定観念に縛られない女性像を押し進めるよう各国に要請した。

290. ジェンダー平等を推進するメディアの役割は、世界規模の規範的枠組みを横断して常に認識されてきた。また、情報コミュニケーション技術におけるジェンダー平等の重要性を認める国際的な枠組みは、大幅に前進してきた。第 23 回特別総会の成果文書で、国連総会は、このような技術の利用者および生産者として男女が平等にアクセスするのを推進するよう、また表現の自由に適ったうえで、メディアと情報産業が、ジェンダーの固定観念を取り除くための行動規範や職業上その他の自己規制を採用し、さらに発展させるのを奨励するよう、さらなる行動とイニシアティブを求めた。総会はまた、女性のネットワーク形成を支援する能力開発計画と、情報コミュニケーション技術を通してジェンダー平等、開発、平和に関する世界的な情報共有の向上を求めた。

291. 前回の報告期間以来、国連総会は、メディアと情報コミュニケーション技術を通してジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進という公約を再確認してきた。これは農山漁村の女性の状況の向上、女性と政治参画、開発のための情報コミュニケーション技術、開発のための農業技術、開発のための科学と科学技術、開発と科学における女性、開発のための技術と革新などと関連している¹¹⁴。

292. ジェンダー平等、情報コミュニケーション技術、新しいメディアなどの重要性は、2014 年の「世界情報社会サミット」(WSIS)の「WSIS+10 WSIS 成果の実施に関する声明」および「WSIS+10 2015 年以降への展望」の中でさらに強調された¹¹⁵。2013 年、ブロードバンド委員会は、2020 年までにブロードバンドへのアクセスにおけるジェンダー平等を求めるアドヴォカシー目標を支持した¹¹⁶。

1. 世界的傾向

293. メディアのジェンダー面における世界的、地域的傾向を監視するデータは限定されたままである。メディアに関するジェンダー統計を取っている国はわずか 35%であり、情報コミュニケーション技術に関するジェンダー統計を取っているのは半分強に過ぎない(E/CN.3/2013/10 参照)。限界があるとはいえ、現存するデータは、メディアとこのような科学技術における女性の参画、アクセス、代表者数などの片鱗を提示している¹¹⁷。

294. メディアにおける女性の参画は、部門を横断して大幅に改善されてきた。だが特に上級者レベルでは依然として平等から程遠い。59 カ国 522 のニュースメディア組織にわたる、ニュースメディアにおける女性のデータを含む世界規模の報告から、世界中の全メディア労働力の 35%を女性が占めるが、最高管理職(27%)や統括職(26%)ではおよそ 4 分の 1 でしかないことが分かる¹¹⁸。過去 16 年間でニュースメディアにおける女性の雇用率は倍以上になった⁷³。科学と保健を除くすべての主要な話題で、女性に

¹¹⁴ 国連総会決議 65/141, 66/129, 66/130, 66/184, 66/195, 66/211, 66/216, 66/227, 67/195, 68/139, 68/198, 68/209 及び 68/220 参照。

¹¹⁵ 国際電気通信連合 *WSIS + 10 ハイレヴェル・イベント 2014 年：成果文書—フォーラム・トラック* (ジュネーブ 2014 年)。

¹¹⁶ 国際電気通信連合「国連ブロードバンド委員会は新しいジェンダー目標を設置：より多くの女性と ICT を結びつけるのは 2015 年以降の開発アジェンダで『極めて重要』である」プレス・リリース 2013 年 3 月 17 日。

¹¹⁷ 情報コミュニケーション技術にはインターネット、ソーシャル・メディア、ラジオ、およびタブレット、電話、コンピューターなどの機器が含まれる。このような技術はまたアプリケーション、オンラインのコンテンツとサービスを包含している。

¹¹⁸ 国際連合教育科学文化機関「表現の自由とメディア開発における世界的傾向」(パリ、2014 年)

よる報道もまた、時が経つと増えた¹¹⁹。

295. 情報コミュニケーション技術部門では、女性の参画は増えているものの、ジェンダー格差が際立っている。例えば、主要な企業が発表した多様性の数字によると、どのレベルでも科学技術職についている女性は20%に満たない¹²⁰。意思決定の地位では、女性代表者は10%から15%に減少する。また女性が率いる情報コミュニケーション技術の起業へは、僅か6%しかベンチャー資金提供が行われない¹²¹。

296. 女性の科学技術へのアクセスも男性より遅れている。例えば携帯電話の所有権に関する調査では、低・中所得国での全般的な急増にもかかわらず、携帯電話の所有では女性は依然として男性より21%少なくなりがちである¹²²。インターネットの利用に関して言えば、国際電気通信連合による概算では、先進国ではほぼ同率になってきているものの、オンラインを使うのは女性では36%、男性では41%であり¹²³ 開発途上国では女性は男性よりおよそ16%少ない。世界中でソーシャル・メディアを使う人の約半数が女性であり、ブログを持つ人のおよそ5分の3を女性が占めている¹¹⁸。このような場のおかげで女性は知識を生み出して広め、考えを共有し、様々な話題に関する公共の討論に参加し、女性の問題やジェンダー平等にまつわる連帯を築くことができる。だがいくつか肯定的な傾向はあるものの、最近の調査は科学技術が有害な目的にも使われていることを示している。例えば特に若い女性に向けてオンラインで嫌がらせや攻撃をするなどである¹²⁴。

297. 他方、メディア全体(テレビ、映画、広告、音楽ビデオ、オンライン)の中で女性と女児の描かれ方については、進歩は限定的である。女性が労働者あるいは専門家として示され、代表とされ、描かれてニュースの題材となる割合が増えている職業カテゴリーもあるが¹¹⁹、全体的には女性と女児は未だに多様性や能力も、実際に生活で担っている役割も反映されない伝統的で固定観念的なやり方で描かれている。全体としてニュース報道で女性が現れるのは男性に比べて非常に低く、女性が占める割合は、人々が出版物、ラジオ、テレビで読んだり聞いたりする中の24%であり、インターネットでは人々が読み聞きする中の23%でしかない¹¹⁹。娯楽番組では、11カ国にまたがる調査によると女性が主演の映画はわずか23%だけであり、女性監督の映画は8%しかない¹²⁵。

2. 「行動綱領」実施のために各国政府が取った行動の全体像

298. 全ての地域からの回答は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに貢献するためにメディアと情報コミュニケーション技術が持つ可能性を強調していた。これには経済的エンパワーメント、貧困の根絶、良い統治、および人権におけるそれらの役割への特定の言及がいくつか含まれる。このような認識にもかかわらず、これらの問題についての全般的な報告は多くの場合限定的であった。4つの主要な傾向が表れてきている: (a) メディアと情報コミュニケーション技術部門への女性の参画を増やす、(b) メディアにおける否定的で固定観念的な女性の描き方とオンラインでの脅迫と虐待に取り組む、(c) 情報コミュニケーション技術への女性のアクセスと利用を増やす、および(d) ジェンダー平等問題への意識を啓発する道具としてメディアを利用する、である。

メディア及び情報コミュニケーション技術セクターへの女性の参画を増やす

119 グローバル・メディア監視プロジェクト 2010年グローバル・レポート: ニュースを作るのは誰か? (ロンドン、クリスチャン・コミュニケーション世界協会、2010年)。

120 数字はアップル社、フェイスブック、グーグルおよびツイッターからの報告をBloombergが編集したもので、Mark Milian, 「誰も自慢しないシリコン・ヴァレーの多様性の数字」Bloomberg, 2014年8月12日も参照。

121 国際電気通信連合、*新世代の女性のためのICTの機会の輝ける未来* (ジュネーヴ、2012年) ; また Candida G. Brush その他、*女性の起業2014年: ヴェンチャー・キャピタルのジェンダー格差に橋を架ける* (ウェルズリー、ボブソン大学、2014年) も参照。

122 携帯電話加入データを使用した市場規模のモデルと、149の低・中所得国の国連による統計に基づく。(GSMA 開発基金およびCherie Blair 女性基金、*女性と携帯: 世界的な機会—低・中所得国における携帯電話のジェンダー格差に関する研究* (ロンドン、2013年)。

123 国際電気通信連合「2013年の世界: ICTの事実と数字」(ジュネーヴ、2013年)。

124 欧州基本権機関、*女性に対する暴力: また Pew リサーチ・センター、オンラインでの嫌がらせ* (ワシントン D.C., 2014年) も参照。

125 Stacy L. Smith その他、「境界のないジェンダー・バイアス: 11カ国にわたる人気映画における女性の役に関する調査」(ロサンゼルス、南カリフォルニア大学、メディア、多様性、および社会変化イニシアティブ、2014年)。

299. コミュニケーション部門への女性の参画は低いままだが、増加してきてはいる。各国政府の報告では、この格差に取り組む法的改革と政策を継続することに加え、以下の手段が採られてきた：企業内の政策と雇用の実践を向上させるためメディアの雇用主との直接の協同；女性の能力育成やより大きい包摂を提唱する、女性のメディアネットワークや組織と組むこと；女性がより多く参画するよう奨励し、プログラムにジェンダー平等を含むよう、大学やメディア訓練組織と関わりを持つこと；および、よりジェンダーに対応しているメディア関係企業を公式に認証すること、優秀なセンターの指定、ジェンダー平等の証印、コンテスト、賞金、大規模な公的イベントを通すなどの創造的な奨励策を行うことなどである。女性の参画を増やすためのクォータ制の可能性にも言及した国々もある。

300. 前進してはいるものの、人員採用、引き止め、昇進の点で障害が消えずに残っている。特に意思決定のレベルで、女性の存在を増やすための伝統的な対処法は適切ではなく、無償のケア労働の不当なまでの割合のような、女性の参画に影響を与える要素を十分に説明してこなかった。女性の参画に影響を与えるもう一つの重要な問題は、女性のコミュニケーション専門家の身が安全でないことと、職場で直面する虐待である。2014年の世界的な報告書から、女性レポーターの約3分の2が仕事に関連して何らかの脅迫、威嚇、虐待を受けた経験を持ち、加害者はほとんどの場合、男性の上司、監督者、同僚だと分かった¹²⁶。女性作家も、インターネット上で不当なほどに嫌がらせ、侮辱、ストーカー行為をされやすいと分かっている。

メディアにおける否定的で固定観念的な女性の描き方、及びオンラインでの脅しと虐待に対処する

301. メディアにおいてジェンダーの固定観念や差別が消えずに残っていることは、女性のエンパワーメントとジェンダー平等にとって依然として主要な総体的課題である。幅広く様々な国々の政府が特に懸念しているのは、メディアの中で執拗に下劣で、差別的で、物として扱われ、極度に性的な特色付けをされる女性と女兒の存在であり、ソーシャル・メディア、ゲーム、ポルノを含むなかで、女嫌いや暴力的なイメージが増える傾向にある。インターネットや携帯電話を通してこれらのイメージに簡単にアクセスできることは、特に性的関心、親密さ、関係性などを巡る認識を形成している若者の、健全な社会的、情緒的発達に影響を与えている。

302. このような懸念に対処するためにいくつかの手段が導入されてきたが、それに含まれるのは、問題を強調してどのような介入が必要かをよりよく理解するために、女性(および男性)の描き方の調査と分析への支援；改善された法的・規制的・政策の枠組み、メディアの組織がジェンダー平等と女性の権利を反映した問題を内容に導き入れ、統合するのを確保する基準の設置と行動規範；メディアを学ぶ学生やメディアに携わる職員のための、ジェンダー平等の訓練、ワークショップ、およびツールの開発；およびコミュニケーション委員会あるいは苦情を受け、調査する専任機関などの政府機関を通しての、法に従った監視である。各国政府はまた、女性に対する暴力に関する国内ジェンダー平等計画、国内開発計画、国内行動計画における、メディア関連の構成要素の統合について報告をしている。

303. 倫理、プライバシー、保安、安全などに関するメディアと情報コミュニケーション技術を治める政策や規制の格差は、女性や女兒への深刻なリスクを創り出す。そこでは有害なジェンダー基準や差別が不平等の新しい形を生みだし、単に物とみなすこと、搾取、虐待などの新しい道を提供しながら自らを複製していることが示されてきた。例えば、携帯電話やインターネットが、セックスや花嫁の人身取引、オンライン上の嫌がらせ、ネットワーク上のストーカー行為、プライバシーの侵害、e-mail アカウントや電話、その他電子機器の検閲などを促進させ、あるいは女性の人権擁護者をますます対象にしながら、女性と女兒へのさらなる暴力や虐待をそそのかすために、このような手段を取るよう促進させる目的で利用されてきた。さらには、インターネットがこのような動態を変換する枠組みを提供するのではなく、オフラインの差別が単にオンラインで複製されている事を証拠が示している。国家の対応は、その問題が持ち上がったのを懸念としながらも、女性と女兒のリスクと害に取り組む際のこのような科学技術の統治に関して、

¹²⁶ 977人の女性回答者についての世界的調査に基づく (Alana Barton と Hannah Storm, ニュースメディアにおける女性に対する暴力と嫌がらせ: グローバル・ピクチャー (ワシントン D.C. 国際女性のメディア基金; ロンドン、国際ニュース安全研究所、2014年)。

限定的な情報を提供している。

304. メディアと情報コミュニケーション技術における固定観念と差別との戦いがなかなか進展しなかったため、「害を与えない」という原則を最低限確保するために、有害な内容とメディアや科学技術の使用を管理しながら表現の自由を守るという課題は残されたままである。全てのメディアで、また対象となる領域と内容のスペクトルを横断して、公平で多次的な女性と女兒の描き方を推進するには、優遇策が必要である。

情報コミュニケーション技術への女性のアクセスと利用を高める

305. 情報コミュニケーション技術は過去 10 年で女性に重要な利益をもたらしてきたが、それは携帯電話とソーシャル・メディアの利用が増えたこと；有益なアプリケーションとサービスの開発；デジタル・リテラシーを促進するプログラム；およびその他の建設的な利益の中でも、ネットワーク構築、物語る、自分たちの人権を提唱する、変化を求めて結集する、経済的な機会を生み出す、情報や知識の流出を増やす、学習のためなどにこのような技術を使う革新者としての女性の関与があつてのことである。

306. 多くの国々が、情報コミュニケーション技術へのアクセスと利用におけるジェンダー格差を縮小すること、またそれら技術のためのコンテンツの創造における女性の視点の欠落に取り組む必要性を認識した。各国政府は女性のエンパワーメントに向けてこのような科学技術の利用と応用を増やす取り組みについて報告したが、それには訓練や遠隔地での学習、および学校と教育充実のための技術職業教育や訓練における、このような科学技術の統合を行うためのマルチメディア・ツールの利用；、携帯型機器や読み書き能力の低い人々からのデータを含めたデータ収集の向上のためのデータベースの利用；健康関連サービスの向上のための携帯電話技術の採用；科学技術によって促進された市場への関与、e-ビジネス、女性のための起業の機会などを通しての、女性の経済的エンパワーメントの推進；そして労働市場への参画を強化するためのこのような技術の訓練が含まれていた。各国政府は、無料のwifiハブや、インターネット・クラブ、地域社会の科学技術センターの創設を通すことを含む、それら科学技術へのアクセスを増やすため、また学校内を含むデジタル・リテラシーとスキル構築のイニシアティブを通して、より貧しくより遠隔地の人々へ届く範囲を拡大するための取り組みについて報告した。加盟国の中には、虐待をする目的の情報コミュニケーション技術の有害な利用について言及しところもあったが、そのうちの多くがサイバー犯罪とオンラインでの脅しを扱う法的規定やその他の手段の導入の報告であった。

307. 多くの国の政府が情報コミュニケーション技術関連の戦略と計画に、また国内ジェンダー戦略や行動計画内のこのような問題の統合に、ジェンダー平等を組み込んでいる。各国政府の中には、ジェンダー平等とそれら技術に関するデータ収集について報告したところもあるが、それにはテレセンターや世帯の調査を通して、女性や女兒によるこのような科学技術の利用に関するものが含まれている。学習やキャリア向上のために、女兒の科学技術へのアクセスと効果的利用を高める目的で、様々な国が特別措置、特別法、キャンペーン、指導計画などを強調した。

308. このような成果にもかかわらず、メディアと情報コミュニケーション技術へのアクセスや利用の平等にはジェンダー格差が残っている。さらに、科学技術の単なる利用者ではなく製作者としての女性には、関連するコンテンツや機会を限定的にしか利用できない。

ジェンダー平等問題に対する意識を啓発するためのツールとしてメディアを利用する

309. 印刷物、テレビ、ラジオ、インターネット、ソーシャル・メディアなどは、ジェンダー平等を推し進め、女性に対する暴力や有害な慣習などの問題に関して大衆の自覚をもたらすために、媒体として政府やNGOによってますます利用されてきた。だが、オフラインでもオンラインでも、ニュースや番組に浸透している固定観念的な女性と女兒の描き方や差別的な内容を、削減し除去することに責任をもつことができるメディア・アウトレットを保持するのに必要な、根本的変革への取り組みに関しては、政府の努力は限定的である。

310. 大変多くの国が、自国での「行動綱領」の実施を目的とするメディアや情報コミュニケーション技術の利用に関する報告をしている。例えば情報を拡散するためにウェブサイトの確立と拡大を通す、透明性を高め、ジェンダー平等、人権、女性の問題への意識を高めるなどである。国々の中には、女性と女兒を調査し、政府のイニシアティブのインプットを求めるオンライン上の綱領の利用について述べた所もあった。各国政府はまた、女性の人権についての意識向上キャンペーンや教育プログラムの運営にマス・メディアのチャンネルを利用することについて報告をしたが、多くの国が女性に対する暴力にはゼロ・トレランスを中心としていた。特に開発途上地域の国々の中には、依然として情報アウトレットとしてラジオとの関わりを強調したが、識字率が低い、また遠隔地にいる人々に、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するメッセージを届ける重要性を認識してのことであった。

3. 前進の道: 今後の行動の優先事項と実施の促進

311. メディアと情報コミュニケーション技術は、市民社会的、政治的、経済的、社会的、および文化的な生活における女性と女兒の、完全に効果的な参画にとって根本をなすものである。従って、意思決定機関・政策策定機関や制度内および主体性レベルを含め、メディアやこのような科学技術における女性の視点、ニーズ、権利およびリーダーシップは非常に重要である。意思決定のあらゆるレベルでのメディアとそれら科学技術で女性の参画を増やすには、管理・指導の領域を含め、正規の技術・職業教育と訓練を絶えず提供する事が要求される。メディアと情報コミュニケーション技術分野での女性の引き止めや昇進を強めるには、政府は安全で嫌がらせのない環境に加えて、仕事と家庭での責任との調和を可能にする同一賃金とディーセント・ワークの状況や政策を確保する必要がある。メディアや科学技術の組合、協会、クラブ、組織、専門家、および女性のメディアネットワーク間の協働も、メディアとこのような科学技術における、女性の指導的立場や意思決定を前進させるのに非常に重要である。

312. メディアと情報コミュニケーション技術を通してジェンダー平等を進め、固定観念と差別を防ぎ、それに取り組むには以下が必要である。すなわち職業上の指針や行動規制を含む、国内及び世界的立法、規制、および自発的な仕組みのさらなる開発；全てのメディアとコミュニケーションに携わる職員に向けた、メディアの研究と訓練を通じた引き続いての能力育成；ソーシャル・メディアを通すことを含む、コミュニケーションと情報におけるジェンダー平等にまつわる一般大衆の高められた意識；および女性のメディア監視グループへの支援を通してを含む、強化された監視機構である。

313. 特に農山漁村地域と周縁化されたグループの間で、メディアと情報コミュニケーション技術への女性と女兒の平等な参画と利用を確保するためにさらなる努力が必要とされる。これには、内容とサービスの関連性または描写の仕方を改善することを求めるジェンダーに対応した情報コミュニケーション技術とメディア戦略及び関連する政策の策定、メディア及びそのような技術のセクターにおけるジェンダー平等措置への投資のための政府からの増額された投資と財政的奨励策、及び公約の実施をめぐる強化された説明責任のためにジェンダーの視点を統合する監視メカニズムの設立が含まれるべきである。そのような技術とメディアによって示される機会と脅威も、相当する国内行動計画と戦略にジェンダーの視点を主流化することを通して反映されるべきである。女性はただ情報コミュニケーション技術とメディアを消費しているだけでなくこれを生み出していることを保障し、そのような技術からもっと意味ある利益を受けることを保障するために、女性と女兒の技術的能力とデジタル・メディア識字を築くことへの投資が必要であり、正規の教育制度内に努力が含まれるべきである。

314. 上記領域での進歩の追跡には、改善された性別データ、あらゆる形態のメディアと情報コミュニケーション技術にわたる女性と女兒の参画、アクセス、利用、代表者数及びそれらが女性と女兒に与えるインパクトの調査と分析が必要である。女性、メディア及びそのような技術に関する好事例と学んだ教訓の交換が、国の内部及び国々にわたって奨励されるべきである。

(福島有子 訳)

K. 女性と環境

315. 「行動綱領」は、1992年にリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議」で遂げられた進歩に基づき、持続可能な開発の担い手であり受益者としての女性と男性の完全かつ平等な参画を要請した。「行動綱領」は、あらゆるレベルの環境的意思決定に女性を積極的にかかわらせ、持続可能な開発政策とプログラムにジェンダー問題と視点を統合し、国際責務の遵守を含め、女性に関する開発・環境政策の評価を改善するよう各国に要請した。

316. 第55回婦人の地位委員会は、ジェンダー平等の主流化と気候変動政策と戦略での女性のエンパワーメントの推進に関する決議55/1を採択した³⁰。第56回婦人の地位委員会は、自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する決議56/2を採択し(E/2012/27を参照)、第57回委員会は、気候関連の自然災害に対処し、相続権と土地と天然資源の所有権を含め、経済資源への女性の完全かつ平等なアクセスを推進するために、危険削減と人道支援に女性と女児の特別なニーズを組み入れることで合意した³⁵。第58回委員会は、女性と女児がしばしばジェンダー不平等と大勢の女性が生計を天然資源に頼っている結果として、不相応に砂漠化、森林伐採、気候変動及び自然災害の悪影響を受けていると述べた⁶。

317. 「行動綱領」におけるジェンダー平等と持続可能な開発の強調は、持続可能な開発の3つの側面---経済的、社会的、環境的---を統合し、持続可能な開発目標を策定するプロセスを開始した、「私たちが望む未来」(総会決議66/288、付録を参照)と題する「国連持続可能な開発会議」の成果文書で再確認された。

1. 世界的傾向

318. 3つの「リオ条約」、つまり、「国連環境開発会議」の結果として採択された「生物多様性条約」、「特にアフリカで深刻な旱魃及び砂漠化を経験している国々における砂漠化と闘うための条約」及び「国連気候変動枠組条約」のそれぞれの「締約国会議」は、過去5年で、より対象を絞ってジェンダー問題に対処してきた。2012年に、ドーハでの「国連気候変動枠組条約」の第18回「締約国会議」は、「締約国会議」の代表団においてジェンダー・バランスの目標を推進し、「締約国会議」の常設議事項目としてジェンダーと気候変動を含める決定を採択した¹²⁷。「国連気候変動枠組条約」の「締約国会議」と「京都議定書」の締約国会議となった「締約国会議」の最近の会期への代表団のジェンダー構成に関しては、代表団における女性の代表者数は、29%から37%であり、構成機関の女性代表者数は、11%から52%であった(FCCC/CP/2013/4を参照)。第10回「生物多様性条約締約国会議」は、ジェンダー主流化と「生物多様性戦略計画2011-2020年」へのジェンダー平等の統合を公約した(UNEP/CBD/COP/10/27、決定X/2及びX/19を参照)。「国連砂漠化と闘うための条約」の国内行動計画は、男性と女性、特に資源の利用者、農業者、牧畜業者及びその代表団体の地方及び国内レベルの政策企画、意思決定、実施及び見直しへの効果的参画を規定している。「砂漠化と闘うための国連条約」の状況で、ジェンダーに関するアドヴォカシー政策枠組は、そのような公約を再確認した¹²⁸。

319. 「自然保護国際連合」の「環境・ジェンダー指数」¹²⁹は、データが利用できる「リオ条約」のそれぞれの「締約国会議」の最近の会合の各国政府によって登録された女性代表者の割合を4年から6年前に開催された相当する会合と比較した。様々な代表団の間の女性の代表者数は「国連気候変動枠組条約」に関しては、2008年の29%と2012年の33%であり、「生物多様性条約」に関しては、2006年の33%と2012年の36%であり、「砂漠化と闘うための国連条約」に関しては、2005年の25%と2011年の21%であった。場合によっては改善があるにもかかわらず、ジェンダー同数は、これら政府代表団においては達成からは程遠い。

320. 2007/2008年に始まった3重の危機(金融・食糧・燃料)とその余波は、無償のケア労働の追加の時

¹²⁷ FCCC/CP/2012/8/Add.3、決定23/CP.18; 国連ウィメン及びメアリー・ロビンソン財団-気候正義、「完全な見解: 多国間・政府間プロセスでジェンダー・バランスの文書を推進する」(2013年5月)も参照。

¹²⁸ 国連、条約シリーズ、第5941巻、第33480号を参照; ICCD/CRIC(10)/20も参照。

¹²⁹ 自然保護国際連合、環境・ジェンダー指数(EGD2013-年パイロット(ワシントンDC、2013年))。

間と労働の需要を仮定すれば、世界的に生計の不安定、特に女性の生計の不安定を目に見えるものにした。不安定な生計は、女性の権利とその土地と天然資源へのアクセスの制限によってさらに悪化した。気候変動、生物多様性の損失及び砂漠化の結果、並びに抽出産業の成長とバイオ燃料と輸出用作物(地方での消費よりはむしろ)の生産のための大規模な土地への投資が、これら障害を大きくした(A/HRC/13/33/Add.2 及び A/HRC/26/39 を参照)。しかし、女性農業者、牧畜業者及び森林利用者は、食物の生産、収集、準備の中心であり、その家庭と地域社会のための所得創出並びに地方の環境と生産的な風景を保存し、それらをより弾力性のあるものにする際を中心である。

321. 女性は、2010年に、開発途上国の農業労働力の平均43%を構成しており、これは1980年(40%)と1995年(42%)に記録された数字よりわずかに多い¹³⁰。世界的データは限られているが、女性農業者は男性よりも管理する土地が少なく、インプット、種、貸付及び改良サービスへのアクセスが限られているという証拠がある¹³⁰。国際農業調査データの国連食糧農業機関による比較は、土地保有者の20%以下が女性であることを示した¹³¹。「経済協力開発機構」の2012年の「社会制度・ジェンダー指数」は、121か国で農地を所有しアクセスする女性の法的及び事実上の権利を分析した。28か国で、女性は男性と同等の土地を所有しアクセスする法的権利を有しており、79か国で、女性は土地を所有しアクセスする男性と同等の法的権利を有していたが、実際には、差別的慣行が、女性の土地のアクセスと所有を制限しており、11か国では、女性には土地にアクセスし、所有する法的権利が全くないかまたはほとんどなく、またはアクセスが厳しく制限されており、3か国では、利用できる数字が全くなかった¹³²。土地を所有する平等な権利は重要であるが、女性と持続可能性に関する最近の調査は、保有の安全保障が極めて重要であったことを示している¹³³。

322. 2012年に、1990年の76%と比べて、世界人口の89%が改善された飲用水源にアクセスがあったのだが、ほとんどが農山漁村地域で暮らしている7億4,800万人の人々が、未だに清潔な飲用水へのアクセスを欠いていた¹³⁴。同様に、世界の電化率は1990年の76%から2010年の83%に増加したが、推定120億人の人々が、未だに電気にアクセスできないでいた¹³⁵。現代のエネルギー・サービスにアクセスのない人々の95%以上が、サハラ以南アフリカかまたはアジアで暮らしており、そういった人々の84%が、農山漁村地域にいた¹³⁶。8億5,000万人の都市のスラム居住者の大半を含め、約30億人の人々が、食事を料理し、家を暖房するために、固形のバイオマスまたは動物の糞を利用していた¹³⁷。重要なのは、水とエネルギーへの女性のアクセスと利用を追跡し、評価するための性別データが存在しないことである。非効率の汚い焔炉と燃料によって主として生み出される屋内の空気汚染が、特に女性と子どもの間の約430万の早死を全世界で引き起こしており、これはHIV/AIDS、マラリア、結核、栄養失調を合わせた死亡数よりも多い¹³⁸。女性と女兒は、水が運ぶ病気にも最もさらされている¹³⁹。

323. ジェンダー不平等も、女性と女兒が教育、訓練、ディーセントな雇用機会にアクセスする能力にかなりの障害となる無償労働の時間と重荷の点で、改善された水源と現代のエネルギー・サービスへの普遍的アクセスの欠如によって悪化している。女性と子どもは、多くの開発途上国の女性が、燃料のためのバイオマスを集めるために一日1時間から4時間を費やしている状態で、燃料と水を集めたり運んだりする主要な否定的インパクトを担っている¹⁴⁰。サハラ以南アフリカの25か国における時間と水の貧困調査は、女性は飲用水を集めるために一日少なくとも1,600万時間費やし、男性はこの活動に600万

¹³⁰ 国連食糧農業機関、食糧と農業の状態2010年-11年：女性と農業…開発のためにジェンダー・ギャップを埋める(ローマ、2011年)。

¹³¹ 国連食糧農業機関、「ジェンダーと土地の権利：複雑性を理解する：政策調整」、経済的・社会的観点の政策説明、第8号(ローマ、2010年)。

¹³² 経済協力開発機構、社会制度とジェンダー指数。<http://genderindex.org>より閲覧可能。

¹³³ Ruth Meinzen-Dick, Chiara Kovarik 及び Agnes R. Quisumbing, 「ジェンダーと持続可能性」、環境と資源年次レビュー、第38巻、2014年10月。

¹³⁴ 世界保健機関及び国連子ども基金、飲用水と下水処理の進歩：2014年最新情報(ジュネーブ、2014年)。

¹³⁵ www.se4all.orgを参照。

¹³⁶ 国際エネルギー機関、世界エネルギーの概観2011年：万人のためのエネルギー(パリ、2011年)。

¹³⁷ 国連技術支援チーム、「TST問題説明：エネルギー」、第14号、2013年10月16日。<http://sustainabledevelopment.un.org>より閲覧可能。

¹³⁸ Stephen S. Lim 他、「57の危険要因による病気と傷害の重荷の比較危険評価と21の地域での危険要因クラスター、1990-2010年：世界の病気の重荷調査の組織的分析2010年」、*The Lancet*、第380巻、第9859号(2010年12月15日)。

¹³⁹ 世界水評価プログラム、国連世界の水の開発報告書4：不確実性と危険の下での水の管理、第1巻(パリ、ユネスコ、2012年)。

¹⁴⁰ 世界銀行、家庭用焔炉、環境、保健及び気候変動：古い問題の新しい見方(ワシントンD.C.、2011年)。

時間費やし、子どもは400万時間費やしているの見積もった¹³⁴。農山漁村の女性は、水や燃料を入手し、食物を加工する時間を含め、家事労働に、都会の女性や男性よりも多くの時間を費やしていた。そのような労働は、経済危機、環境悪化、自然災害、不適切なインフラとサービスの状況で重くなる。従って、女性は男性と責任を分かち合うよりはむしろ主たる環境管理者であると考えて、女性のみを対象とする介入は、女性と女児の無償労働とそれに伴う危険を増やすことにもなりかねない¹³³。

324. 多くの状況での移動制限と意思決定力の制限によって複雑化されている土地、水及びその他の資源と生産財への女性の依存と不平等なアクセスも、女性が気候変動によって不相応に悪影響を受けていることを意味する¹⁴¹。気候変動に関連するものを含めた自然災害は、貧しい女性により大きなインパクトを与える。141か国の分析で、自然災害が男性よりも女性の平均余命を短くすることが分かった¹⁴²。厳しい気候変動、大規模な土地と水の略奪、広がった食糧と栄養の不安定を含め、広がる状況を仮定すれば、持続可能性の点でのジェンダー不平等のコストは高い。しかし、土地と水のような天然資源へのアクセスに関連する女性の経済的エンパワーメントの最近の評価では、「より公平な資産とサービスへのアクセス---土地、水、技術、革新と貸付、銀行業務及び金融サービス---は女性の権利を強化し、農業の生産性を高め、飢餓を減らし、経済成長を推進する」と論じられた¹⁴³。さらに、天然資源を管理する地方の機関への女性の参画が持続可能な土地、森林、水管理にとって極めて重要である¹⁴⁴。

2. 「行動綱領」実施のために各国政府が取った行動の全体像

325. 加盟国は、この重大問題領域に対処するために、様々な行動を取ってきた。5つの主要な傾向が現れている：つまり(a)土地及びその他の資源への女性のアクセスの増加、(b)環境悪化に対応する際の女性への支援、(c)女性の参画と集団的行動の支援、(d)持続可能な開発政策へのジェンダーの視点の主流化、及び(e)消費と生産の変化するパターンへの注意の高まりである。

土地及びその他の資源への女性のアクセスの増加

326. 女性の土地及びその他の天然資源へのアクセスは、特に環境的持続可能性と貧困根絶との間の繋がりがますます明確になるに連れて、国の議事の高い位置に残っている。国々は、男性を優遇する差別的な慣習的慣行を含め、女性は、土地、財産及び土地の所有権への権利の点で不利な立場にあると述べた。国々の中には、農山漁村地域、農場経営及び土地と貸付へのアクセスにおいて、女性の土地へのアクセスを、土地改革とジェンダー平等法を通して可能となったその最大の業績の一つに数えたところもある。同様に、国々の中には、水、エネルギー及び貸付を含めた土地と生産財への女性のアクセスを重要な新たな優先事項と考えたところもあった。数か国は、婚姻状態にかかわらず、土地を所有する女性の権利を支援するために、法改革を行った。国々の中には、女性、特に先住民族女性が、政府主催の土地の再配分プログラムから利益を受けたところもある。また、市場へのアクセスと共に食糧の安全保障にとって極めて重要であると考えられている耕作可能地の保護と回復及び農山漁村女性のための土地と貸付へのアクセスに重点を置いたところもある。国々の中には、国のジェンダー本部機構の中に「土地デスク」を設立するといったような制度的改革を行っているところもある。そのような努力にもかかわらず、実際に女性の土地と資源への権利の享受に関して提供された情報はほとんどなかった。

327. 女性が生計のためにしばしば天然資源に頼ることを認めて、国々は、女性の天然資源への平等なアクセスと管理を支援する法律を制定している。国内政策は、土地と天然資源の所有権、管理、利用におけるジェンダー平等を推進し、環境インフラ(例えば、水とエネルギー供給、廃棄物処理、汚染管理)にアクセスする女性と男性の機会を生み出した。国々は、水とエネルギー源への女性のアクセスと管理に対する障害が、すでに不安定な状況を更悪化させることもあることも認めた。このようにして、水、特に飲用水と下水処理への女性のアクセスは、水と下水処理サービスの企画と管理に貧しい女性の参画

¹⁴¹ 国連開発計画、人間開発報告書 2011年：持続可能性と公正性---万人のためのより良い未来(2011年、パルグレイヴ・マックミラン、英国、バッシングストーク)。

¹⁴² Erie Neumayer, Thomas Plumper, 「自然災害のジェンダーの性質：平均余命のジェンダー。ギャップに破滅的出来事が与えるインパクト、1981-2002年」、米国地理協会年鑑、第97巻、第3号(2007年)。

¹⁴³ 経済協力開発機構、貧困削減と貧者のための成長：エンパワーメントの役割(パリ、2012年)。

¹⁴⁴ Bina Agarwal, ジェンダーとグリーン・ガバナンス：地域社会の林業内及びこれを超えた女性の存在の政治経済、2010年オックスフォード大学出版、オックスフォード；Isha Ray, 「女性、水、開発」、環境と資源年次レビュー、第32巻、2007年11月も参照。

を保証しようとする国がわずかにある状態で、多くの国々での優先順位の高い問題であった。エネルギー、特に再生可能エネルギーと木炭への女性のアクセスを推進する努力も、程度は低いながら報告された。最後に、国々の中には、天然資源への女性の平等なアクセスに関して、その環境政策とプログラムを評価したところもある。

環境悪化に対応する女性の支援

328. 多くの国々は、女性は環境悪化を矯正し、汚染、自然災害及び気候変動に対処する最前線にいるものと考えていた。これに対応して、国内計画と政策は、環境悪化が女性と子どもに与えるインパクトにますます対処し、環境的危険から身を守るために女性と子どものための防止措置を組み入れた。プログラムは、天然資源と生物多様性の保存への女性、特に農山漁村女性の役割の重要性を推進した。各国政府は、天然資源の利用者としての農山漁村女性が、環境悪化の影響を直接受け、従って、環境的リハビリテーション、土地の回復、植樹及び地域社会の森林の設立に関連するニュー・テクノロジーと慣行を利用するより良い立場にあることをますます認めるようになった。国々は、絶滅の危機にさらされた種を保護する際に、先住民族女性も支援した。環境サービスのための支払いに関連して先住民の土地の証明が森林を保護し、森林から薬草、食物及び水を手に入る先住民族女性に利益を与えることに役立った。

329. ある国々の国内災害管理気候変動計画は、自然災害と気候変動が女性に与える不相应なインパクトを反映していた。国々の中には、ジェンダーの視点が環境危険プログラムと政策に影響を及ぼし、女性たちに緊急状況に対処する準備をさせているところもあった。また、国家が気候変動適合選択肢を明らかにして実行する際に、女性たちとその地域社会を支援する気候弾力性の試験プログラムを通して、気候変動により効果的に対処する能力を身に着ける際に、女性団体をエンパワーしたところもあった。例えば、「アフリカ適合プログラム」は、気候変動とそのジェンダーによって異なる意味合いに関する意識啓発ワークショップを行った。女性たちは、太陽光エネルギー設備の製造、備え付け及び維持のような気候変動適合のためのテクノロジーの訓練も受けた。

女性の参画と集団的行動の支援

330. 国々の中には、その最大の業績の中に、環境活動と持続可能な開発政策への女性の参画があると報告したところがあれば、環境政策、管理、意思決定及びガバナンスへの女性の限られたかかわりが最大の課題であると考えているところもあった。環境と保存の決定に女性の積極的参画を推進する法律を可決したところがあれば、環境に関連する意思決定への女性の参画があらゆるレベルで増加したと報告したところもある状態で、ほとんどの国々が女性の環境への参画を奨励していた。各国政府の中には、環境省庁への程度の高い女性の参画を強調し、これら省庁では、女性と男性が意思決定を平等に分かち合っていると強調したところもある。女性団体は、地方レベルで環境保護にかかわっており、国々の中には、女性たちが環境プロジェクトや天然資源の管理能力を築き、環境問題と持続可能性の問題に関して集団的行動、参画、意思決定への権利を行使する訓練を提供したところもあった。

331. 国内環境ジェンダー行動計画と関連する戦略の中には、環境の領域で女性が積極的役割を果たさなければならないことを義務付けているものもある。環境、エネルギー及び持続可能な開発の政府省庁と機関は、科学的調査プログラムへの女性の関わりを推進した。女性団体と先住民族女性グループは、環境を保護するための革新的法律の立案と承認に活発であった。女性たちは、気候戦略に関する協議と国内適合行動計画の策定と実施に参画した。国々は、女性たちが気候変動と災害危険削減に関する国内諮問委員会、水管理委員会、農山漁村水利用委員会と州や村の委員会及び天然資源管理のためのその他の地方の機関に参画していると報告した。国々の中には、水資源管理への女性の参画のための特別なジェンダー指標を有しているところもあった。国の森林法や森林政策は、地域社会の森林利用グループ、植樹、マングローブの回復、土壌保護と保存及び天然資源の管理に、女性と男性を積極的にかかわらせていた。国々の中には、ジェンダーを主流化し、抽出産業への女性の参画を推進することを目的とする政策を述べたところもあった。最後に、女性と女性団体は、グリーン・エコノミーとグリーン・エネルギー・イニシアティブに貢献するものと見られていた。

持続可能な開発政策へのジェンダーの視点の主流化

332. 持続可能な開発政策におけるジェンダー主流化の程度は国々にわたって様々であり、環境政策でジェンダー配慮がほとんど考慮に入られていないものから持続可能な開発と国の環境政策とプログラムに関する法律にジェンダーの視点が主流化されているものにまで及んだ。ある国の政府は、気候変動の議論でジェンダーの側面が欠けていることを認めたが、他の国の政府は、気候変動がジェンダー平等に与えるインパクトを調査し、ジェンダー・気候変動戦略と行動計画を準備し、自然災害と気候変動への対応に女性を含めていた。国々の中には、砂漠化と闘い、旱魃を緩和する努力、並びに国内の環境、水と下水処理、バイオガス政策と計画にジェンダーの視点を主流化しているところもあった。ドナー国の中には、ジェンダーの側面が、国際開発・気候・森林プログラム、並びに環境・天然資源調査戦略に統合されているところもあった。たった一つの国の政府が、関連省庁にわたって(例えば、公共安全保障、公衆衛生、農業、林業、漁業及び司法)、包括的にジェンダーを主流化したと報告した。

消費と生産のパターンを変えることへの注意を高める

333. 国々の中には、生産と消費のパターンを変え、経済的・社会的・環境的側面を調和させる女性の事業を通して持続可能性に投資する必要性を認め、社会的に脆弱なグループに備えたところもある。国々の中には、責任ある消費と生産に関するセミナーが、新しい再生可能なエネルギー源とテクノロジーの議論にジェンダー平等への配慮を含めたところもある。多くの国々は、場合によっては女性が作った改良焔炉の導入、太陽光を利用した製塩、木材を使わない森林製品の収集、クリーン・エネルギーの製品の技術者、市場での売買人、卸売業者として女性を経済的にエンパワーする地域社会を基盤としたイニシアティブに関して報告した。改良焔炉は、炭素の排出を減らし、木材をあまり使わず、煙や灰が少ないことから健康に良いと言われた。国の屋内換気ガイドラインが、そのようなガイドラインの形成に女性の参画を優先して採択された。

334. 統合された水源管理と農山漁村水と下水処理プロジェクトが、女性の能力を築き、水質を高めるために計画された。天然資源の持続可能な管理と効率的利用を推進する女性のためのプログラムが、例えば森林セクターで女性が雇用を求め、長期的な森林保護と再生に貢献できるように、女性のスキルを築いた。女性たちは、漁業、農業及びその他のセクターで環境的に健全な慣行を採用するようエンパワーされた。特に小島嶼開発途上国で、有毒廃棄物と海洋汚染が、持続可能なように生産と消費を管理する必要性を強調している。国々は、廃棄物管理、持続可能な観光、水関連の気候適合プロジェクトのための持続可能な解決策と共に、環境とジェンダー配慮の双方を念頭に置いて立案された輸送政策に投資した。食糧の安全保障のための少額助成金計画と共に、漁業、水産養殖、農業及びエコツーリズム・プロジェクトの起業家に、低い利率が提供された。持続可能性は、先住民族社会と先住民族女性の伝統的な先祖の知識への新たな関心を通して推進された。

3. 前進の道: 今後の行動の優先事項と実施の促進

335. ジェンダー平等と環境的持続可能性との間の相互関連性に対処するには、女性の人権とエンパワーメントを推進しつつ、持続可能性の環境的・社会的・経済的側面を統合する取組が必要である。これには、ジェンダー平等と、特に土地、水、エネルギーを含めた天然資源の持続可能な利用と管理に基づいた女性の生計を推進するように、消費と生産のパターンを変えることが含まれる。土地と生産資源への女性のアクセスと管理及びあらゆるレベルでの環境的で持続可能な開発の意思決定と行動における女性の声と働きを確保することが極めて重要である。

336. 気候変動、自然災害、エコシステムの悪化、生物多様性の損失のインパクトがますます感じられる時、女性とその家族に与えるそのインパクトを緩和し、地域社会と風景をより弾力性のあるものにし、女性と男性をより適合できるようにすることが、現在と今後の行動にとっての緊急の優先事項である。ジェンダーに対応した企画、プログラム形成及び実施が、「リオ条約」に関連する世界的レベルでの折衝から国内の気候、生物多様性、砂漠化及び災害行動計画に至るまで、とりわけ気候に敏感な農業、弾力性のある生産風景、生息地の回復、先住民族・地域社会の保護地域に関する地域社会を基盤とした女性団体による草の根の行動に至るまで必要である。

337. グリーン・エコノミーにおいて飲用水とクリーンなエネルギーとディーセント・ワークを準備することにより示される女性のエンパワーメントのための課題と機会は、特にほとんどの国で女性の数が少ない傾向にある科学・技術・工学で女性の能力開発と訓練へのかなりの投資を伴う。ケアとグリーン・エコノミーが重なり合うところで職に投資し、そのような職に女性を募集することが、ディーセント・ワークと環境的持続可能性を推進しつつ、女性と女兒にかかる不相応な無償のケア労働の重荷を矯正する手助けをするであろう(A/69/156を参照)。

338. 女性と環境的持続可能性に関するデータ・ギャップは、例えば、土地と天然資源への女性のアクセスと管理、時間とエネルギーの貧困及び環境セクターへの参画並びに環境政策が女性に与えるインパクト及び国内・国際環境計画とプログラムにおけるジェンダー主流化の程度に関係しているので、対処されるべきである。

339. 女性の集団的行動は、各国政府及び国際団体によって重点を置かれつつある注意と結びついて、抽出産業と地方と先住民族社会の土地と水の強奪のブームのジェンダーによって異なるインパクトを理解し、矯正する中心である。これらは、土地と資源への権利を保護する法的・政策的改革と女性と男性にディーセント・ワークを生み出す重要な機会である。これら及びその他の環境セクターで、ジェンダー平等を推進する持続可能な開発政策と投資への資金調達に極めて重要である。

(房野桂 訳)

L. 女兒

340. 女兒への懸念の問題は、12の重大問題領域のすべてを横断しているが、「行動綱領」は、女兒に対する根強い差別とその権利侵害に特別な注意を払った。「綱領」は、あらゆる形態の差別の撤廃；否定的な文化的態度と慣行の撤廃；女兒の権利の保護と推進；女兒のニーズと可能性に対する意識啓発；保健と栄養；経済的搾取の撤廃；スキル開発と訓練；暴力の根絶；社会的・経済的・政治的生活への意識と参画の推進；及び家族の役割の強化という9つの戦略目標を明らかにした。

141. 女兒の権利の推進と保護に関する国際政策枠組は、2010年以来さらに推進されてきた。女兒に関する総会決議 6/140は、多くの領域での行動と特に脆弱な女兒に注意を集中することを要請した。国際社会は、国際女兒の日を宣言し(総会決議 66/170)、教育と女兒に対する暴力を強調して、開発と女性(決議 66/216)並びにジェンダー固定観念に対処するよう各国に要請する青少年がかかわる政策とプログラム(決議 66/121)に関する決議を採択した。最近の子どもの権利に関する総会決議は、女兒に対する暴力と搾取、障害を持つ女兒の権利及び先住民族女兒の教育に関連する問題を繰り返し述べた(決議 66/141, 67/152,及び 68/147)。さらに、総会は、コミュニケーション手続に関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」を採択した(決議 66/138)。

142. 子どもの権利委員会は、あらゆる形態の暴力を受けない子どもの権利に関する一般コメントを出し(A/67/41、付録V、一般コメント第13号を参照)、脆弱な状況にある女兒が直面するジェンダーの側面と特別な危険を文書化した。人権理事会は、予防できる妊産婦死亡と罹病と人権に関するその決議 27/11で、思春期の女の子に関する懸念と女性と女の子の性と生殖に関する健康に対処する国家の責務を強調した(A/69/53/Add.1及び Corr.1、第IV章を参照)。第57回会期で採択された女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止に関するその合意結論で、婦人の地位委員会は、女兒に対する暴力とその他のいくつかの領域でのその福利と権利との間の関連性を強調した³⁵。

1. 世界的傾向

343. 規範的枠組におけるかなりの前進にもかかわらず、世界中の女兒は、様々な形態の差別、不利な条件及び暴力を経験し続けている。東南アジアと太平洋の5歳未満の子どもの死亡率が女兒の間で高いところでは、これは、一つには、男児優先に関連する差別的慣行を反映している¹⁴⁵。保健成果におけるジェンダー不平等は、女兒は成熟する前に結婚し、セックスを強いられるので、思春期によりはっきりしたものとなり、早期出産と性感染症への暴露に関連する危険が高まる。思春期の女の子は、貧血症の割

¹⁴⁵ 国連子ども基金、人生のサイクルにおける男児と女兒：早期幼年期から若い成人期までの福利指標の選択に関するデータ(ニューヨーク、2011年)。

合も比較的高い¹⁴⁶。2012年に全世界で、15歳から19歳までの青少年の間で、女の子はHIV新規感染の3分の2を占めていた¹⁴⁶。サハラ以南アフリカ諸国では、15歳から24歳までの女性は、同年齢の男性の2倍から4倍HIVに感染する可能性が高く、識字程度、メディアへの暴露、コンドームへのアクセス、性的暴力に対する脆弱性におけるジェンダー差を反映している(セクションV.Cを参照)¹⁴⁷。

344. ここ数十年での女の子の教育におけるかなりの進歩にもかかわらず(セクションV.Bを参照)、小学校年齢の推定5,800万人の子どもと中学校年齢の6,300万人の思春期の若者が学校に通っておらず、その大半が女の子である¹⁴⁷。セクシュアル・ハラスメントといじめのような様々な形態の暴力及び学校内外での安全の問題、搾取と紛争(セクションV.Eを参照)、貧困と労働の要求、並びに不十分な学校インフラと資源を含めた多くの制度的・文化的要因が、女の子の教育へのアクセスと成果に悪影響を及ぼしている。幼くして結婚する女の子と若い母親は、学校や地域社会で差別され、特別な健康問題、財政的制約及び地域社会と家族からの圧力に直面し、このすべてが高い落ちこぼれ率を助長している(セクションV.Aを参照)。

345. 女兒に対する暴力は、継続して様々な形態を取り(セクションV.Dを参照)、その身体的・性的・精神的健康とその教育的・経済的・雇用上の成果にかなりの影響を与えている。15歳から19歳までの女の子の約4分の1が、15歳から身体的暴力の被害者であり¹⁴⁸、20歳未満の1億2,000万人の女の子、つまり約10人に1人が、性的暴力を受けている¹⁴⁹。重複する形態の差別を経験している女兒、つまり先住民族、貧困、国内避難民及び難民女兒、障害を持つ女兒、自然災害、人道・紛争・紛争後の状況にある女兒、並びにレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・性同一性障害の女兒がさらなる危険にさらされている状態で、脆弱性は、国々にわたり、また国の内部で様々である。暴力は、新しい形態のテクノロジーとメディアを通して、家庭で、学校や職場の内外で、成人と同僚によって加えられる。

346. 今日生きている約1億2,500万人の女性と女兒は、女性性器切除/割礼の慣行が集中しているアフリカと中東の29か国のデータによれば、この慣行を受けている⁶⁵。毎年、ほとんどが15歳未満のさらに300万人の女兒が、危険にさらされている。15歳から49歳までの女性と女の子の間で、東部・南部アフリカで44%、サハラ以南アフリカで40%が、女性性器切除を受けている¹⁵⁰。データが利用できるアフリカの27か国中10か国で、割合は75%を超えており、最も貧しい家庭では率はさらに高い¹⁵¹。蔓延率は、45歳から49歳の女性の想定53%から切除される15歳から19歳までの思春期の女の子と若い女性の16%にまで減少している¹⁵¹。可能なつり合いのとれた減少にもかかわらず、事例の総数は、人口増加の結果として未だに増加しているかも知れない¹⁵²。女性性器切除/割礼とその他の有害な慣行は、家庭、地域社会、一般社会における女兒と女性の立場に関連するジェンダー不平等と差別的な社会的・文化的・宗教的規範の結果として起こり、女兒の人権の享受に対する障害である(A/69/211を参照)。

347. 1995年から2010年までの間に、子ども結婚、早期強制結婚の割合は、15歳未満の女の子の間で8%にまで首尾一貫して減少し、18歳未満では26%に減少した⁶⁶。しかし、2014年には、7億人の女の子、つまり世界中で3人に1人以上の女の子が、18歳未満で結婚し¹⁵²、2億5000万人が15歳未満で結婚していた⁶⁶。すべての女の子の半数近くが18歳未満で結婚し、5人に1人は15歳未満で結婚している南アジアで率が最も高い。西部・中央アフリカ、サハラ以南アフリカ及び東部・南部アフリカがこれに続いている¹⁵¹。もし現在の傾向が続くとすれば、毎年早期に結婚させられ女の子の数は、2014年の1,500万人から2030年には1,650万人、2050年には1,800万人に増えるであろう⁶⁶。子ども結婚、早期・強制結婚は、女の子から教育機会・経済的機会、性、家族計画及資源の配分を交渉する力を奪い、

¹⁴⁶ 国連子ども基金、*HIV/エイズと子ども: 2013年テーマ別報告書*(ニューヨーク、2014年)。

¹⁴⁷ 国連教育科学文化機関、統計研究所(UIIS)データベース。www.unis.unesco/Education/Pages/default.aspxより閲覧可能(2014年10月17日にアクセス)。

¹⁴⁸ 国連子ども基金、*見るところから隠されて: 子どもに対する暴力の統計的分析*(ニューヨーク、2014年)。

¹⁴⁹ それぞれの年齢層内の世界人口の50%以上をカバーする利用するデータを持つ国々の部分集合に基づく(国連子ども基金、子どもと女性の状況監視データベース、<http://data.unicef.org/>より閲覧可能を参照(2014年))。

¹⁵⁰ 国連子ども基金、子どもと女性の状況監視データベース。

¹⁵¹ 国連子ども基金他、*先住民族女兒、思春期の女の子、若い女性に対する暴力に関する沈黙を破る*(国連子ども基金、2013年)。

¹⁵² 子ども・早期結婚は、一方または双方の当事者が18歳未満である結婚と定義されている(国連子ども基金、子どもと女性の状況監視データベース)。子ども傑婚を含む強制結婚は、両当事者の自由かつ完全な同意を欠く結婚である。(国連ウィメン、女性と女兒に対する暴力をなくすためのヴァーチャル知識センター、2012年(www.endvawnow.org)を参照)よ。

暴力への暴露のみならず、早期妊娠を助長することによって貧困とジェンダー不平等を複雑化する。

348. 早期出産は、性的暴力、搾取及び子ども結婚、早期・強制結婚の状況で、同意のないセックスに普遍関連している。15歳から19歳までの1,600万人の女の子と15歳未満の約100万人の女の子が、毎年低所得国・中所得国で出産しており、最も高い率はサハラ以南アフリカに見られる¹⁵³。世界的な思春期の女の子の出生率は、不均衡ではあるが、1990年以来減少しているが、すべての出生の約11%が、未だに15歳から19歳の女の子の間にある。思春期の女の子は、20代の女性よりも、妊娠と出産の併発症で亡くなる可能性が高く、その幼児は死産となるかまたは生後1か月で亡くなる可能性が高い。

349. 全世界で、5歳から14歳までの娘の約14%が、子ども労働にかかわっており、その大半が無償である¹⁵¹。ほとんどの子ども労働者は、農業セクターの被正規経済で(9,800万人、59%)、家事労働を含めたサービス業(5,400万人)と工業(1,200万人)に見られる¹⁵⁴。子ども労働のために募集される子どもの数は、あらゆるセクターで減少しているが、家事労働に就いている子どもの割合は増加している¹⁵⁵。西部・中央アフリカでは、男児よりも多くの娘が子ども労働者として働いている¹⁵¹。自分の家庭以外の家庭で、有償・無償の家事労働に就いている5歳から17歳までの約1,720万人の子どもの3分の2以上が娘よりなり、1,150万人が受容できない危険な条件で強制的に働かされている¹⁵⁶。65か国の開発途上国の調査で、自分の家庭での無償の家事への子どものかかわりの重要な決定要因はジェンダーであり、家事へのかかわりと子ども結婚、早期・強制結婚との間には強い相関関係があることが分かった¹⁵⁷。男児よりも多くの娘が、しばしば自分の母親と同様に、自分自身の家庭と他人の家庭で、ケア労働を含め、無償労働に不相応にかかわっているが、これは子ども労働の勘定では見過ごされている。強制労働に関する限られたデータは、多くの娘が借金のための囚われの身、人身取引、奴隷労働にかかわっていることを示している¹⁵⁸。子ども労働は、教育、訓練とディーセント・ワーク、保健と安全、搾取からの保護への娘の権利を妨げている(A/68/293を参照)。

2. 「行動綱領」実施のために各国政府が取った行動の全体像

350. 加盟国は、この重大問題領域に対処するために、様々な行動を取ってきた。2010年に明らかにされた発展に大きく基づく4つの主要な傾向、つまり(a)有害な慣行の撤廃、(b)ジェンダーに対応した子ども保護法、政策、サービスの実施、(c)ジェンダーに対応した教育環境へのアクセスの改善、(d)娘のアクティビズムと参画の推進という傾向が出てきた。

有害な慣行の撤廃

351. 諸地域にわたってますます多くの国々が、有害な慣行を撤廃するために立案された強化された司法対応と懲罰措置について報告した。多くの国々が、法の施行、政策とプログラムの非効果的实施、差別的な文化的態度と強いタブーに関して課題が残っていると報告している。国々は、教育プログラム、大衆動員及びメディア・キャンペーンを実施してきた。国々の中には、女の子のための性と生殖に関する保健ケア・サービスを含めた保健と福利の枠組には有害な慣行の関連インパクトに直接対処する努力が含まれていると報告した。男児優先が根強く続いている国々では、ジェンダー偏見的な性の選別を撤廃するマス・キャンペーンを通して、娘に対する差別と闘う努力が払われている。

352. 国々は、2010年以来、国内政策枠組を国際条約と整合させ、変革を育てる努力を始めるために異なった利害関係者と協働することにより、女性性器切除/割礼の撤廃への公約をますます示すようになってきている。努力には、法律の制定、包括的政策、防止措置、地域社会の教育とメディアのかかわり及びデ

¹⁵³ 世界保健機関、「思春期の女の子の妊娠」、ファクト・シート、第364号(2014年9月)。www.who.int/mediacentre/factsheets/fs364/enより閲覧可能。

¹⁵⁴ 国際労働機関は、子ども労働を子どもから幼年期、可能性、及び尊厳を奪い、その身体的・精神的発達にとって有害であると異議している(国際労働機関、*子ども労働に反対する進歩を記す：世界的推計と傾向2000-2012年*(ジュネーヴ、国際労働機関、2014年)。

¹⁵⁵ 家事労働は、サービス・セクターの準セクターである(国際労働機関、*子ども労働に反対する進歩を記す*を参照)。

¹⁵⁶ 国際労働機関及び子ども労働に反対する世界行進、*子ども労働に取り組み家事労働に就いている幼い労働者を保護する：リソース・マニュアル*(ジュネーヴ、国際労働事務所；ニューデリー、子ども労働に反対する世界行進、2014年)。

¹⁵⁷ Scott Lyon, Marco Ranzani 及び Furio C. Rosati, 「無償の家事サービスと子ども労働」、第19回国際労働統計課会議のための準備された調査報告書、ジュネーヴ、2013年。

¹⁵⁸ 国際労働機関、「子どもの火事労働：世界的推計2012年」(ジュネーヴ、2013年)。

ータの収集と分析が含まれる。国々は、その対応において、先住民族社会におけるそのような慣行をなくすためのラテンアメリカ・プログラムのような状況に特化した戦略に関して報告した。アフリカ諸国の中には、強化された法を実施し、社会動員、一般の人々の教育及び態度変容プログラムを行うために、地域社会と宗教の指導者との協力を含む包括的な国内戦略を採択したところもある。欧州諸国の中には、意識啓発・行動変容プログラムを通して、移民社会における女性性器切除/割礼の撤廃並びに被害者への無料の医療ケアの提供及び司法対応の強化に重点を置いているところもある。様々な地域の高所得国も、この慣行を撤廃する国際戦略を支援し、女性性器切除/割礼の規模とそれぞれの国の国境内での傾向に関して国内レベルで調査を行うことにより、国内対応の改善を行っている。

353. 特にアフリカ諸国の国々の中には、包括的に、その他の有害な慣行に関連して、子ども結婚、早期・強制結婚に対処する国内戦略を実施しているところもある。また、例えば、意識啓発、防止努力及びサービスの提供なしに、法改革だけに重点を置くことにより、より断片的な取組を用いているところもある。2010年以来の良好な傾向を示して、諸地域にわたる数多くの国々は、婚姻最低年齢を18歳に引き上げ、法の違反に対する懲罰措置を採用するために、継続して法改革を行っている。国々は、高い危険にさらされている女性をエンパワーし、地域社会、家族及び学校環境を通して、また宗教指導者と協力することにより、根本原因に対処する防止プログラムを実施している。しかし、ほんの僅かな国々しかそのような措置に資金を提供する強化された継続中の公約を強調していない。法律、政策及びプログラムがすべて効果的に実施され、最も危険にさらされている人々に届くことを保障するには、維持される十分な資金提供のさらなる配分が、未だに全体的に必要とされる。

354. 多くの国々は、女の子の権利が支持され、その完全な可能性と将来の機会と稼ぎが限られたものでないことを保障するために、原則的には早期出産を防止する必要性を認めている。これは、2010年以来良好な傾向を示しているが、たとえそうであっても、権利を保護し、しばしば早期妊娠を引き起こす差別を撤廃する包括的戦略を強調したところはほんの僅かである。特に中米とアフリカ諸国は、一般の人々の教育キャンペーンを行い、ある状況では妊娠した思春期の女の子に人工妊娠中絶を利用できるようにするために法律を改正し、若い母親の学校からの排斥を防止する政策並びに社会的汚名を除去することを目的とした村レベルでの計画を採用しているところもある。諸地域にわたる国々は、性と生殖に関する健康ケア教育とサービスを改善することにより、また、経済社会的に比較的低い地位にある地域社会及び周縁化された地域社会を対象とする防止及びその他の努力を通して、思春期の女の子の妊娠に対処している。

ジェンダーに対応した子ども保護法、政策及びサービスの実施

355. ジェンダーに対応した子ども保護法、政策及びプログラムが立案され、ジェンダー役割と規範における差異の分析に基づき、生涯にわたって女兒と男児の問題が、法律と慣行において平等に対処されることを保障しなければならない。2010年からの傾向を継続して、国々は、子ども保護法、政策及びサービス内で女兒の特別なニーズと経験に対処することに向けて進歩を遂げてきたが、大多数が依然としてジェンダーに目が向いていない。

356. 国々は、子ども保護法と政策を改正し、「子どもの権利に関する条約」を実施し、その選択議定書を批准し、並びに国内の優先事項を国際責務に整合させる様々な段階にある。諸地域にわたる国々は、例えば婚姻と雇用の最低年齢、これに関連する懲罰を引き上げることにより、人身取引、経済的・性的搾取と有害な慣行に対処する努力を通して、人生の異なった段階での女兒の特別な保護を組み入れるために、子ども保護法を改正してきた。しかし、最も高い危険にさらされている者に到達するための実施と戦略に関する情報は限られている。様々な国は、ジェンダーに対応した子ども保護サービスを導入し、適切な実施と政府の調整を確保するために、法律と政策とサービスの開発を監督するジェンダーに対応した委員会や協議会を設立してきた。しかし、そのような措置と監視と評価のための維持される資金提供の公約にはほとんど注意が払われていない。

357. 様々な国々は、未登録の移動女兒が、子ども保護及びその他の法的・社会的・保健ケアのサービスにアクセスする際の障害に直面し、性的・経済的搾取に対して特に脆弱であることを認めている。例えば、西欧・中欧・東欧諸国及び中米・ラテンアメリカ諸国は、身分証明と市民権への女兒の権利が支

持されることを保障する福利・養子縁組政策を改訂している。また、法律その他のサービスへのアクセスを改善するために、民族社会、移動者社会で権利に関するワークショップや意識啓発プログラムに投資しているところもある。ホームレスや孤児となった子どもたち、紛争によって強制移動させられた子どもたちを含め、脆弱な状況にある女兒を支援する特別な努力を強調している国もある状態で、多くの国々は、女兒の福利を確保する構成要素として、国内行動計画の中で子どもの保護に対処してきた。また、教育へのアクセス、保健と福利の改善、子ども労働の根絶に関する戦略を組み入れるより幅広い子ども保護枠組の一部として、子ども結婚、早期・強制結婚と人身取引と闘う努力に重点を置いてきたところもある。

ジェンダーに対応した教育環境へのアクセスの改善

358. 諸地域にわたる国々は、質の高いジェンダーに対応した教育へのアクセスを改善し、学校の内外での安全を高めることに対する財政的障害に対処することによって、就学率におけるギャップを埋めることを超えてその議事を拡大してきた。国々は、女の子のニーズをよりよく受け入れる地域社会のかかわりと柔軟なスケジュールで、家の近くに学校を建てることの価値を認め、別個の下水処理施設を提供することにより、近年、学校を女の子にとってより安全でアクセスし易いものにしてきた。国々は、例えば、比較的貧しい、民族または移動する女の子のために授業料を廃止し、学校への出席を社会的利益と関連させ、障害を持つ女の子のために身体的・学習上の障害を除去し、農山漁村地域の女の子のための全寮制の学校を設立し、難民キャンプで NGO が経営する学校を支援し、学校でのしつけの政策での人種格的格差に対処することにより、状況に特化した方法で学校にアクセスする際に、周縁化されたより脆弱な背景からの女の子を支援している。公約と資金能力の程度は地域にわたって異なるので、多くの国々はまだこれから資金提供を公約し、包括的戦略を開発しなければならない。例えば、様々な国々が貧困、保健と栄養不良、ケアの責任、社会的圧力と汚名、早期妊娠と子ども結婚、早期・強制結婚を含め、女の子が直面している相互に関連する課題を認めているが、多くの国々は、女の子のための統合された包括的な行動計画の一部として、ジェンダーに対応した教育環境の必要性にはまだ対処できていない。

359. 国々は、安全性とアクセスを改善するために、学校内外での差別、暴力、いじめ、セクシュアル・ハラスメントに対処する様々な取組を行っている。2010年以來、回答は、教育制度内及びこれを通じたジェンダー固定観念に対処する措置の実施における良好な傾向を示している。カリキュラムと教授法の改訂を通してジェンダー固定観念と取り組んでいるところもある。

360. 異なった地域の国々は、思春期の女の子の妊娠率を減らし、若い母親を支援し、健全で、敬意をもった平等な関係を推進するために、学校のカリキュラムに性と生殖に関する健康教育を統合してきた。国々の中には、例えば暴力とトラウマのサヴァイヴァーを支援するための学校を基盤としたサービスとホットラインに資金を提供しているところもある。国々は、サイバーいじめのような学校環境における新しい形態のハラスメントに照らして、メディア規制も強化してきた。国々の中には、他の否定的な影響の中でも教育成果への影響を認めて、法律、政策、プログラムを開発する際に、子どもポルノを含め、子ども労働と性的搾取への注意を優先しているところもある。国々は、性的指向と一般社会の規範に合わない性同一性・ジェンダー同一性に基づくいじめとハラスメントに関して公共キャンペーンを導入してきた。アフリカ諸国の中には、若い母親を含め、村のレベルで女の子の教育を推進しているところもある。

女の子のアクティヴィズムと参画

361. 市民的・政治的領域での女の子のアクティヴィズムは、ジェンダー平等とエンパワーメントを達成し、差別と闘うための解決策を開発するために極めて重要である。数多くの障害が、差別、貧困、教育と保健ケアへのアクセスの欠如を含め、女の子の間の低い公的参画率を未だに複雑なものにしている。しかし、2010年以來良好な傾向を示し、諸地域にわたってますます多くの国々が、青少年議会、協議会、クラブ、協会を設立しており、包摂的なメディア戦略と女の子のアクティヴィズムを奨励するための地方、国内、時には地域、世界レベルでの訓練とリーダーシップ・プログラムを含む「エンパワーメント枠組」の実施に関して、民間セクター・NGOセクターと協働している。国々の中には、女の子の間で彼女たちに影響を及ぼす問題について意見交換を促進するための国内子ども・青少年諮問会議を有して

いるところもある。また、諸地域にわたって、とりわけ、暴力の危険と利用できるサービスについて女の子の意識を高めることを目的として、教育的青少年劇場プログラムを支援しているところもある。

362. 多くの国々は、女の子の参画の重要性を認めているが、家庭、学校、地域社会及び機関内の長年の慣行と態度が女の子の意見に耳を傾け、尊重されることに対する政治的・経済的障害を生み出していると報告している。国々の中には、女の子のリーダーシップの可能性と伝統的に男性支配のスポーツとメディアを基盤とする活動へのかかわりを推進する際の継続する課題を述べているところもある。新しく出現したメディアとテクノロジーがどのように女の子が政治的に参画する新しい方法を生み出すこともあるかを認めて、国々の中には、無料のインターネット・クラブ及びコンピュータ・スキル・ワークショップを含め、情報コミュニケーション技術に重点を置いたイニシアティブを支援しているところもある。しかし、多くのその他の国々は、女の子が自分自身のスペースを生み出し、その問題を表明し、政治的考えを発展させ、その社会でより多様な政治的文言を奨励する機会と資金の提供を確保する明確な必要性を見逃してきた。

3. 前進の道: 今後の行動の優先事項と実施の促進

363. 各国は、女兒の権利を実現するためにますます活動するようになってきているが、努力はしばしば分裂的で、首尾一貫性を欠いており、政策領域にわたって女の子の特別な経験を認めることができないでいる。女兒の福利に対処するには、すべての領域にわたってジェンダーに対応した法律と政策を含め、包括的取組が必要である。この相互に関連する重点には、性と生殖に関する健康、栄養、幼い幼年期から思春期、若い成人期を通じた教育的・経済的成果を含め、暴力、有害な慣行及び差別の防止とこれからの保護を含めた人の基本的安全と完結性の問題に対処する保健が含まれる。

364. 女兒の保健、福利、教育及び将来の機会と稼ぎに与えるインパクトを緩和するために、暴力、有害な慣行及び子ども労働を防止し、撤廃するために具体的措置が未だに必要とされる。有害な慣行を非難する人権条約の締約国である国々においてさえ、長年にわたる政治的・宗教的権力構造の影響力が継続して政府の不作为を助長しているので、状況に特化した対応が必要である。国際的能力を築く法的・政策的改革、万人のための教育、社会的動員と社会的規範の変更並びに国際条約の批准と効果的实施を含めた全体的な措置が、包括的で統合された多部門的な国内枠組に統合されなければならない。

365. 子ども労働から家庭内の暴力と虐待に至るまで、女兒が暮らしている直接的状況から女兒を切り離すことはできないので、家族・家庭レベルでの戦略が必要とされる。女兒に降りかかってくる家事労働とケア責任の不相応な配分は、まだこれから国家によって組織的にに対処されなければならない。また、周縁化のインパクトを認めながらも、周縁化された女兒の特別なニーズに直接対処する政府はほとんどない。

366. 女兒のためのより機能的な環境を醸成するには、女兒に関連するすべての戦略目標に対処し、それらを他の重大領域につなげることが必要である。差別的な社会規範を変え、長期にわたる女兒の権利に対する理解と支援を強化するために、女兒は、政策策定者、家族と地域社会によって権利保持者として見られ、政府及びその他の主要な責務の担い手は、女兒の権利のための制度的支援を高めなければならない。メディアが害の源ではなくてエンパワーメントのツールであることを保障するために、女兒を性的に差別的に描くことが規制され、女兒のメディア識字を改善するための措置が採択されなければならない。

(房野桂 訳)

VI. 学んだ教訓及び「北京行動綱領」の実施及びポスト 2015 年の状況でのジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権の実現を促進するための優先事項

167. 現在、世界は、「北京宣言と行動綱領」が描いた夢からは程遠い。12 の重大問題領域の国内の実施の世界的見直しは、受容できないほどに遅く、不均衡な進歩を示している。幅広い様々な行為者による世界的優先事項として、ジェンダー平等がますます認められるようになってはいるが、これが女性と女兒の生活において現実の変革にはなっていない。社会的・経済的・政治的環境と技術的風景における広

範な変革は、ジェンダー平等の達成に新たな課題を提起している。女性と女兒の人権の重大な侵害は、依然として広がっている。そのような侵害に対して声を上げ、挑戦する女性と女兒は、日常的な暴力、ハラスメント、脅しを受ける危険にさらされている。

168. 女性と女兒がその人権を享受する世界の創造は、今世紀の最も決定的で緊急の課題の一つである。そのような手ごわいが達成できる仕事には、平常通りの仕事から真の変革に至るまでの変化が必要である。ジェンダー不平等、貧困、脆弱性を永続化する権力と資源と機会の不平等な配分が変えられ、平和で持続可能な社会が生み出されなければならない。これには、実際に女性と女兒の人権の享受を確保するための行動を起こす加盟国からの新たな政治的意思とさらなる公約が必要である。1995年になされた公約を果たすために、「行動綱領」の実施を促進する一致した努力が必要とされる。

169. 2014年に、婦人の地位委員会は、変革的で包括的な取組を通して、女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における重要な残る課題に取り組むよう各国に要請した。委員会は、新しい開発枠組のすべての新しいその他の目標に、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権が独立した目標として反映され、ターゲットと指標を通して統合されることを要請した。

370. 「北京宣言と行動綱領」の20年後の見直しは、「ミレニアム開発目標」の実施期間とポスト2015年の開発アジェンダと持続可能な開発目標に関する加盟国の審議の終りという時宜を得た時に行われる。この合流点は、学んだ教訓を土台として、これからの枠組みが女性と女兒の生活に変革をもたらすことを保障する一世代に一回の機会を提供している。この教訓は、第3回「国連開発のための資金調達会議」、新しい気候協定の準備及び国連平和活動と平和維持構造及び安全保障理事会決議1325号(2000年)実施の高官見直しを含め、平和と安全保障の領域で2015年に行われる戦略見直しのようなその他の世界的プロセスも特徴づけるべきである。

371. 以下の結論と勧告は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)が主催し、ニューヨークで2014年11月3日から5日まで開催された「ポスト2015年の状況での女性の権利を構想する」に関する専門家グループ会議の結果のみならず、12の重大問題領域からの教訓も特徴とする¹⁵⁹。このセクションも、国連諸機関及びその他の示されている筋からの調査と分析に基づいている。

A. 「行動綱領」実施の現在の状況での学んだ教訓と課題

規範と実施の間及び公約と行動との間の根強いギャップ

372. 過去20年間の女性と女兒の人権に対する拡大された規範的公約にもかかわらず、世界の規範的枠組と現地でのその実施との間にははっきりしたギャップが残っており、このような状況が根強く続くことを許してきた集団的指導力の失敗を示している。ジェンダー不平等は、依然として世界的課題である。ジェンダー平等に到達した国は一つもない。ジェンダー平等を推進するための法律と政策を導入する際に国々が重要な進歩を遂げたところでさえ、こういった発展の多くはまだこれから女性と女兒の平等な雇用及び実際のその権利の行使に変えられなければならない。例えば、女性に対する暴力に対処するますます多くの数の法律がすべての地域にわたって制定されているが、実施の乏しさと暴力をめぐる汚名と恥の根強さが、しばしば女性とその権利を主張し、暴力のない生活を送ることを妨げている。同一価値労働同一賃金を推進する法律はほとんどの国々で導入されているが、教育制度と労働市場におけるジェンダー固定観念と差別が、より幅広く、女性は継続して比較的賃金の低い職に集中していることを意味している。あまりにも頻繁に、法の下での平等は、実施の欠如、差別的な社会規範と態度、制度的障害及び女性の権力と資金の相対的欠如によって実際には損なわれている。

373. 国々は、ある領域に他の領域よりも重点を置いて、重大問題領域にわたって不均衡な注意を払ってきた。例えば、女性と女兒の教育への権利の実現にはますます重点を置いてきたが、ディーセント・ワークへの女性のアクセスを高めるために必要な政策には比較的僅かな注意しか払ってこなかった。重大問題領域のあるものの実施の狭い一連の問題への重点は、もう一つの課題である。例えば、国の議会の

¹⁵⁹ www.unwomen.org/en/csw/csw59-2015/preparations/expert-group-meeting を参照。

ようなある領域における意思決定への参画への女性の権利には重点が置かれてきたが、家庭、市場に基づく事業及び地方自治体のような他の領域での女性の地位とその意思決定力にはあまり注意が払われて来なかった。性と生殖に関する健康と権利に対処する努力は、生涯にわたる女性の健康に対応する包括的取組よりはむしろしばしば狭く妊産婦保健に重点を置いている。実施の不均衡で狭い重点は、女性と女兒の人権の不可分性と相互依存性を損なっている。

374. 世界的見直しは、人権基準と原則が、すべての重大問題領域で法律、政策、プログラムにわたって横断的に適用されて来なかったことを示している。例えば、健康に関する重大問題領域の実施は、保健ケアが女性と女兒に差別なく利用でき、アクセスでき、受容でき、適切で、質の高いものであることを保障し、保健ケア政策とサービスに関する意思決定に女性が参画することを保障することにより、女性と健康に関する国際人権基準に基づくものでなければならない(E/2001/22、付録 IV、経済的・社会的・文化的権利国際規約委員会の一般コメント第 14 号を参照)。経済に関する重大問題領域の実施は、経済政策が非差別と平等及び女性のディーセント・ワークへのアクセスを含め、経済的・社会的権利の実現における非後退を保障することを要求している国際人権基準を反映するべきである(E/2005、付録 X、経済的・社会的・文化的権利国際規約委員会一般コメント第 18 号を参照)。

重複する形態の差別と不平等への注意の欠如

375. 12 の重大問題領域の国内での実施の見直しは、国々が重複する形態の差別を経験している女性と女兒の特別なニーズに対処する必要性を認めてきたが、「行動綱領」を実施する努力は女性と女兒の間の格差を大きく無視してきたことを示している。初等教育・中等教育レベルで女の子の教育上の達成にはかなりの進歩があったにもかかわらず、貧しく、農山漁村または紛争の影響を受けたところで暮らしている女の子は、かなりの不利な条件を経験し続けている。多くの国々は、意思決定への女性の参画を高める努力を払ってきたが、重要な意思決定の場での特に周縁化された女性の参画と発言力を確保することに関しては、まぎれもないギャップがある。ジェンダー平等に関連する進歩とギャップを監視するためにデータが収集されているところでは、それらは性別に分類されているだけで、他の要因に基づく女性の間での差異と不平等を見逃している。

差別的な社会規範、ジェンダー固定観念、女性と男性との間の不平等な力関係の根強さ

376. 差別的な社会規範とジェンダー固定観念は、ジェンダー平等の達成と女性の権利の実現に対する主要な障害として長く認められてきた。「行動綱領」実施の見直しが示しているように、法の下での平等が達成されているところでさえ、差別的な社会規範は、依然として広がっており、これが、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権、例えば暴力を受けない権利、相続と財産への権利、適切な生活水準への権利、教育への権利、仕事への権利、性と生殖に関する健康と権利、水と下水処理への権利、公的・政治的生活に参画する権利のあらゆる側面に悪影響を及ぼしている。差別的権利と固定観念は、家族がますます女性の稼ぎに頼るようになった結果として、稼ぎ手としての男性の役割を疑問視するようになったといったように、ある状況では移り変わっている。しかし、急速に拡大するソーシャル・メディアの場を含め、メディアで女性と女兒を性的対象物とする有害な固定観念の永続化といったようなジェンダー不平等を永続化する新しい差別的規範が、別の場に現れている。女性に対する暴力を永続化する差別的な社会規範は、例えば、暴力を許し、サヴァイヴァーに汚名を着せる規範が依然として根強い。

377. しかし、社会規範はいかなる社会でも一枚岩的ではなく、経済的・文化的・社会的変化のより幅広いプロセスの結果としてか、または平等、人権、正義の規範を育成する他の利害関係者と同盟した女性の権利提唱者による慎重な社会行動を通じた変化するジェンダー力学を通して、変化も受ける。女兒と女性の権利を推進するために、男性と男児が差別に挑戦し、人権基準の実施の重要な補足としてあらゆる社会にすでに存在している社会正義、公平性、ジェンダー平等を支援する社会規範を育てることが特に重要である。

ジェンダー平等に対する保守的で極端主義的抵抗

378. 女性と女兒の人権の実現は、開発途上国においても先進国においても、ある状況では、ジェンダー

平等と女性と女児の人権にますます抵抗する保守勢力と極端主義グループの出現と動員によって脅かされつつある。そのような勢力は、異なった状況にわたって様々な形を取ってスペクトル上に存在する。しかし、共通の特徴は、女性の人権を制限し、教育施設、労働市場及び政治を含めた公的生活に参画する女性と女児の権利のみならず、特に自分の身体とセクシュアリティに関する女性の権利に関連して固定的なジェンダー役割を固定化する宗教・伝統・文化の誤用である。状況によっては、これら勢力は、ジェンダー平等に関連する法律、国の制度、社会規範を作り替え、それによって差別を強化し、女性の人権を侵害してきた(A/67/287 を参照)。

379. 文化的権利の分野の特別報告者が詳しく説明しているように、すべての地域社会内の多様性の現実、地域社会内の女性の声、特に周縁化されたグループの観点、利益、希望を表す声が差別なく聞き入れられることを絶対に必要なこととしている(A/67/287 を参照)。女性の人権に対する極端主義グループからの抵抗は、目新しい現象ではなく、過去 20 年にわたって、そのような勢力は、政治的アジェンダに影響を与えるために、ますます大きな能力と資金につながるようになっていく。「真正な」宗教的伝統または文化を代表することからは程遠く、そのような勢力は、時には宗教的戒律の新しい解釈を提供する現代の現象を表している。支配的な経済政策が増加する不平等、根強い貧困及び特に若い人々にとってのディーセント・ワークの欠如という結果となっており、政府が安心感、基本的な社会サービス及び持続可能な生計を提供できないでいる状況では、そういったグループの中にはギャップを埋めるために介入することによって合法性を得てきたものもある。宗教または文化そのものは一値枚岩ではなくしばしば流動的であるので、静止した、閉鎖された一連の信念や慣行になってしまうことはできない。しかし、宗教と文化の政治的利用は、差別的規範と固定観念を実際の法律・政策・慣行に成文化することを通して女性の人権の侵害につながることもある(A/HRC/12/26 を参照)。文化や宗教は、女性と女児の人権侵害に対する正当な理由となることはできない。

暴力的紛争の根強さ

380. 継続する不安定と文民がますます攻撃される新たな暴力的紛争の勃発が、「行動綱領」の重大問題領域全体にわたる進歩に対する重要な障害である。紛争の悪影響を受けている国々は、時系列データが遅い進歩または後退さえ示している状態で、人間開発指標で業績がさらに悪化している。性的暴力とジェンダーに基づく暴力は、紛争中にさらに悪化し、HIV と AIDS の重要な危険要因である。サービス、経済機会及び司法への女性のアクセスは、文民インフラの破壊と損害を受けた国の施設の結果として、損なわれている。時には女性と女児とその権利擁護者を直接標的とすることを含む重大な人権侵害が世界的公約を損ない、一方、継続する安全保障の欠如が、女性の政治的・社会的・経済的参画を妨げている。暴力的な男らしさと支配の文化に基づく軍国主義が、女性差別を永続化し、ジェンダー平等に向けた進歩を損なっている。

機能しない経済状況

381. 「行動綱領」実施の見直しから、ジェンダー平等に向けた進歩が危機と不安定を特徴とするより幅広い経済状況によって阻まれていることは明らかである。金融のグローバル化は、それと共に、特に比較的貧しい女性に有害な影響を与えて、不平等と脆弱性を高める結果となることもある不安定な金融の流れと定期的な経済危機の脅威をもたらしている。2007/2008 年に始まって以来の世界的な金融危機と 2010 年以降の多くの国々で採用された緊縮措置は、ジェンダー平等に向けた進歩をさらに危険にさらしている¹⁶⁰。しかし、経済危機は、女性が経験している既存の構造的な不平等と不利な条件を単に強調しているだけである。従って、危機の底辺にある原因と結果に対処することは、ジェンダーに対応した新しい政策取組に向けて移行するために、経済構造と政策プロセスに深く根差しているジェンダー不平等と差別のパターンに取り組む機会を提供する。

382. 金融・貿易自由化の支配的なマクロ経済政策、通貨収縮の通貨政策及び公共セクター改革は、全体的に、女性のためのディーセントな雇用条件を生み出し、ジェンダー平等達成に必要な領域への公共投

¹⁶⁰ A/HRC/26/39 を参照; Isabel Ortis 及び Mathew Cummins, 「緊縮の時代: 181 か国での公共支出と調整措置の見直し」、調査文書(ニューヨーク、政策対話イニシアティブ; ジュネーヴ、サウス・センター、2013 年)を参照; 国連ウィメン、*世界的経済危機とジェンダー平等*(ニューヨーク、2014 年)。

資の支援にはつながっていない。さらに、そのような取組は、その主要目標として GDP のレベルを上げるといった狭い問題に重点を置き、大部分、女性にとっての実体的平等の達成を支援できないでいる。場合によっては、GDP は、環境悪化と生物多様性の損失を助長する化石燃料と天然資源の抽出に依存する生産と消費の持続不可能なパターンの結果としてさえ増加でき、これが女性と女兒を含め、否定的な社会的インパクトを持つ。代替の取組は、人間開発、福利、人権の実現及び環境的持続可能性を強調する。GDP の増加は、持続可能な開発を達成するための投資の増額とさらなるジェンダー平等と女性のエンパワーメントを含め、人権の実現を支援する程度にとつてのみ重要である。

ジェンダー平等のための不適切な資金

383. 法律、政策、国内ジェンダー平等本部機構及び国内行動計画のようなジェンダー平等に関する対象を絞った支出のための不十分な資金並びに社会保護、保健、教育及び水と下水処理のようなセクターに配分される資金の額の少なさが、「行動綱領」の完全実施に対する主要な課題である。ジェンダーに対応した予算編成は、女性と女兒のために利用できる資金の効果的で効率的な配分と支出を支援できる。しかし、そのような配分のインパクトは、サービス、社会保護及びインフラ提供のための全体的予算が非常に不適切である時には限られるであろう。所得集めの効率性を改善し、所得動員と支出の点で公正であることを保障しつつ、所得を生むために利用される様々な税とかなりの社会的収益のある投資に資金調達するための国際的借用を拡大することにより、国内的にも国際的にも、所得を動員するための様々な選択肢がある(A/HRC/26/28 を参照)。

384. ジェンダー平等に配分される ODA の割合は、依然として比較的安定してきているが、特に援助支出がセクターごとに内訳される時には、依然としてジェンダー平等へのかなりの投資不足がある。ジェンダー平等に重点を置く援助は、経済セクターに向けた援助の程度が驚くほど少ない状態で、教育と保健の社会的セクターに集中している。平和と安全保障及び性と生殖に関する健康と権利における女性の役割のためのドナーの資金提供は、依然として不適切である。南北開発協力は、特に後発開発途上国と内陸国にとっては継続して ODA の主要な資金源であるが、南南開発協力が増加しつつある。しかし、南南開発協力の状況では、ジェンダー平等に配分される支出に関して明確な情報は利用できない。公・民パートナーシップ、民間セクター及び慈善財団のような比較的新しい資金調達源も、しばしば狭い一連の問題に重点を置いているが、ジェンダー平等のための優先事項と資金調達にますます影響を及ぼすようになってきている¹⁶¹。重要な問題は、すべてのドナーがそのジェンダー平等に関する行動のインパクトに対して説明責任をもつ程度である。

女性の参画の程度の低さ

385. 意思決定における女性と女兒の参画とリーダーシップの程度の低さは、すべての重大問題領域にわたって進歩に対する重要な障害である。家庭、地方自治体、環境資源管理、国の企画と開発構造、国の議会と世界的ガヴァナンスにおいて、あらゆるレベルの意思決定で女性は依然としてかなり数が少ない。重大問題領域にわたって、政策の形成と監視において、女性と女性団体の参画と影響を確保する首尾一貫した努力はなく、これは、公共サービス、プログラム及びインフラが、十分に女性の特別なニーズまたは関心に十分に対応していないことを意味するのかもしれない。女性の参画は、正義と平等の問題としても、女性の積極的な存在がジェンダーに特化した問題をアジェンダに載せ、政策とプログラムの実施を監視できるためにも極めて重要である。しかし、参画とは、ただの数字的存在以上のものである。これは、女性の異なったグループと政策に影響を与え、監視する能力にとって問題となる事柄の効果的な説明に関することである。しかし、機能的な女性の参画は、女性にはジェンダー平等の問題を優先する全責任があることを意味してはならない。すべての意思決定者は、女性も男性も責任をもたねばならない。

強力な説明責任メカニズムの不在

386. 「行動綱領」の実施は、女性が意思決定者にその行動に対して回答する責任をもたせることのでき

¹⁶¹ Julia Miller, Angelika Arutyunova 及び Cindy Clark、*新しい行為者、新しいお金、新しい会話：女性と女兒のための最近のイニシアティブの地図*(トロント、開発における女性の権利協会、2013年)。

る強力な説明責任メカニズムの不在によって妨げられてきた。国内ジェンダー平等本部機構や国内人権機関のようなジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権を推進するための重要な機関とメカニズムは、しばしば、資金が乏しく、そのマニフェストを果たすに必要な政治的支援や承認を欠いている。ジェンダー平等に向けた具体的進歩を政府全体が優先させ、これに対して責任をもつことを保障するジェンダー主流化と努力が依然として限られており、これは、すべての政策とプログラム領域がジェンダー平等の達成に貢献しなければならないことを仮定すれば厄介なことである。女性団体は、進歩を監視し、女性の権利を主張する際に重要な役割を果たしているが、資金の制約を含め、意思決定に影響を及ぼす市民社会の能力への制約は、女性団体がその役割を果たす際に大きな障害となっている。

387. 多くの状況での国家再建と公共セクター改革は、多くの国々で、民間セクター行為者が女性の人権の享受に与える影響とインパクトを高めてきた。「行動綱領」の実施と民間の行為者が女性と女兒の人権を侵害しないことを保障することに対して政府が主たる責任を有しているが、民間セクターも他の利害関係者に対してその行動に対して応える責任をもつべきであるとの要求が高まっている¹⁶²。多国籍企業と国際金融機関の影響とインパクト及び国境を越えた国家の行動も、説明責任の課題を提起している¹⁶³。国家、特に有力な先進国家は、特に貿易、投資及び金融政策を通して、国境外でかなりの影響力を發揮し、これが比較的開発の遅れている国々の開発目標を達成する能力をしばしば制約している¹⁶³。これら課題に対応するために、より強力な説明責任メカニズムの必要性がある。

進歩を追跡するための限られたデータ

388. ジェンダー平等に向けた進歩を効果的に監視することに対するかなりの課題は、長期にわたって収集された質の高い、比較できるデータの欠如である。生活時間、資産の所有、女性の貧困の経験、地方自治体を含めたあらゆるレベルの意思決定への女性の参画及び女性に対する暴力のような極めて重要な統計の多くの領域が、未だに国々によって定期的に作成されていない。国内での実施の見直しで明らかかなように、「スナップ写真のように断片的な」データが存在するところでさえ、長期にわたる監視を可能にする傾向データがないことが多い。ポスト 2015 年の開発アジェンダのためのデータと統計の要件は、特にジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権を監視するために新しい枠組の中で実体的なものとなるであろう。

B. 前進の道: ポスト 2015 年の状況での実施の促進とジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権の実現達成のための優先事項

389. 20 年前、「北京宣言と行動綱領」は、すべての人類のために、いたるところにいる女性のためのジェンダー平等と開発及び平和という目標を推進するの夢のようなアジェンダと一連の公約を確立した。加盟国がポスト 2015 年の開発アジェンダを慎重に審議する時、この夢は依然として当を得ている。ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権は、ポスト 2015 年の開発アジェンダの中心的優先事項でなければならない。変革的であるためには、今後のアジェンダは、普遍的で人権に根をおろしていなければならない。今後のアジェンダは、経済的・社会的・環境的というすべての 3 つの側面で持続可能な開発を達成しなければならない¹⁶³。このアジェンダは、暴力、男らしさ及び軍国主義の文化を変えることにより平和な社会を創造しなければならない。ジェンダー平等と女性と女兒の人権の実現は、人権、平和と安全保障及び持続可能な開発を達成する基本である。

390. 「国連持続可能な開発会議」の成果文書及び「持続可能な開発目標に関する総会無期限作業部会」の報告書(A/68/970 及び Corr.1)で認められたように、「北京宣言と行動綱領」の実施は、持続可能な開発の基本であり、従って、実施努力が今後の目標を達成するために促進されなければならない。これは、今後のアジェンダが、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権に包括的に対処し、女性と女兒にとっての進歩を妨げる重要な構造的制約、つまり、法律と慣行における根強い差別; 受容できないほどに程度の高い女性と女兒に対する暴力及び有害な慣行; 女性の不相応な無償のケア労働

¹⁶² 国連人権高等弁務官事務所及び経済的・社会的権利センター、誰が説明責任をもつのか? 人権とポスト 2015 年の開発アジェンダ(ジュネーブ・ニューヨーク、2013 年)。

¹⁶³ 「2030 年までの尊厳の道: 貧困根絶、すべての生活の変革及びこの惑星の保護」と題するポスト 2015 年の開発アジェンダに関する事務総長の総合報告書(A/69/700)。

の割合；生涯にわたる女性の性と生殖に関する健康と権利の否定；及び公的・私的領域でのあらゆるレベルの意思決定における女性のかかりの数の少なさに取り組まなければならないことを意味する。また、新しいアジェンダのその他のすべての領域にわたって横断的にジェンダー平等に対処することも意味する。前途に横たわる仕事の緊急性と規模を仮定すれば、各国は、ポスト 2015 年の開発アジェンダが設置されるまで待っていてはならず、むしろ、2020 年までに明確で測定できる主要な変革を達成するために、「行動綱領」の完全で効果的、かつ促進された実施のための即座の行動を取らなければならない。

391. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の完全実施は、「行動綱領」とポスト 2015 年の開発アジェンダの促進された実施の優先事項でなければならない。世界規範と女性と女兒の実際の人権の享受との間のあからさまなギャップは、ギャップを埋め、女性のための実際的平等の達成に緊急の注意を要請している。すべての重大問題領域にわたる「行動綱領」の実施の促進とそれらの間の相乗作用を最大限に活用するには、権利の相互依存性と不可分性に注意して、女性と女兒のすべての人権が実現されることが必要である。宗教または文化は、女性と女兒に対する差別を正当化するために誤用されてはならない。最高の重要性を持つのは、重複し、重なり合う差別を経験している女性と女兒のために法律と政策のインパクトと結果を監視するために、国家が、「平均的であること」を超えて物事を見ることである。

392. 「行動綱領」実施から学んだ教訓に基づいて、差別的な社会規範とジェンダー固定観念を変えること；ジェンダー平等と持続可能な開発を達成するために経済を改革すること；あらゆるレベルの意思決定への女性の完全かつ平等な参画を確保すること；ジェンダー平等への投資をかなり増額すること；及びジェンダー平等と女性と女兒の人権の実現に対する説明責任を強化することという 5 つの優先領域において緊急の行動が必要とされる。

差別的な社会規範とジェンダー固定観念を変える

393. 差別的な社会規範とジェンダー固定観念を変えることは、「行動綱領」実施を促進し、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、女性と女兒の人権の実現を効果的に推し進めるための優先事項でなければならない。重大問題領域にわたる政策とプログラムは、底辺にある差別的な社会規範、力関係及びジェンダー固定観念を変え、その代わりに、ジェンダー平等、人権及び社会正義の良好な規範を推進しなければならない。戦略は、状況に特化したものでなければならない。行動の例には、女性に対する暴力を拒否するために地域社会を動員する一般の人々とメディアのキャンペーンを含めたプログラム；政治、公的生活及びリーダーシップにおける女性の役割を支援するアウトリーチ・教育キャンペーン；家庭における女性と男性の間の無償のケア労働の再配分を支援する政策；及び相続と女性の資源へのアクセスに関する差別的慣行を矯正するための政策が含まれる。男性と男児は、差別的な社会規範とジェンダー固定観念に挑戦し、ジェンダー平等、非暴力及び尊重の良好な規範を育成することに対して責任を取らなければならない。

ジェンダー平等と持続可能な開発を達成するために経済を改革する

394. ジェンダー平等と女性の経済的エンパワーメントの達成には、人権の枠組内にしっかりと根を下ろした変革的な経済・社会政策アジェンダが必要である。幅広い様々なジェンダーに対応した社会的・経済的・環境的政策が、インフラ、公共サービスと社会保護措置への国家の投資を増やすことを優先すべきであるが、マクロ経済政策は、全体的な財政スペースを拡大すべきである。そのような政策は、万人のための経済的・社会的権利の最低の基本的レベルを少なくとも満足させることと並んで作用し、女性と女兒にかかっている重荷を減らし、再配分し、持続可能な生計と生態的完結性を推進すべきである。各国政府は、権利の享受における後退につながる経済政策の立場を警戒すべきである。ますます統合される世界経済の状況で、マクロ経済政策は、組織の危険を最小限にする措置を採用することにより、脆弱性を減少させるべきである。マクロ経済政策は、女性と男性のためのディーセント・ワークも生み出し、女性が職場であらゆる権利を享受できることを保障すべきである。あらゆる政策領域にわたる政策立案、実施及び監視は、女性の権利提唱グループ、市民社会団体及び協会の参画と対話のためのチャンネルとメカニズムを生み出すことにより、参加型のものでなければならない。

ジェンダー平等への投資をかなり増額する

395. 「行動綱領」の夢を実現するためにジェンダー平等への投資の増額には、ODA を含め、ジェンダー平等のための国内及び国際資金を動員し増額するさらなる努力が必要である。「行動綱領」とポスト2015年のアジェンダの促進された実施には、ジェンダー平等に関する公共支出を生み出し、増額する財政・通貨政策に新しい方向を与え、ジェンダーに対応した予算編成を通して、ジェンダー不平等への公共支出の結果を監視し、分析することが極めて重要であろう。根強い投資不足を矯正するために、国のジェンダー平等本部機構、地方・国内・地域・世界の女性団体のための資金がかなり増額されなければならない。

396. すべての先進国は、2015年までに国内総所得の0.15%を後発開発途上国にという公約を含め、ODAの公約の0.7%というターゲットに応え、それによって、支出が依然として不適切であるセクターに注意して、より強い重点をジェンダー平等に置くことを保障すべきである。南南開発協力の増加する役割を仮定すれば、そのような協力で、ジェンダー平等と女性と女兒の人権の実現に向けて配分された支出を監視し、分析することが重要である。提案されている金融取引税のような世界の税も、追加の所得源を提供し、特に比較的所得の低い国々のための財政的制約を緩和できる。すべてのドナーは、その決定と行動において透明であり、国際人権基準を守らなければならない。

あらゆるレベルの意思決定への女性の完全で平等な参画を保障する

397. 政策の立案、実施及び監視に影響を及ぼすためのあらゆるレベルの意思決定への女性の完全かつ平等な参画は、「行動綱領」の促進された実施にとっての基本である。一時的特別措置は、意思決定における女性の代表者数を増やすための証明された戦略を提供するので、見習い、拡大されるべきである。政治機関の差別的文化、金融上の制約、家族に優しい糧食の欠如及び暴力と脅しの脅威を含め、意思決定への女性の完全かつ平等な参画への障害に対処するさらなる努力が必要とされる。紛争防止、解決及び平和構築への女性の参画は、優先事項として追求されなければならない。国家には、女性の人権擁護者を保護し、その作業のために安全で機能的な環境を確保する責任もある。

ジェンダー平等と女性と女兒の人権の実現に対する説明責任を強化する

398. ジェンダー平等の達成には、女性と男性、女兒と男児のかかわりが必要であり、すべての利害関係者の責任である。各国政府は、責務の担い手としてその責務に応えなければならず、女性と女兒は、その人権を主張し、享受する際にエンパワーされなくてはならない。「行動綱領」の実施を促進するには、国内ジェンダー平等本部機構、国内人権機関及び規制機関に関して、ジェンダー平等のための強化された説明責任メカニズムが必要であろう。これは、機関内のマニフェスト、事業及び規範を改革し、それらが適切に資金提供され、女性と女兒に対応し、責務に応えなかったことに対する結果があることを保障することを意味する。ジェンダー主流化は、監視の進歩の効果的手段を伴って、政府全体にわたって制度化されなければならない。ジェンダー平等のための国内行動計画が、その実施の経費を計算し、明確な目標を定め、枠組に関して報告し、監視し、適切な資金の配分を確保することにより、強化されるべきである。

399. 加盟国、国際金融機関及び多国籍企業は、その国境内でも領土外でも、女性と女兒の人権の推進、保護、成就に対して責任をもたされなければならない。国家は、人権基準の遵守を確保するために、継続して民間セクターを規制しなければならないが、市民社会を含む多様な利害関係者の説明責任枠組は、民間セクターのために説明責任の補足的方法を提供できる。そのような枠組には、透明性のある報告プロセスと手続き、一般の人々との協議と公聴会、苦情を提出し処理する能力が含まれるべきである。

400. 国連システムは、組織的なジェンダー主流化の追求、特に「国連開発支援枠組」の下での結果を出すための資金の実体的増額、よりよく分類されたデータと統計を伴った進歩の監視、「国連システム全体にわたるジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための行動計画」の完全実施を通じた強力な説明責任システムの制度化を通じた「北京行動綱領」の実施を支援する際に強力な役割を持つ(総会決議67/226を参照)。

401. データのギャップに対処し、ジェンダー平等に向けた進歩を効果的に監視するためのデータの収集、報告、利用、分析を優先するために、加盟国からのさらなる努力が必要とされる。データ変革の一部としての強化された能力開発及びポスト 2015 年の開発アジェンダの監視を可能にするための幅広いジェンダー統計に捧げられるかなり増額した資金と共に、国の統計局へのかなり増額された投資が必要とされる。しかし、データの欠如が、政策の不作為の言い訳であってはならない。ジェンダー統計に加えて、質的データを含めたその他の筋のデータが、女性と女兒の生活と経験の複雑性すべてに関して情報を提供するために検証され、利用されるべきである。

(房野桂 訳)

付録：アンケートへの回答の地域配分率

アフリカ経済委員会	欧州経済委員会	ラ米カリブ海経済委員会	アジア太平洋経済社会委員会	西アジア経済社会委員会
アルジェリア	アンドラ	アルゼンチン	オーストラリア	イラク
ベナン	アルメニア	バルバドス	ブルネイ・ダルサーラム	ヨルダン
ボツワナ	オーストリア	ボリヴィア多民族国家	カンボディア	レバノン
ブルキナファソ	アゼルバイジャン	ブラジル	中国	オマーン
ブルンディ	ベラルーシ	チリ	フィジー	カタール
カーボヴェルデ	ベルギー	コロンビア	インド	サウディアラビア
カメルーン	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	コスタリカ	イラン・イスラム共和国	シリア・アラブ共和国
チャド	ブルガリア	キューバ	日本	アラブ首長国連邦
コモロ	カナダ	ドミニカ	マーシャル諸島	イエーメン
コンゴ	クロアチア	ドミニカ共和国	モンゴル	パレスチナ国
コートジボワール	キプロス	エクアドル	ナウル	
コンゴ民主共和国	チェコ共和国	エルサルヴァドル	ネパール	
ジブティ	デンマーク	グレナダ	ニュージーランド	
エジプト	エストニア	グアテマラ	パラオ	
エリトリア	フィンランド	グアイアナ	バプアニューギニア	
エチオピア	フランス	メキシコ	フィリピン	
ガボン	グルジア	パナマ	韓国	
ガンビア	ドイツ	パラグアイ	サモア	
ガーナ	ギリシャ	ペルー	シンガポール	
ギニア	ハンガリー	セントアヴィンセント・グレナディーン	ソロモン諸島	
ギニアビサウ	アイスランド	スリナム	タイ	
ケニア	アイルランド	トリニダード・トバゴ	東ティモール	
レソト	イスラエル	ウルグアイ	ヴァヌアトゥ	
リベリア	イタリア	ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国	ヴェトナム	
マダガスカル	カザフスタン			
マラウイ	キルギスタン			
マリ	ラトヴィア			
モーリタニア	リトアニア			
モーリシャス	ルクセンブルグ			
モロッコ	マルタ			
モザンビーク	モナコ			
ナミビア	オランダ			
ニジェール	ノルウェー			
ナイジェリア	ポーランド			
ルワンダ	ポルトガル			
サントメプリンシペ	モルドヴァ共和国			
セネガル	ルーマニア			
セイシェル	ロシア連邦			
シエラレオネ	スロヴァキア			
ソマリアル	スロヴェニア			
ソマリア	スペイン			
南アフリカ	スウェーデン			
南スーダン	スイス			
スーダン	タジキスタン			
スワジランド	旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国			
トーゴ	トルコ			
チュニジア	トルクメニスタン			
ウガンダ	ウクライナ			
タンザニア連合共和国	英国			
ザンビア				

ジンバブエ	米国 ウズベキスタン			
51/54	52/56	35/33(44)	25/43(53)^a	11/12(17)^b

注: 国連ウィメンは、各国から直接または地域委員会を通して、総計 164 本の報告書を受領した。この表は、地域委員会ごとの地域的配分を反映している。報告書は、一つの地域の下にのみ列挙されている。括弧内の数字は相当する地域委員会の加盟国の総数を反映している。

^a 報告書を提出したアフリカ経済委員会の加盟国、しかし、アジア経済社会委員会の加盟国でもある国はエジプト、モロッコ、スーダン及び手にニジアである。

^b 報告書を提出した欧州経済委員会の加盟国、しかし、アジア太平洋経済社会委員会の加盟国でもある国は、アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、カザフスタン、キルギスタン、ロシア連邦、タジキスタン、トルコ、トルクメニスタン及びウズベキスタンである。

(房野 桂 訳)